

保健福祉事業の概要

平成26年度



飯田市

【 目 次 】

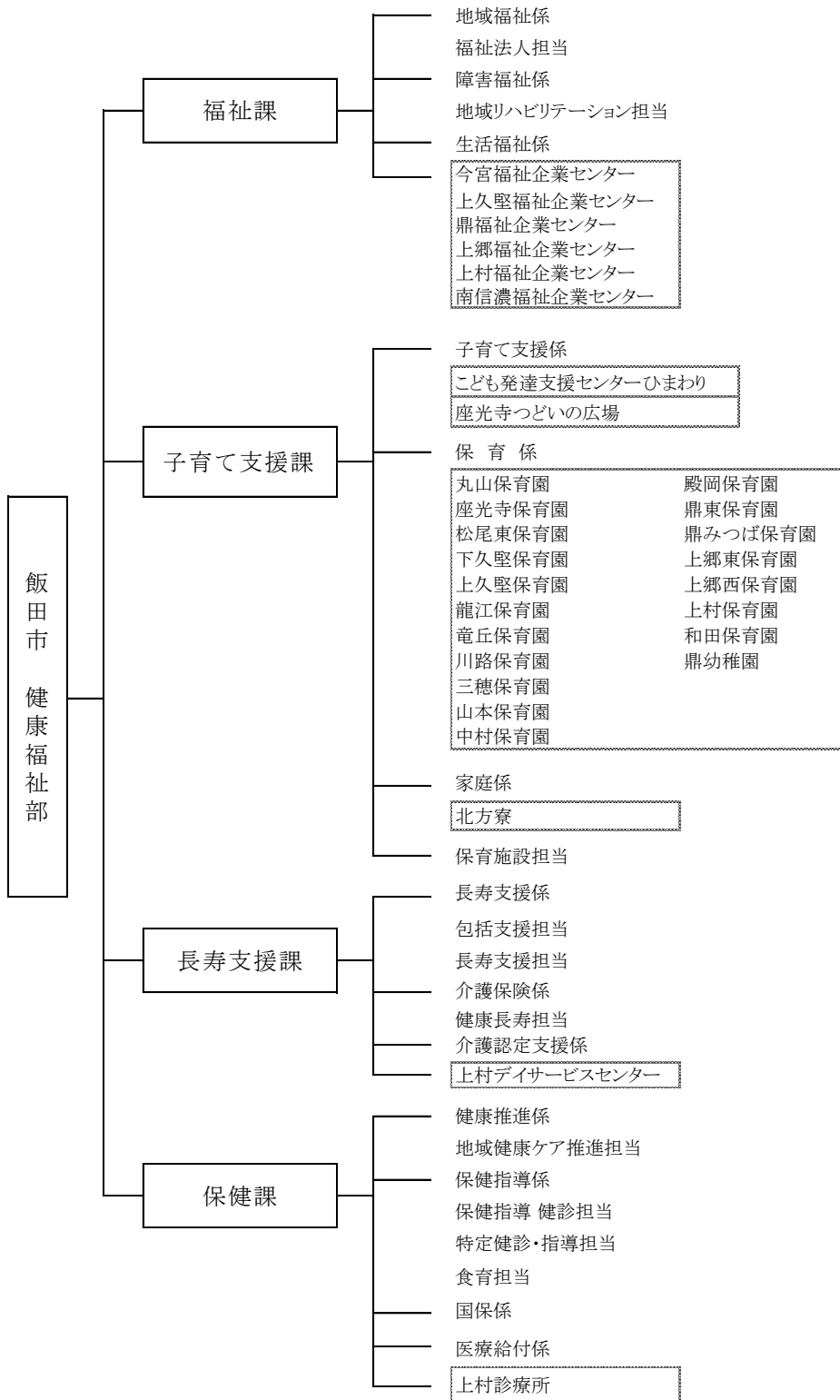
<u>1</u> 健康福祉部	3
1-1 健康福祉部機構図	4
1-2 健康福祉部の事務分掌	5
1-3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（平成 26 年度）	7
<u>2</u> 福祉課	15
2-1 地域福祉、更生保護、社会援護	16
2-2 民生委員・児童委員、福祉委員	18
2-3 障害者福祉施策	22
2-4 生活保護関係	32
2-5 福祉企業センター	36
<u>3</u> 子育て支援課	38
3-1 児童福祉関係	39
3-2 児童手当関係	42
3-3 ひとり親関係	42
3-4 地域子育て支援関係	44
3-5 こども発達センターひまわりの現況	48
3-6 平成 25 年度新すくすくプランの進捗状況	50
<u>4</u> 長寿支援課	71
4-1 要介護（要支援）認定者数	72
4-2 介護保険料	72
4-3 介護保険給付決定状況	73
4-4 介護サービス利用料の軽減制度	74
4-5 高齢者等の在宅福祉サービス	76
4-6 地域包括支援センター	83
4-7 いいだシニアクラブと生きがい対策	84
4-8 統計資料	85

<u>5 保健課</u>	86
5-1 人口動態	87
5-2 母子保健	88
5-3 成人保健	91
5-4 介護予防事業	100
5-5 精神保健	105
5-6 栄養指導	106
5-7 歯科保健	108
5-8 結核予防	109
5-9 献血	110
5-10 健康福祉委員等活動	111
5-11 食生活改善推進活動	112
5-12 救急医療対策事業	114
5-13 保健センターの概要	116
5-14 予防接種	117
5-15 後期高齢者医療制度	118
5-16 医療給付事業	120
5-17 国民健康保険	125
<u>6 飯田市社会福祉協議会</u>	135
6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	136
<u>7 保健・社会福祉施設等一覧</u>	140
7-1 市内保健福祉施設	141
7-2 介護保険事業者一覧	146
7-3 障害福祉サービス事業者一覧	154

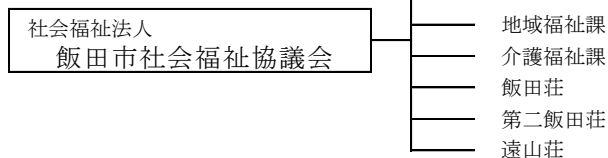
1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(平成26年4月1日現在)



【参考】



1-2 健康福祉部の事務分掌

課名	係名	分 掌 事 務
福祉課	地域福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 7 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 8 部内の庶務に関すること。 9 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障害福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者の福祉に関すること。 2 知的障害者の福祉に関すること。 3 精神障害者の福祉に関すること。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	生活福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護及び要保護に関すること。 2 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱に関すること。
	福祉法人担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
子育て支援課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 家庭児童相談に関すること。 3 児童虐待防止に関すること。 4 子どもの発達支援に関すること。
	保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 幼稚園に関すること。 4 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	家庭係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 女性相談に関すること。 6 母子家庭等福祉医療給付金の認定に関すること。
	保育施設担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の民営化に関すること。
	保健給食担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健・給食に関すること。

課名	係名	分 掌 事 務
長 寿 支 援 課	長寿支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関する こと。 2 高齢者の福祉に関すること。 3 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 4 高齢者福祉施設に関すること。 5 高齢者の施設措置等に関すること。
	介護保険係	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。 3 介護保険の給付に関すること。 4 介護保険料の賦課に関すること。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地 域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。 6 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に 対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	介護認定 支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定に関すること。 2 特養、養護老人ホームに関すること。
	包括支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。
	長寿支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の生きがい対策に関すること。 2 敬老事業に関すること。
	健康長寿担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の介護予防に関すること。 2 認知症施策に関すること。
保 健 課	健康推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 結核予防に関すること。 4 献血に関すること。
	保健指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康づくりに関すること。 2 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 3 難病及び精神保健に関すること。 4 食生活改善活動に関すること。 5 歯科保健に関すること。 6 地域における保健の推進組織に関すること。
	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関すること。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関すること。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関すること。
	医療給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関すること。 2 福祉医療費給付金の支給に関すること。 3 後期高齢者医療制度に関すること。 4 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定に基づき市長が行うべ き事項に関すること。

平成 26 年度 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要

(「平成 26 年度 飯田市当初予算 (案) の概要」より抜粋)

■ 飯田市一般会計の予算総額 459 億 2,000 万円 (対前年比 +6.1%)

IV 5つの基本方式の実現に向けて

1. 政策強化特別予算枠事業

後期基本計画の政策、施策の成果をさらに高めるとともに、リニア将来ビジョンの実現を図るため、次の事業に重点的に取り組みます。

単位：千円

事業名	基本方針	事業の概要	予算額	うち一般財源額
産業用地整備事業	I	新しい産業用地の整備について地元説明及び地形測量、基本計画の策定を行います。	25,000	25,000
消費拡大対策事業	I	消費税率の引上げによる消費の冷え込みに対し、市内の中小小売・サービス店が消費の拡大を目的に取り組む消費喚起のための連携事業を支援します。	1,500	1,500
買い物動向調査事業	I	各地域の買い物動向の把握を行い、地域生活インフラである中小小売機能の維持と強化のための基礎データを整理し、地域や事業者と共有化します。	300	300
新産業クラスター事業	I	平成 25 年度で実施している航空宇宙産業クラスター拠点整備をうけて、航空宇宙産業の集積強化のための専門家を配置し、中核企業の生産体制、人材の育成を支援します。	5,200	5,200
(仮称) こども家庭応援センターの開設準備	III	子育てに関してわかりやすく気軽に相談できるセンターの開設に向けて、市民の皆さんや専門家との意見交換や先進地視察を行い、準備を進めていきます。	2,990	0
新エネルギー推進リーディング事業	IV	モデル地区でのエネルギーによるまちづくり、木質バイオマス熱の利活用の検討を行います。また、小沢川小水力発電事業の実現など「みず」のエネルギーによる域産域消を進めます。	6,000	6,000
恒川遺跡群保存活用事業	V	国史跡指定「恒川官衙遺跡」の保存管理計画策定と史跡公園の整備に向けた計画策定を進めます。また、古代役所の政庁を把握するための調査を引き続き行います。	16,694	11,594
リニア推進・調査事業	V	リニア駅周辺の整備構想を策定するとともに、リニア将来ビジョンに掲げる都市像の実現に向けた事業を進めます。また、座光寺PAへのスマートインター設置のための調査及び関係機関との調整を行います。	99,688	99,688

事業名	基本方針	事業の概要	予算額	うち一般財源額
土地利用計画推進事業	V	今後の桜並木の活用や整備の方針について地元の皆さんと一緒に調査検討を行います。	2,000	2,000
飯田駅周辺プロジェクト事業	V	飯田駅周辺の集客・交流及び情報発信機能の充実などについて、調査、研究を始めます。飯田駅周辺等の空店舗解消に向け、多様な主体とともに創業支援に取り組みます。	4,500	2,000
計			164,176	153,586

2. 重点事業

■ 健康福祉部等の主要な事業 (注) 予算額欄の括弧内の数字は、平成25年度予算額です。

Ⅲ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

(1) 心と体の健康づくり【施策：31】

単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
予防接種事業	次代を担う子どもたちを感染症から守るため、法定の予防接種を全額公費で助成します。	引き続き法定の予防接種を全額公費で助成します。	156,247 (195,325)	保健課
食育推進事業	第2次飯田市食育推進計画の周知・実践に向けた活動を展開していきます。	共食をする人の増加に向けて、全ての世代に対し、機会の充実と啓発を行います。また、青壮年期の男性を対象とした健康教室を実施します。	2,420 (2,690)	保健課
運動による健康づくり事業	健康づくりのため、生活の中における身体運動(スポーツ活動だけでなく、生活における全ての身体の動き)を増やすきっかけづくりを行います。	今より身体活動量を10分増やす「歩こう動こうプラステン」について、様々な機会を活用して広報・啓発を行い、年代や健康状態に応じた運動指導を行います。	338 (410)	保健課
健康診査事業	地域との協働により、がん検診の受診率向上のための普及啓発と受診促進を行います。検診後の精密検査受診率の向上にも取り組みます。	受診率向上のための普及啓発・受診促進を行うとともに、国補助事業のがん検診推進事業を実施します。	96,846 (118,545)	保健課
健康づくり家庭訪問事業	生涯現役に向けたきっかけづくりのための健康相談や、特定健診の受診率向上など、保健師による訪問を全市に展開していきます。	保健師が、生活環境の変化が多い62歳の方へ家庭訪問を実施します。健康相談と併せて生活実態を把握し、地域の保健事業などへ反映させていきます。	1,161 (1,355)	保健課

(2) 医療の充実【施策：32】

単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
休日夜間救急診療所運営費	休日夜間急患診療所を運営します。	引き続き夜間・休日の急病も受診できるよう休日夜間急患診療所を開設します。	47,533 (48,043)	保健課
不妊治療費助成事業	不妊治療費の一部を助成し、治療を受けている夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図ります。	引き続き治療費の助成を行います。	5,500 (5,500)	保健課

(3) 共に支えあう地域福祉の推進【施策：33】

単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
【拡充】 福祉委員活動事業	民生委員・児童委員を飯田市福祉委員に委嘱し、地域福祉の活動に尽力してもらいます。また、その活動を支援します。	福祉委員の健康診査を行い、健康で継続的に福祉活動が行えるよう支援します。	43,987 (42,034)	福祉課
地域支え合い活動推進補助事業	地域内の課題に対して地域の力で解決に向けて取り組みに助成を行い、地域の支え合いを推進します。	まちづくり委員会や飯田市社会福祉協議会と協働しながら、地区ごとの実情や課題に即した主体的な活動を盛んにするため、プロジェクト的な取り組みを進めます。	3,530 (3,530)	福祉課
ふれあいの郷管理運営事業	指定管理者による飯田市福祉会館及びふれあいの郷公園の管理運営を行います。	老朽化し、故障した空調設備の改修工事を行います。	35,442 (9,957)	福祉課

(4) 障害者福祉の推進【施策：34】

単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
【新規】 計画相談推進事業	障害福祉サービスのさらなる充実に向けサービス等利用計画に基づき障害(児)者と、サービス提供事業所、計画相談員との連携強化を図ります。	サービス等利用計画の作成を推進するため計画相談の支援を行います。また、認定調査事務を指定相談支援事業所に委託します。	3,171 (0)	福祉課
【新規】 障害者生活ケアセンター運営事業	飯田市障害者生活ケアセンターのサービスの向上のための施設整備を行います。	平成14年4月開設以降使用している障害者用の特殊浴槽を更新します。	6,000 (0)	福祉課
【新規】 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の不便な面を補うための用具の購入費用の一部を給付します。	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具の購入費用の一部を給付します。	57 (0)	福祉課
障害者居宅生活支援事業	在宅の障害(児)者が、衛生的で快適な生活を営むことができるよう布団丸洗い乾燥サービスや、一時的に介護できない家族の支援を行います。	引き続き実施します。	11,570 (11,593)	福祉課

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
地域リハビリ推進事業	障害者が地域で安心して満足する生活を営み、障害の憎悪を予防する地域支援力の向上を行います。	引き続き地域におけるリハビリテーションのニーズに対応します。	1,072 (804)	福祉課
障害者の日常生活支援事業	障害の程度に応じた住宅改修費の助成や、外出手段が少ない障害(児)者の方への外出支援などを行い、日常生活の支援を行います。	引き続き実施します。	23,242 (23,626)	福祉課
障害者虐待防止対策事業	障害者虐待の防止や早期発見、迅速かつ適切な保護、自立の支援、適切な養護者に対する支援を行います。	障害者福祉施設従事者を対象に虐待の防止や対応への研修会を開催します。	309 (205)	福祉課
総合支援介護給付事業	障害の支援区分等に応じたサービス等利用計画に基づき、障害者総合支援法で規定する介護給付サービス費を給付します。	障害者の方の計画相談の充実を図り、その計画に応じた各種サービスの利用に対して、適切に介護給付サービス費を給付します。	946,713 (963,146)	福祉課
総合支援訓練等給付事業	障害の支援区分等に応じたサービス等利用計画に基づき、障害者総合支援法で規定する訓練等給付サービス費を給付します。	障害者の方の計画相談の充実を図り、その計画に応じた各種サービスの利用に対し、適切に訓練等給付サービス費を給付します。	551,883 (379,109)	福祉課
総合支援医療給付事業	障害の軽減・除去及び進行を防ぐための医療費の自己負担額を軽減します。	引き続き、更生医療(18歳以上)及び育成医療(18歳未満)の医療費の自己負担額を軽減します。	80,656 (51,800)	福祉課
総合支援補装具給付事業	障害(児)者の補装具の購入又は修理の費用の一部を給付します。	引き続き実施します。	26,200 (26,200)	福祉課
地域生活支援基本事業	障害者の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。	引き続き実施します。また、精神障害者等の家族同士の交流者ピアサポート活動に対し支援します。	19,956 (20,458)	福祉課
障害者日常生活用具給付事業	在宅の重度障害者等に対し、日常生活の不便な面を補うための用具の購入費用の一部を給付します。	引き続き実施します。	24,000 (24,000)	福祉課
地域生活支援給付事業	地域の特性や障害の支援区分等に応じて、自立した生活を送るための移動支援など、地域生活支援サービスの給付費を給付します。	引き続き実施します。	89,068 (95,820)	福祉課

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
障害者通所支援事業	身近な地域での早期療育を進めるため、障害児や発達の遅れが認められる児童が通所する放課後等デイサービスなど通所サービスの給付費を給付します。	引き続き実施します。	256,300 (196,584)	福祉課

(5) 高齢者福祉の推進【施策：35】

単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
【拡充】 高齢者 住宅リフォーム 助成事業	高齢者が居住する住宅について、移動等の障害となる要因を除去するための住宅リフォーム工事の経費の一部を助成します。	引き続き住宅リフォームの助成をし、住み慣れた自宅での日常生活を自力で行える高齢者数を増やし、介護予防の促進につなげます。	15,094 (13,100)	長寿支援課
特別養護老人 ホーム等建設 補助事業	長期入所 80 床規模の特別養護老人ホームの整備を支援します。	社会福祉法人綿半野原積善会による長期入所 80 床規模の特別養護老人ホーム建設に係る補助を行います。	119,145 (54,225)	長寿支援課

(6) 生活困難者の自立及び支援【施策：36】

単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
【新規】 生活困窮者自立 支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者への必要な支援を計画的に行い、早期に生活困窮状態からの脱却を図ります。	平成 27 年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行に向け、関係機関と協働してモデル事業を導入し、生活困窮者への早期の支援を行う機能と整えます。	11,000 (0)	福祉課
【新規】 臨時福祉給付金 給付事業	消費税率引上げに伴う、低所得者への臨時的給付措置を行います。	消費税率引上げに伴う生活への影響を緩和するため、給付対象者 1 人につき 1 万円を給付します。(対象者のうち老齢基礎年金受給者等は 1 人につき 5 千円加算。)	432,325 (0)	福祉課
ひとり親家庭 高等技能訓練 促進事業	ひとり親家庭の母親・父親が就職しやすくなるよう資格取得を支援します。	ひとり親家庭の自立支援のため、制度を広報し、啓発を行います。引き続き、資格取得を支援します。	3,482 (2,588)	子育て 支援課
児童扶養手当 給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当を支給します。	対象者へ制度の広報を行い、児童扶養手当の支給を行います。	408,684 (409,849)	子育て 支援課

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
公営住宅整備事業 (二ツ山団地)	二ツ山団地は耐用年数が過ぎ、老朽化が著しいため、平成21年度から29年度までに35棟140戸を7工区にわけ整備します。	平成26年度は第4期工事5棟20戸と集会所を整備します。	60,300 (87,177)	地域計画課

(7) 子どもを産み育てやすい環境の充実【施策：37】

単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
【新規】 (仮称)こども家庭応援センター事業	子育て支援の多様な主体を結び付け、子育ての悩みや不安を気軽に相談できる「(仮称)こども家庭応援センター」設置に向けて準備を行います。	センター設置に向けて、市民や専門家の意見を聴きつつ、先進地視察を行い、センターの基本方針、機能や役割、職員体制等の検討を行います。	2,990 (0)	子育て支援課
【新規】 子育て世帯臨時特例給付金給付事業	消費税率引上げに伴う、子育て世帯への臨時的給付措置を行います。	消費税率引上げに伴う子育て世帯への影響を緩和するため、対象児童1人につき1万円を給付します。	132,589 (0)	子育て支援課
【拡充】 こども発達総合支援事業	発達が心配な子どもを早期発見・早期支援の仕組みづくりを行います。子どもの一貫した発達支援のため情報共有と一体的な早期支援体制の構築に取り組みます。	幼保の発達支援の取り組みについて、医療関係者とも連携を図ります。また、幼保小連携の仕組みづくりは、研究園・研究校を選定し取り組みます。	13,026 (12,000)	子育て支援課
【拡充】 地域子育て支援拠点事業	つどいの広場を開設し、親子の交流、子育て相談、情報発信などを行います。	つどいの広場の新規開設や施設改修に取り組みます。	76,589 (39,266)	子育て支援課
結婚支援事業	初婚や再婚を問わず、結婚を希望する全ての人が、気軽に安心して相談できる環境を整備し、未来のパートナーとの出会いの機会を創出します。	出会いの機会を増やすため、結婚相談員やまちづくり委員会などが取り組む婚活イベントの開催を支援します。また、商工会議所等と協力し婚活のPRを行います。	4,499 (4,499)	福祉課
児童手当給付事業	子育ての経済的負担を軽減するよう、中学校修了までの子どもを扶養する保護者等に対し児童手当を支給します。	子どもの年齢、子どもの人数に応じて、児童手当の支給を行います。	1,873,935 (1,874,835)	子育て支援課
養育支援事業	関係機関と協働し、特別な支援が必要な児童・家庭に、相談・訪問や育児援助をするとともに、家庭の事情等により一時的に養育が困難な家庭への支援を行います。	(仮称)こども家庭応援センターの設置に向け、児童虐待における、対応困難なケースの増加に対処するための体制づくりを検討します。	8,997 (8,967)	子育て支援課

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
次世代育成支援 行動計画推進 事業	「みんなで子育て応援サポーター会議」により、子育て応援モデル事業の検討や情報の発信を行い、地域みんなで支えあう子育てを推進します。	新すくすくプラン後期計画の後継計画に位置づけられる「子ども・子育て支援事業計画」を、市民の皆さんの意見を聴きながら策定します。	5,979 (6,094)	子育て 支援課

◆ その他の関連施策【重点事業】

(10) 地域安全の推進【施策：43】 単位：千円

事業名	事業の概要	26年度の展開	予算額	担当課
消費生活推進 事業	消費生活に関する啓発・相談や法に基づく立入検査の実施等で、消費者保護に取り組みます。	消費生活相談員による相談窓口の設置、幅広い広報啓発活動や法に基づく立入検査等実施します。	2,759 (2,791)	男女共同 参画課

(11) 交通機関と道路の充実【施策：44】

事業名	事業の概要	25年度の展開	予算額	担当課
【拡充】 市民バス等運行 事業	交通弱者の移動手段の確保、低炭素なまちづくり等を目的に、路線バスや乗合タクシーの運行支援を行います。	引き続き運賃の地区別エリア制実証実験に取り組みます。また、乗合タクシーは、地区の高齢者の集まりでの出張PRなどを積極的に行い、利用促進に取り組みます。	99,511 (86,279)	リニア 推進課

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1. 地域福祉の推進事業

飯田市の地域福祉の考え方は、住民参加による実践的な地域福祉活動が行われることに重点を置き、それらの活動の積み重ねによって、地域福祉計画として形作っていくこととしている。

(1) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障害者など避難に支援が必要となる方々、いわゆる「要援護者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要援護者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成方法を「災害時」から「日常の支え合い」へ繋げていき、地域での支え合いを推進していくように、まちづくり委員会が主体となり、飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して取り組んでいる。

マップの作成・更新を通じて、地域内の状況（住民同士の繋がり、困難を抱えている人の人数、物的・人的な資源）を再確認し、地域内の繋がりをより強くしていく必要がある。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を推進することで、より具体的な支え合い活動に発展させていく。日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みを推進する。

(3) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、これまでは自力や助け合い等で解決できていた買い物、ゴミ出し、雪かき等が困難になる新たな課題が発生している。それらの課題は住民だけ、行政だけでは解決が難しいことが多く、住民、事業者、ボランティア、行政等がそれぞれの役割を発揮して解決する方法を検討できる体制が必要である。まずは各地区の課題や状況を確認する学習会を地区別に行っていく。

2. 保護司および“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）である。保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。

平成26年6月1日現在、当飯田地区では49名の保護司が活動している。また、保護司の活動を支える団体として、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会がある。

また、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”が、毎年7月を強調月間として行われている。

この運動を推進するため、社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内9団体（飯田市・飯田地区保護司会・飯田市更生保護女性会・飯伊地区更生保護協力事業主会・飯田市まちづくり委員会・飯田人権擁護委員協議会中部部会・飯田市校長会・飯田市PTA連合会・長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成されている。

第 63 回 “社会を明るくする運動” 飯田市推進委員会実施事業

- (1) 公開ケース研究会 7月3日(水)
会場：座光寺公民館 参加人数：120名
- (2) 地区講演会 7月23日(火)
会場：鼎公民館 参加人数：119名
- (3) ミニ集会
7月を中心に各地で全108回開催 参加人数：延べ2,288名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
◎市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
◎竜峡中学校で講話会を開催 7月2日(火) 参加人数：200名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動” 長野県推進委員会が主催するコンテストに参加。
題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生 950点、中学生 615点
入選数：小学生 最優秀賞0 優秀賞0 入賞8
中学生 最優秀賞0 優秀賞0 入賞2
- (6) 愛のはがき募金
募金総額 3,639,839円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3. 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。平成26年5月1日現在で、国費帰国者は36世帯51人である。

しかし、永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多い。また、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。このようなことから、平成19年11月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は（2）および（3））

- (1) 老齢基礎年金の満額支給
- (2) 生活支援金支給
- (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - イ 交流事業支援（松尾・川路・山本・上郷で実施）
 - ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）その他中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4. 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻のうち、一定の要件を満たす方に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金を支給する事務を行っている。

2-2 民生委員・児童委員、福祉委員

■ 概 況

民生委員は、民生委員法（昭和23.7.29施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に済世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展してきた。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、過去5回にわたる市町村合併や世帯増等により定数増が図られ、平成25年12月現在で236名となっている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、当初19名が委嘱された。平成25年12月現在で25名の定員となっている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■ 飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定により、飯田市内20地区単位に地区協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1. 平成26年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画

(1) 事業方針

社会・経済情勢は依然として厳しく、地域における福祉課題は、住民の孤立・孤独化の進行や育児・介護の不安・負担の増大、災害時の要援護者の支援に加え、消費者被害や生活困難者の増加など、複雑・多様化しています。

こうしたなか、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設90周年記念活動強化方策の行動宣言に「広げよう地域に根ざした思いやり」を掲げ、長野県民生児童委員協議会では、平成25年度目標として、「広げよう 地域の笑顔！ 元気！ 支え合い！」～誰もが住みやすい地域づくりをめざして～ を掲げます。

飯田市民生児童委員協議会においても、これらの方針に沿いながら、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、行政や関係機関と協働して取り組みます。日々の活動の中で、地域における住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域福祉につなげるための住民の立場に立った活動展開と相談・援助活動を行い、地域住民のコミュニケーションや連帯性を活かせる活動に積極的に取り組みます。

地区民児協の運営体制づくりと組織強化を推進するために、地区民児協、合同民児協及びブロック民児協における学習会や研修会の他、他町村民児協等との情報交換に努め、援助を必要としている

方に、よりの確で迅速な情報提供や対応ができる体制づくりと、災害時一人も見逃さない運動にもとづく地区民協活動として、災害時要援護者の把握や災害時住民助け合いマップ作成への協力を行い災害に強い地域づくりに取り組みます。

さらに、個人情報保護法を遵守し、人権尊重、プライバシーの保護、権利擁護の視点に立ち、住民に信頼され、行動する民生・児童委員としての活動を展開します。

(2) 重点事項

- ① 個別援助活動の強化
- ② 在宅援助のためのネットワークづくり
- ③ 地域福祉推進への積極的な協力
- ④ 災害時一人も見逃さない運動に基づく災害時要援護者の把握及び災害時助け合いマップ作成への積極的な協力
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑦ 地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進
- ⑧ 民生・児童委員の資質向上
- ⑨ 関連する団体等の事業への協力
- ⑩ 委員の一斉改選における、適任者が推薦される環境づくり並びに新旧委員間や単位民協内の円滑な引き継ぎ

(3) 具体的な活動の進め方

- ① 個別援助活動の強化
 - ア 民生委員活動の基本重視と自立支援
 - 担当区域内の掌握、住民の生活を状況により把握、日常活動の継続、秘密保持、知識や情報の習得
 - イ 要援護者に対する個別ニーズの把握
 - ウ 要援護者処遇検討会議の充実
 - エ 相談及び助言、情報提供を含めた援助活動の強化
 - オ 福祉台帳の点検・整備と活動記録の活用
- ② 在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
 - イ 介護者の実態とニーズの把握
 - エ 福祉・保健・医療及び介護保険のネットワークづくりの推進
 - オ 地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ③ 地域福祉推進への積極的な協力
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
 - イ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ
 - エ 在宅援助ボランティアの発掘
- ④ 災害時一人も見逃さない運動に基づく災害時要援護者の把握及び災害時助け合いマップ作成へ

の積極的な協力

災害時住民支え合いマップづくりに積極的に協力をする。また、マップから見えてきた要援護者等の課題に対して、関係機関と連携をとり災害時に限定しない要援護者支援のネットワークづくりを構築する。

⑤ 関係機関との連携

ア 他の関係する機関及び団体等との連携

イ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協を開催

⑥ 生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進等

ア 要援護世帯(者)に対し、必要に応じて生活実態を把握し、生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯(者)に対して、貸付・償還方法を検討し、積極的に援助指導を行う。

イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯(者)の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動を強化する。

⑦ 子育て環境づくりの促進及び青少年健全育成活動の推進

ア おめでとう赤ちゃん訪問活動事業の継続により、地域ぐるみで子育てを応援する。

イ 地域における児童福祉の向上と児童健全育成活動の一層の推進を図るため、必要に応じて主任児童委員会を開催する。

ウ 保育園や学校等との連携のもと、児童に対する虐待等防止活動等に積極的に協力する。

エ 青少年健全育成について関係団体との連携を図りながら、その活動の推進をする。

⑧ 民生・児童委員の資質の向上と民児協の組織強化

民生・児童委員の資質の向上と民児協の組織強化を図るため、地区民児協定例会、合同民児協、ブロック研修会等において福祉施策等の学習会を開催するとともに、他町村民児協等との情報交換に努める。

(4) 月別事業計画

4月 監査会 (18日)

5月 県民児協理事会 (8日)、総会・研修会 (12日)、民生委員児童委員の日 (12日)、
県民児協代議員事務担当者合同会議 (13日)、第1回会長会 (16日)

7月 第74回関東ブロック民生児童委員活動研究協議会 (19日～20日)、第2回会長会 (25日)

8月 県民児協理事会 (19日)、民児協会長研修 (26日)

9月 主任児童委員研修 (2日)、県社会福祉大会 (10日)、第3回会長会 (19日)、敬老の日訪問、

10月 共同募金運動協力、研修旅行 (2～3日) 全国民生委員児童委員大会 (23日～24日)

11月 第4回会長会 (21日)、全国社会福祉大会、委員研修会 1期目 (27日)・2期目以上 (5日)

12月 県民児協代議員会・理事会 (16日)、飯田市社会福祉大会 (19日)、歳末助け合い協力、重度障害者・要介護者の介護者慰労

1月 第5回会長会

2月 全国児童委員研究協議会

3月 第6回会長会、県民児協理事会 (10日)

(5) 随時事業

- ① 地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ② 県社協・市社協、県民児協等他機関への協力
- ③ 地区福祉懇談会への協力
- ④ 独居老人友愛訪問事業への協力
- ⑤ ブロック研修会の開催
- ⑥ 「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2. 平成26年度飯田市民生児童委員協議会役員 (H26. 4. 1現在)

- 会長 椎名 佑平 (上久堅地区会長)
 副会長 山崎 博文 (南信濃地区会長)
 " 西野 武久 (橋北地区会長)
 " 菅沼 輝美 (橋南地区会長)

地区名	会長氏名	民生・児童委員数			内主任児童委員数
		男	女	計	
橋北	西野 武久	4	8	12	1
橋南	菅沼 輝美	4	7	11	1
羽場	熊谷 清文	4	8	12	1
丸山	松村 由美子	1	8	9	1
東野	奥村 哲也	5	4	9	1
座光寺	駒瀬 靖彦	4	5	9	1
松尾	清水 正則	8	12	20	2
下久堅	岡島 政晴	6	3	9	1
上久堅	椎名 佑平	2	5	7	1
千代	遠山 良昭	2	6	8	1
龍江	奥村 良人	4	5	9	1
竜丘	下平 辰春	6	7	13	2
川路	矢沢 政雄	3	3	6	1
三穂	塩沢 孫六	3	3	6	1
山本	竹村 正子	6	4	10	1
伊賀良	伊藤 力	9	13	22	2
鼎	新井 清吉	10	13	23	2
上郷	篠田 和夫	9	16	25	2
上村	鎌倉 豊	1	4	5	1
南信濃	山崎 博文	6	5	11	1
合計		97	139	236	25

2-3 障害者福祉施策

1. 概況

平成 25 年度末現在の障害者数は、身体障害者手帳保持者数 6,039 人、療育手帳保持者数 755 人、精神保健福祉手帳保持者数 605 人となっており、共通して障害が重い人が増え、高齢化の傾向にある。

2. 主な事業

障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては、平成 25 年 9 月、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた第 3 次障害者基本計画を策定されました。飯田市においては、「第 4 次障害者施策に関する長期行動計画」及び「第 3 期障害福祉計画」に基づき、障害者自らが、自分の生き方を選択し、自立できる支援を進めており、「みんながって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を目指している。

(1) 障害者福祉制度の改革

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 15 年 4 月から始まった「支援費制度」が障害者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成 18 年 4 月に「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成 23 年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等に置ける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）が施行される。

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障害児者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア. 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月～）

※対象となる疾病は国が定める 130 疾病

イ. 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）

ウ. 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

エ. 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）

オ. 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

カ. 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）

キ. サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）

その他関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24.6	H25.4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表
H25.6	H28.4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」
H26.1		障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定

(2) 相談支援事業

・一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障害種別毎に支援センターが開設されてきた経過があったため、平成19年4月に「飯伊圏域障害者総合支援センター」が身体障害と知的障害を、「南信地域活動支援センター」が精神障害を、「飯田市こども発達センターひまわり」が障害児の相談支援事業を開始した。

障害者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

平成25年度相談件数

(単位：延人数)

相談支援内容	飯伊圏域障がい者総合支援センター	南信地域活動支援センター	こども発達センターひまわり
福祉サービスの利用等に関すること	842 (18)	105	17
障害や病状の理解に関すること	217 (2)	227	265
健康・医療に関すること	221 (3)	139	14
不安の解消・情緒安定に関すること	235 (16)	288	0
保育・教育に関すること	39 (0)	0	3,906
家族関係・人間関係に関すること	124 (21)	383	11
家計・経済に関すること	94 (0)	100	-
生活技術に関すること	66 (0)	361	-
就労に関すること	49 (0)	143	-
社会参加・余暇活動に関すること	7 (0)	114	-
権利擁護に関すること	35 (0)	7	-
その他	47 (0)	113	0
計	1,976 (60)	1,980	4,213

※（カッコ内書きはピアカン）

・計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が図られ、障害福祉サービス等を申請した障害児者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のモニタリングを段階的に進めている。

また、平成 26 年度末までに、全ての障害福祉サービス等を利用する障害児者は、このサービス等利用計画の作成が必要となる。

・地域移行支援・地域定着支援

施設の退所や退院可能精神障害者の地域生活への移行に取り組んでいる。

(3) 南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。

- ① 中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 自立支援部会をはじめ、地域生活支援・療育支援・権利擁護・就労支援の 5 つの専門部会の、協議及び調整
- ⑤ 市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥平成 25 年 12 月から療育部会に重心チームが発足し活動を開始
- ⑦ その他必要な事項

3. 主な障害者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当（県）	重度若しくは中度の身体障害又は知的障害、精神障害がある 20 歳未満の児童を監護している者	月額 1 級 49,900 円、2 級 33,230 円 年 3 回 4 月、8 月、11 月に支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障害者	月額 26,000 円 年 4 回 5 月、8 月、11 月、2 月に支給。 病院又は、診察所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障害児（20 歳未満）	月額 14,140 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害者等介護支援金（市単独）	常時介護を必要とする重度心身障害児者と同居し、基準日以前 1 年間に 6 カ月以上介護している者で市民税非課税世帯	基準日 9 月 1 日 支払月 12 月。 年額 90,000 円	

施策名	対象者	施策の説明	備考
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障害者手帳3級以上該当者 ・療育手帳A1、A2、B1該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神保健福祉手帳1級該当者（医療費は外来分のみ対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障害者、知的障害者、精神障害者難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障害者、知的障害者、精神障害者難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障害者、将来障害を残すと認められる疾患がある児童 精神障害者（県）	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限あり。
補装具給付事業	身体障害者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障害者、知的障害者、精神障害者難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターのサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障害者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、ストマ、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則1割負担。ただし負担上限や軽減あり。
寝具洗濯乾燥サービス事業（市単独）	在宅の重度の心身障害児者	使用している寝具について、年2回丸洗い乾燥サービスを行う。（介護保険対象者との重複分を除く。）	
家庭介護者疲労回復事業（市単独）	常時介護を必要とする在宅の重度心身障害児者の介護者	家庭介護者が疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。（介護保険対象者との重複分を除く。）	
訪問理美容サービス事業（市単独）	在宅の重度の心身障害児者	1回につき1,000円、年間6回まで。（介護保険対象者との重複分を除く。）	
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障害児者	家族が障害児者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間1人300時間	食費その他実費負担有り

施策名	対象者	施策の説明	備考
障害児者タクシー利用料金助成事業（市単独）	障害程度が3級以上の身体障害者手帳保持者（ただし3級の外部障害者は前年分所得税非課税者）、A1～B1の療育手帳保持者・精神障害1級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成（年間500円券×35枚） ただし自動車・軽自動車税の税減免を受けている方は対象外。	
重度心身障害児通院費助成事業（市単独）	特別児童扶養手当1級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費 1/2
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障害者	聴覚障害者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項で市長が適当と認めた場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	
代読奉仕員派遣事業	視覚障害者	視覚障害者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障害者や要介護状態の方	障害者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅におけるリハビリを行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障害児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさしい住宅改良促進事業	65歳未満で障害程度が1～6級までの身体障害者手帳保持者（ただし4～6級手帳保持者は独居者又は常時介護する者がいない者） 前年の所得税額が8万円以下の世帯	障害の程度に応じ浴室、便所、台所、階段などの整備改善を図るときに70万円以内を補助。	
障害者余暇活動支援事業	在宅の障害者	週末等に障害者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
自動車税の減免	手帳の種類・障害者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税が免除される。	

4. 専門職の設置

<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 1名 ・作業療法士 1名（兼務） 	<p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅での機能訓練 ○飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、 障害児の早期発見・早期療育及び発達相談等 ○障害者・高齢者施設での機能訓練
<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者 1名 	<p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○りんご庁舎での手話通訳 ○庁舎以外での手話通訳 ○手話通訳者のコーディネイト ○要約筆記奉仕員への依頼・通知 ○緊急時への対応

5. 障害者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月 1 日「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に障害者虐待防止センターを設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため障害者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

平成 25 年度 障害者虐待の状況

(H26. 3. 31 現在)

養護者による虐待		虐待の種類	
相談・通報・届出件数	3 件	身体的虐待	0 件
事実確認調査件数	2 件	性的虐待	0 件
虐待と判断	0 件	心理的虐待	0 件
虐待ではない	3 件	放棄・放任	0 件
未確認	0 件	経済的虐待	0 件

*虐待の内容によって重複する場合あり

障害者福祉施設従事者等による障害者の虐待		虐待の種類	
相談・通報・届出件数	2 件	身体的虐待	0 件
事実確認調査件数	2 件	性的虐待	0 件
障害者支援施設	2 件	心理的虐待	0 件
グループホーム	0 件	放棄・放任	0 件
その他	0 件	経済的虐待	0 件

使用者による障害者虐待	0 件
-------------	-----

6. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

- ・飯田市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

平成 25 年度 目標額 2,500 千円 実績額 1,270 千円

平成 26 年度 目標額 2,500 千円

7. 障害者の統計

(1) 身体障害者

①障害別等級別障害者数

(H26. 3. 31 現在)

障害別等級別		1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	4 級 (人)	5 級 (人)	6 級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	率 (%)	
視 覚 障 害		59	69	25	21	41	41	256	113	143	4.23	
聴 覚 障 害		-	109	121	90	-	540	860	393	467	14.25	
ろ う あ		-	2	-	-	-	-	2	1	1	0.03	
平 衡 機 能 障 害		-	-	3	-	1	-	4	1	3	0.06	
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害		-	-	20	14	-	-	34	23	11	0.56	
そ しゃく 機 能 障 害		-	-	-	3	-	-	3	-	3	0.04	
肢 体 不 自 由	上 肢	切 断	1	3	23	25	9	7	68	48	20	1.12
		機 能 障 害	23	262	155	163	87	63	753	402	351	12.46
	下 肢	切 断	1	-	16	28	-	3	48	31	17	0.79
		機 能 障 害	46	105	674	992	220	79	2116	650	1466	35.13
体 幹 機 能 障 害		138	236	160	-	88	-	622	305	317	10.29	
心 臓 機 能 障 害		498	-	96	62	-	-	656	331	325	10.86	
腎 臓 機 能 障 害		278	-	19	1	-	-	298	193	105	4.93	
呼 吸 器 機 能 障 害		26	-	86	16	-	-	128	90	38	2.11	
ぼ う こ う ・ 直 腸 小 腸 機 能 障 害		1	-	15	164	-	-	180	107	73	2.98	
小 腸 機 能 障 害		-	-	1	1	-	-	2	1	1	0.03	
肝 臓 機 能 障 害		6	-	-	-	-	-	6	4	2	0.09	
免 疫 機 能 障 害		1	-	2	-	-	-	3	3	-	0.04	
計		1,078	786	1,416	1,580	446	733	6,039	2,696	3,343	100.0	
率 (%)		17.85	13.01	23.45	26.18	7.38	12.13	100.0	44.64	55.36	100.0	

②年齢別身体障害者数

(H26. 3. 31 現在)

等級別	合 計									備 考
	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	
0歳～5歳	6	3	5	4	-	-	18	11	7	19歳未満 81人 1.3%
6歳～14歳	18	9	9	2	-	4	42	23	19	
15歳～17歳	4	6	3	-	-	2	15	7	8	
18歳～19歳	-	4	-	1	-	1	6	4	2	
20歳～39歳	48	37	28	28	7	9	157	88	69	20～59歳 683人 11.3%
40歳～49歳	44	28	37	33	15	18	175	95	80	
50歳～59歳	81	50	70	91	40	19	351	189	162	
60歳～64歳	76	51	56	118	44	28	373	188	185	60以上 5,275人 87.4%
65歳～74歳	240	172	271	399	109	111	1,242	653	589	
75歳以上	561	426	937	967	228	541	3,660	1,438	2,222	
合 計	1,078	786	1,416	1,583	443	733	6,039	2,696	3,343	

(2) 知的障害者

知的障害者療育手帳所持者数

(H26. 3. 31 現在)

区分	年齢	18歳未満			18歳以上			合 計		
		男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1		38 (10)	28 (10)	66 (20)	113 (21)	71 (15)	184 (36)	151 (31)	99 (25)	250 (56)
A 2		-	1	1	3	8	11	3	9	12
B 1		18	21	39	93	65	158	111	86	197
B 2		66	34	100	124	72	196	190	106	296
計		122	84	206	333	216	549	455	300	755

* () の中には、重症心身障害児(者)を再掲

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(H26. 3. 31 現在)

	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	合 計 (人)
男	219	93	28	340
女	169	75	21	265
計	388	168	49	605

8. 障害者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

サ ー ビ ス 名	延べ利用人員 (人)	H26. 3. 31 現在 (人)
居 宅 介 護	786	58
同 行 援 護	192	9
行 動 援 護	219	16
シ ョ ー ト ス テ イ	253	20
療 養 介 護	108	9
生 活 介 護	3, 353	255
施 設 入 所 支 援	1, 797	147
自 立 訓 練	359	34
グループホーム・ケアホーム	1, 646	137
就 労 移 行 支 援	640	44
就 労 継 続 支 援	2, 366	235
計 画 相 談	416	246
計	12, 135	1, 210

(2) 地域活動支援センター

施 設 名	延べ利用人員 (人)	H26. 3. 31 現在 (人)
南信地域活動支援センター	320	24
七 和 の 里	132	11
つ く し ん ぼ	70	6
か す た ・ ね っ と	328	30
花 工 房 か ぎ ぐ る ま	82	7
カントリーフォーク田園	103	10
つ ば さ 作 業 所	12	1
計	1, 047	89

(3) 地域生活支援事業

サービス名	延べ利用人員(人)	H26.3.31現在(人)
移動支援	973	76
訪問入浴	76	6
日中一時支援	324	30
計	1,373	112

(4) 居宅生活支援事業

サービス名	延べ利用人員(人)	H26.3.31現在(人)
タイムケア	1,242	227
訪問理美容	8	2
布団乾燥	26	15
計	1,276	244

(5) 障害児通所支援事業

サービス名	延べ利用人員(人)	H26.3.31現在(人)
児童発達支援	527	40
放課後等デイサービス	1,856	156
障害児相談支援	207	116
計	2,590	312

2-4 生活保護関係

【生活保護の動向】

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和26年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成4年頃から保護率は3%前後で横這いとなった後、平成9年度からは再び減少に転じ、平成12年度には2.5%にまで減少した。その後、平成13年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後3.3%から3.5%で推移してきた。しかし、平成20年秋の世界同時不況後は上昇を続け、21年8月には3.81%と、近年にない高い保護率となった。その後、保護率は低下することなく緩やかに上昇し、平成26年3月末現在の被保護世帯は361世帯、被保護人員が427人、保護率は4.04%で、増加傾向にある。

世帯類型別に見ると、年度平均で高齢者世帯が43.7%、母子世帯が2.3%、障害者世帯が17.7%、傷病者世帯が15.5%、その他世帯が20.9%となっている。高齢者世帯、母子世帯及びその他世帯の増加が見られる。特にその他世帯の増加が顕著であり、引き続きハローワークとの連携による就労支援が必要と考えている。

平成25年度における生活相談件数は、実人数409件、延べ569件となっており、前年度に比べ減少している。しかし、その中で生活保護の申請に至った割合は前年度より高くなっており、相談がそのまま生活保護申請に至るケースが見受けられる。

1. 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：千円)

区分		年度	S40年度 (1965)	S50年度 (1975)	S60年度 (1985)	H7年度 (1995)	H12年度 (2000)	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H25年度 (2013)
		実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数
被保護世帯	実数	396	339	312	235	218	279	338	350	
	指数	100	86	79	59	55	70	85	88	
被保護人員	実数	836	544	477	301	269	338	388	412	
	指数	100	65	57	36	32	41	46	49	
保護率	実数	10.5	6.8	5.9	2.9	2.5	3.2	3.7	3.9	
	指数	100	65	56	28	24	30	35	37	
保 護 費	生活扶助	支出額	26,082	76,133	124,349	121,480	183,232	161,205	183,232	188,168
		構成比	29.9	26.4	25.1	24.3	25.1	27.5	25.1	29.2
	住宅扶助	支出額	2,006	4,549	14,945	25,450	55,051	43,439	55,051	66,920
		構成比	2.3	1.6	3.0	5.1	7.5	7.4	7.5	10.4
	教育扶助	支出額	2,743	2,797	4,892	2,438	881	660	881	2,135
		構成比	3.1	1.0	1.0	0.5	0.1	0.1	0.1	0.3
	医療扶助	支出額	51,952	171,327	308,366	291,136	378,094	278,842	378,094	279,670
		構成比	59.5	59.5	62.3	58.3	51.7	47.7	51.7	43.4
	介護扶助	支出額	-	-	-	-	19,064	17,005	19,064	9,306
		構成比	-	-	-	-	2.6	2.9	2.6	1.5
	出産扶助	支出額	-	35	-	-	-	-	-	-
		構成比	-	0.0	-	-	-	-	-	-

保	生業扶助	支出額	334	66	60	-	113	-	113	797
		構成比	0.4	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	0.1
護	葬祭扶助	支出額	119	450	700	318	-	144	571	606
		構成比	0.1	0.2	0.1	0.1	-	0.0	0.1	0.1
費	小計	支出額	83,236	255,357	453,312	440,822	393,457	501,295	637,006	547,602
		構成比	95.3	88.7	91.6	88.3	86.5	85.6	87.1	85.0
保護施設事務費 及び委託事務費		支出額	4,091	32,647	41,833	58,364	61,313	84,168	94,017	96,232
		構成比	4.7	11.3	8.4	11.7	13.5	14.4	12.9	15.0
合計		支出額	87,327	288,004	495,145	499,186	454,770	585,463	731,023	643,834
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 飯田市保護率の状況（平成26年3月31日現在）

地区	区分	世帯数(A) (H25.10.1)	人口(B) (H25.10.1)	被保護世帯数		被保護人員		保護率(%) (D) / (B) × 1,000
				停止中を含む(C)	停止中を含む(D)			
橋北		1,556	3,335	18	19		5.70	
橋南		1,311	2,964	40	42		14.17	
羽場		2,014	5,223	57	63		12.06	
丸山		1,509	3,692	18	20		5.42	
東野		1,335	3,162	15	16		5.06	
小計		7,725	18,376	148	160		8.71	
座光寺		1,582	4,629	9	12		2.59	
松尾		4,782	12,981	41	52		4.01	
下久堅		996	3,144	5	5		1.59	
上久堅		521	1,442	2	2		1.39	
千代		610	1,838	2	2		1.09	
龍江		1,006	3,012	2	2		0.66	
竜丘		2,423	6,964	6	6		0.86	
川路		726	1,987	4	5		2.52	
三穂		445	1,524	-	-		-	
山本		1,703	5,085	19	25		4.92	
伊賀良		5,144	14,627	38	64		4.38	
鼎		5,108	13,560	35	41		3.02	
上郷		5,361	14,248	40	41		2.88	
上村		216	493	2	2		4.06	
南信濃		806	1,701	8	8		4.70	
新市小計		31,429	87,235	213	267		3.06	
上郷・上村・南信濃 を除く全市		32,771	89,169	311	376		4.22	
全市合計		39,154	105,611	361	427		4.04	

3. 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

（標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女）

単位：円

年度 扶助別	S40年 (1965)	S50年 (1975)	S60年 (1985)	H7年 (1995)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H25年 (2013)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	171,960	176,692
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	31,800	31,800
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	4,710	4,710
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	208,470	213,202
1人当り平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	52,117	53,300
指数	100	394	811	1,181	1,242	1,259	1,287

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4. 被保護世帯分類（厚生省報告例による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H12年7月 (2000)		H17年7月 (2005)		H22年7月 (2010)		H25年7月 (2013)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	97	43.7	127	48.1	148	43.5	151	44.0
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	6	2.7	5	1.9	6	1.8	6	1.7
障害者世帯	25	7.0	59	18.3	163	51.1	58	19.0	82	36.9	55	20.8	63	18.5	60	17.5
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	30	13.5	52	19.7	80	23.5	51	14.9
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	7	3.2	25	9.5	43	12.7	75	21.9
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100	222	100.0	264	100.0	340	100.0	343	100.0

5. 平成25年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月平均
申請	7	10	6	6	8	9	6	3	13	13	9	12	102	8.5
却下	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	2	-	5	0.4
開始	9	8	6	3	7	8	10	3	9	9	5	9	86	7.2
廃止	7	6	1	6	9	4	3	4	3	10	5	15	73	6.1

6. 保護の原因別開始・廃止件数

ア 保護開始

年度	保護原因								合計
	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・不在	老齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他(転入を含む)	
H2(1990)	18	2	-	-	7	-	-	6	33
H12(2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31
H17(2005)	24	1	-	4	3	5	11	4	52
H22(2010)	17	-	-	2	2	24	20	13	78
H25(2013)	22	1	2	4	20	7	18	12	86

イ 保護廃止

年度	理由										合計
	世帯主の疾病治療	世帯員の疾病治療	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等他法負担	親戚等の引き取り	その他(転出・辞退を含む)	
H2(1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12(2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H17(2005)	-	-	13	2	-	-	8	-	-	4	27
H22(2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74
H25(2013)	1	-	16	17	1	15	6	1	4	12	73

7. 行旅病人・浮浪者等の援護状況

項目	年度	S40年(1965)	S50年(1975)	S60年(1985)	H2年(1990)	H7年(1995)	H12年(2000)	H17年(2005)	H22年(2010)	H25年(2013)
	来所者数		28	21	28	26	29	67	33	12
電車賃等支給件数		26	21	28	24	28	54	27	12	4
食費代支給件数		12	18	17	17	19	27	6	-	-
宿泊代支給件数		4	-	-	1	1	2	-	-	1
行旅死亡人		-	-	-	-	-	-	-	-	1

2-5 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障害をお持ちの方や精神上の理由または、家庭の事情で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

施設名	今宮 福祉企業 センター	上久堅 福祉企業 センター	鼎 福祉企業 センター	上郷 福祉企業 センター	上村 福祉企業 センター	南信濃 福祉企業 センター
開設年月日	S37.4.1	S36.6.1	S29.12.1	S37.8.1	S38.10.12	S38.10.20
分場	—	—	—	—	3箇所 (程野、中郷、下栗)	1箇所 (木沢)
定員	30名	20名	30名	30名	20名	50名
利用者数	28名	13名	26名	31名	12名	25名
(内訳)						
身体障害者	3名	1名	1名	6名	3名	2名
知的障害者	9名	1名	10名	7名	1名	0名
精神障害者	3名	0名	1名	7名	0名	2名
高齢者	7名	11名	5名	7名	4名	15名
その他	6名	0名	9名	4名	4名	6名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 茶箱折	水引 金封 木工 菓子詰 電気 エプロンボタン付	抵抗器サン作業 換気扇部品組立 自動車部品組立 菓子・漬物箱詰・箱折 贈答用品箱詰・包装	菓子箱詰・袋詰 自動車用ハーネス組立 水引金封入れ 贈答用品箱詰・包装 小麦の選別 瓦屋根軒先部品組立	自動車ハーネス組立 縫製 工芸品	自動車ハーネス 菓子箱詰・箱折 工芸品 凍み豆腐縛り
販売高(円)	9,126,358	2,892,149	9,612,133	8,452,724	2,762,624	6,486,744
工賃(円)	9,076,825	2,809,597	8,905,665	8,230,695	2,505,087	5,712,171
利用料(円)	—	191,012	30,730	322,333	143,390	482,513

※販売高：平成25年度受託事業収入

※工賃：平成25年度支払工賃総額

※利用料：平成25年度一般利用者利用料(10%)

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1. 保育所の数及び定員の推移

平成26年4月1日現在の認可保育所は37か所（施設数は39か所）である。入所児童数は未満児、乳児保育の一般化により増加傾向にある。

さらに、就労形態の多様化、産休明けの職場復帰、景気不安による女性の求職・就労の増加により年度途中からの入所児童が増加しており、平成25年度途中入所児童は420人余に及ぶ。

施設数及び定員

(4月1日現在)

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
22	20	1,630	21	1,804	41	3,434
23	20	1,630	21	1,856	41	3,486
24	20	1,725	21	1,884	41	3,609
25	18	1,710	21	1,916	39	3,626
26	18	1,710	21	1,933	39	3,643

2. 年齢別保育所入所状況

(平成26年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
101 丸山保育園	-	-	-	15	15	22	52	-	-	52	80
102 座光寺保育園	-	11	11	28	29	43	122	2	-	124	150
105 松尾東保育園	-	9	11	40	35	42	137	-	-	137	150
106 下久堅保育園	-	7	15	28	24	28	102	-	-	102	120
107 上久堅保育園	-	-	-	7	3	6	16	-	-	16	45
110 龍江保育園	-	6	8	14	20	17	65	-	-	65	90
111 竜丘保育園	-	-	-	30	21	21	72	-	-	72	110
112 川路保育園	-	-	-	9	10	11	30	-	-	30	45
113 三穂保育園	-	5	3	14	14	6	42	-	-	42	45
114 山本保育園	-	2	11	14	14	13	54	-	-	54	90
115 中村保育園	-	6	7	16	20	19	68	-	1	69	90
116 殿岡保育園	-	5	10	31	20	26	92	-	-	92	110
117 鼎東保育園	-	-	-	10	13	19	42	-	-	42	60
118 鼎みつば保育園	5	14	18	34	34	30	135	-	-	135	150
120 上郷東保育園	2	12	8	27	32	31	112	-	1	113	150
121 上郷西保育園	-	7	11	30	31	33	112	1	-	113	150
124 上村保育園	-	1	2	2	1	1	7	-	-	7	30
125 和田保育園	-	1	4	10	5	7	27	-	-	27	45
認可小計	7	86	119	359	341	375	1287	3	2	1292	1710
501 鼎幼稚園	-	-	-	8	8	9	25	-	-	25	120
小計	-	-	-	8	8	9	25	-	-	25	120
公立計	7	86	119	367	349	384	1312	3	2	1317	1830

園名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
223 大下条保育園	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	
239 智里東保育園	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	
251 喬木中央保育園	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	
253 喬木北保育園	-	2	-	-	-	-	2	-	-	2	
管外公立委託計	-	3	-	-	1	1	5	-	-	5	
301 飯田仏教保育園	6	29	37	48	29	42	191	11	1	203	220
302 飯田中央保育園	3	12	18	27	33	23	116	10	-	126	220
303 飯田子供の園保育園	1	8	13	15	10	13	60	-	-	60	60
304 時又保育園	2	20	26	30	40	26	144	-	-	144	150
305 風越保育園	2	8	27	29	34	27	127	4	-	131	140
306 伊賀良保育園	3	17	20	34	43	37	154	-	-	154	150
307 育良保育園	2	9	18	33	41	35	138	-	-	138	140
308 慈光保育園	1	9	18	8	-	-	36	1	-	37	45
309 さくら保育園	1	12	9	14	15	10	61	-	-	61	60
331 さくら保育園久米分園	-	2	1	4	4	3	14	-	-	14	20
310 羽場保育園	2	8	14	12	14	19	69	-	-	69	70
311 明星保育園	4	17	20	30	28	30	129	-	-	129	120
312 高松保育園	-	8	15	25	24	24	96	-	-	96	90
313 あすなろ保育園	2	11	10	-	-	-	23	-	-	23	30
314 千代保育園	-	8	7	4	6	12	37	-	-	37	45
332 千代保育園千栄分園	-	-	-	2	4	4	10	-	-	10	15
315 慈光松尾保育園	3	24	35	60	60	61	243	-	-	243	250
私立保育園計	32	202	288	375	385	366	1648	26	1	1675	1825
901 慈光めぐみ保育園	-	5	14	-	-	-	19	1	-	20	20
903 サンタクララ保育園	-	-	9	-	-	-	9	-	-	9	20
904 入舟保育園	-	9	10	-	-	-	19	-	-	19	18
905 勅使河原学園保育園	4	11	18	-	-	-	33	-	-	33	50
認定こども園保育園計	4	25	51	-	-	-	80	1	-	81	108
飯田市内私立計	36	227	339	375	385	366	1728	27	1	1756	1933
管外私立委託計	-	-	-	1	-	2	3	-	-	3	
合計	43	316	458	743	735	753	3048	30	3	3081	3763
認可公立	7	89	119	359	342	376	1292	3	2	1297	1710
認可私立	36	227	339	376	385	368	1731	27	1	1759	1933
認可計	43	316	458	735	727	744	3023	30	3	3056	3643

3. 年齢別私立幼稚園入園状況

園名	飯田市入所児童							他市 町村	合計	定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			
801 慈光幼稚園	/	/	/	31	56	46	133	4	137	240
802 飯田ルーテル幼稚園	/	/	/	11	16	8	35	4	39	60
803 聖クララ幼稚園	/	/	/	33	29	36	98	3	101	138
804 入舟幼稚園	/	/	/	26	36	24	86	2	88	90
805 勅使河原学園幼稚園	/	/	/	29	28	24	81	10	91	90
計	/	/	/	130	165	138	433	23	456	618

4. 私立幼稚園就園奨励費補助金交付状況

今事業は、所得状況に応じ、私立幼稚園に在籍する児童の保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。平成25年度交付状況は以下の通り。

所得階層区分	人数	交付金額
市民税非課税世帯	36	7,159,200
市民税所得割非課税世帯	19	3,919,000
所得割課税額 77,100 円以下	79	11,273,800
所得割課税額 211,200 円以下	227	21,588,300
市単独補助（同時入所第2子以降）	9	1,033,000
合計	370	44,973,300

3-2 児童手当関係

1. 児童手当の目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とする。

2. 支給対象

中学校（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童）を卒業するまでの児童を養育している方。（平成24年6月以降 所得制限あり）

3. 支給額（月額）

- 3歳未満 15,000円
- 3歳から小学生の第1子、第2子 10,000円（第3子以降 15,000円）
- 中学生 10,000円
- 所得制限を超過している方 児童1人につき 5,000円

4. 支給時期 毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給

5. 児童手当の支給状況

平成26年6月支給実績	
平成26年2月～5月	
支給件数	支給額（円）
7,630	597,005,000

3-3 ひとり親関係

1. 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（平成26年4月から）

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	41,020円	5,000円	3,000円
一部支給の場合	所得額に応じ 41,010円 ～9,680円		

※ 一部支給は所得に応じて月額41,010円から9,680円まで10円きざみの額。

(計算式) 手当額 = 41,010 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0181098

10円未満四捨五入

(2) 支給方法 年3回(8月・12月・4月)支給

(3) 認定状況 (毎年5月末現在の認定者数)

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
771人	798人	838人	928人	961人	966人	986人

2. 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格(看護師、介護福祉士等)を取得するために長期間養成機関に通うための間の生活の不安や負担を軽減するため修学の期間、促進費と修了一時金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

*平成25年度から父子家庭の父も対象となる。ただし、H25.4以降に入学したものが対象

(2) 給付金支給者 3名(准看護師、看護師等)

(3) 高等職業訓練促進給付金

- ・市町村民税非課税 月額100,000円、平成24年4月以前に入学した者141,000円
- 課税世帯 月額70,500円

3. 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

4. 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
384人	344人	290人	250人	230人	200人	170人

(2) 実施事業(県母寡連・市・母子会・社協補助事業)

- ① 親と子のいきいき講座事業 : 健康体操講座と焼き肉交流会
- ② 親と子の集い事業 : 東京スカイツリー見学 参加者90名

5. 母子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励	飯田市	30,000円
交通災害遺児等見舞金	県社協	35,000円
交通災害遺児等就職激励金	県社協	50,000円

6. 母子生活支援施設(平成26年4月1日現在)

飯田市北方寮の現状

- ① 所在地 飯田市北方
- ② 定員 18世帯(暫定9世帯)
- ③ 入所人員 1世帯(大人1人 児童1人 計2人)

3-4 地域子育て支援関係

1. 家庭児童相談

子育て支援係が家庭児童相談室を兼ねる。多様な職能スタッフ6名（保健師1、作業療法士1、保育士1、臨床心理士2、教員OB1）によって、総合的専門的な相談に応じる。

電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）を実施する。

- (別資料) 相談受付経路別件数
- 相談種類別件数
- 要保護児童受付件数
- 被虐待者の年齢・相談種別
- 虐待相談の主な虐待者

相談受付経路別件数

	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			警察等	保健所又は医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関		保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
件数	44	1	5	19	135	7	332	16	0	3	4	58	20	45	0	0	19	41	13	0	2	764
虐待相談の再掲	20	0	3	5	7	3	25	0	0	2	1	0	2	12	0	0	7	8	11	0	2	108

年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				計	再掲 要保護児童受付	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
0歳	4	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	0	46	13
1歳	6	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	40	0	69	15
2歳	15	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	25	0	0	19	1	66	10
3歳	8	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	81	0	0	24	3	121	12
4歳	12	6	0	0	0	1	0	0	3	0	0	86	0	0	2	1	111	13
5歳	13	7	0	0	0	0	0	0	4	0	0	97	0	1	11	1	134	13
6歳	3	6	1	0	0	0	0	0	3	0	0	17	0	1	6	0	37	7
7歳	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	15	6
8歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	14	9
9歳	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	13	4
10歳	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	17	8
11歳	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4
12歳	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	12	4
13歳	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	8	5
14歳	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	1	0	1	15	6
15歳	6	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	1	0	14	3
16歳	4	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	10	2
17歳	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5	3
18歳以上	0	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	47
計	108	163	1	1	0	4	0	0	10	8	3	332	9	3	113	9	764	184

要保護児童の年齢別件数

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H21	11	2	14	13	8	9	5	31	15	12	120
受付	9.2%	1.7%	11.7%	10.8%	6.7%	7.5%	4.2%	25.8%	12.5%	10.0%	100.0%
H22	30	23	14	14	10	16	12	40	6	6	171
受付	17.5%	13.5%	8.2%	8.2%	5.8%	9.4%	7.0%	23.4%	3.5%	3.5%	100.0%
H23	44	13	9	14	7	7	8	50	13	11	176
受付	25.0%	7.4%	5.1%	8.0%	4.0%	4.0%	4.5%	28.4%	7.4%	6.3%	100.0%
H24	48	16	17	10	11	11	12	60	29	33	247
受付	19.4%	6.5%	6.9%	4.0%	4.5%	4.5%	4.9%	24.3%	11.7%	13.4%	100.0%
H25	13	15	10	12	13	13	7	35	14	52	184
受付	7.1%	8.2%	5.4%	6.5%	7.1%	7.1%	3.8%	19.0%	7.6%	28.3%	100.0%

被虐待者の年齢・相談件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	3	0	11	11	25
4～6歳	7	0	12	17	36
小学生	6	0	8	16	30
中学生	3	0	2	8	13
高校生・その他	1	0	3	0	4
計	20	0	36	52	108

虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	22	4	82	0	0	108

2. 特別支援巡回相談

専門的技術援助スタッフ 10 名（保育士 3、臨床心理士 3、保健師 1、家庭児童相談員 1、作業療法士 1、福祉課理学療法士 1）の巡回訪問によって、発達につまずきのある児や支援を必要とする児の早期発見・早期支援を行う。保育所・幼稚園、その他の機関や親子に対して技術的援助を行う。

市内全保育園・幼稚園で「発達支援プログラム」を導入し、個別の指導計画作成により保育士の資質向上を図り、乳幼児健診→幼保→小学校の連携を促進し一貫した発達支援を行う。

<巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数> (人)

	年長	年中	年少	全体
要支援児童相談件数	138	134	129	401
個別指導計画作成実施児童数	29	20	32	81

3. 発達支援学級

次年度保育園・幼稚園に入る、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象に、今後体験する集団活動の中で必要となる日常生活のスキルを、学級活動を通して経験する。

ばなな・りんごクラブ 実施回数 82回 延べ利用人数 646人

4. 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会（H17.10.14設置）。次に掲げる要保護児童や要支援児童、特定妊婦を発見したときは、速やかに調整機関へ情報を集中する。調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど情報の共有化を図るとともに、それぞれの機関が行う支援の内容を決定し実行する。

- (1) 虐待されている児童
- (2) 虐待が疑われる児童
- (3) 放置すると虐待に至るリスクの高い児童
- (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- (5) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- (6) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- ・飯田医師会 ・飯田下伊那歯科医師会 ・長野県看護協会飯田支部助産師職能
 - ・飯田市主任児童委員会 ・飯田保健所 ・飯田児童相談所 ・飯田警察署
 - ・市内保育所 ・市内幼稚園 ・市内の小学校及び中学校
 - ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ ・こども発達センターひまわり
 - ・地域子育て支援センター ・つどいの広場 ・飯田広域消防本部
 - ・市内の児童養護施設、乳児院 ・長野県飯田養護学校
 - ・非営利特定活動法人飯伊圏域障害者総合支援センター ・放課後等デイサービス事業所
 - ・飯田市ファミリーサポートセンター ・飯田市教育委員会
 - ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課）
- （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課

5. 養育支援訪問

養育支援を要する家庭に対し、定期的継続的に家庭訪問を行い、もって児童虐待の発生を防止する。育児支援に関する技術的援助は、家庭児童相談スタッフ6名が実施する。この訪問のほか育児家事援助は、保育士OBや子育てOB、通年研修によって養育支援訪問登録員を養成し、必要な家庭に派遣して育児・家事援助を行う。

- ・ 養育支援訪問登録員養成講座受講者：H25年度14人

養育支援訪問件数

年度	育児家事援助		育児支援に関する技術的援助		合計	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数	家庭数	延件数
H21年度	27	639	437	1,355	464	1,994

H22 年度	26	605	395	1,310	421	1,915
H23 年度	23	455	400	1,219	423	1,674
H24 年度	17	346	518	1,159	518	1,505
H25 年度	15	258	645	1,465	645	1,723

6. 地域子育て支援拠点

乳幼児親子が利用する子育て交流スペース。特定のデイリープログラムを持たず、自由に入出りできる。

平成 17 年度： 民営型 1 か所、公営型 2 か所 計 3 か所設置

平成 18 年度： 既存 3 か所の開設時間の拡大

新たに民営型 2 か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成 19 年度： 新たに民営型 1 か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成 20 年度： 新たに民営型 2 か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成 21 年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成 22 年度： 新たに民営型 1 か所増設（わいわいひろば）公営型 1 か所廃止

平成 23 年度： 機能拡充型として隔週 1 日開所の出張ひろば 1 ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成 24 年度： 民営型 1 か所廃止（カンガルークラブ）

平成 25 年度： 民営型 1 ヶ所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成 26 年度： 民営型 2 ヶ所増設（ゆるり飯沼、K a n K a n リトルジャイアント）

平成 25 年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1 日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	236	3,037	3,590	6,627	28.1
わいわいひろば	月～金	9:30～15:00	229	5,411	6,054	11,465	50.1
おしゃべりサラダ	月～木	10:00～15:00	199	1,955	2,199	4,154	20.9
アイキッズスクエアいくら	水～土	9:30～14:30	159	1,700	1,955	3,655	23.0
ひだまりサロン	月～水	10:00～15:00	155	1,016	1,123	2,139	13.8
くまさんのおうち	月木金	10:00～14:00	150	320	373	693	4.6
なかよし広場ぞうさん	火～金	9:30～14:30	188	1,068	1,302	2,370	12.6
おしゃべりポトフ	第 2.4 金	10:00～14:00	21	178	219	397	18.9
親子であそぼ♪森っこ (H25.7 月開設)	火～木	10:00～15:00	120	1,293	1,422	2,715	22.6
計			1,457	15,978	18,237	34,215	23.5

3-5 こども発達センターひまわりの現況 (H26.3.31)

1. 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障害や発達の遅れ・つまずきのある子どもや保護者の相談に乗り、一人一人に合わせた療育を実施し、家庭と協力して心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

- ① 児童数 定員 36名
 登録児童数 47名 (途中入退所含む)

② 療育日数 及び 利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	19	22	21	23	19	19	23	21	20	20	20	21	248
延べ利用数	586	660	682	799	581	650	804	684	639	664	584	481	7814

③ 出身地別

飯田市	松川町	高森町	豊丘村	飯島町	合計
36	6	3	1	1	47

④ 年齢

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	1	3	16	12	8	7	47
男	0	1	10	8	8	6	33
女	1	2	6	4	0	1	14

⑤ 園児の転園・卒園状況 (25名)

保育園・幼稚園	19	小学校	2
家庭へ	1	特別支援学校	3

⑥ 他機関からの受け入れ

- (ア) 実習生・職場体験受け入れ 37名
 (イ) ボランティア受け入れ 延べ 75名
 (ウ) 他機関からの見学及び視察 69名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	73件	継続支援計画作成	100件
--------	-----	----------	------

2. 療育相談事業のあらまし

長野県から「障害児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14市町村）を対象に、在宅の障がい児（者）の外来・訪問による相談・訓練・療育グループ活動等を、関係機関との連携をとりながら行い、障害児の福祉の向上を図る。

① 在宅児のグループ

らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計4グループ

実施回数 84回 延べ利用人数 674名

③ 地域グループへの支援

	飯 田 市
回 数	11
延べ人数	78

④ 療育相談、発達検査（外来相談）

利用者数 732名 延べ 3,620名

⑤ 保育園、幼稚園、学校、施設等訪問 117回

3. 重度心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。

① 児童数 定員 一日5人程度

登録児童数 9名 (途中入退所含む)

② 療育日数 及び 利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
日 数	19	22	21	23	19	19	23	21	20	20	20	21	248
延べ利用数	55	67	59	58	35	57	69	40	44	46	63	55	648

③ 出身地別

飯 田 市	高 森 町	飯 島 町	合 計
7	1	1	9

④ 年齢

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
人数	0	1	2	2	2	2	9
男	0	1	2	0	1	1	5
女	0	0	0	2	1	1	4

3-6 平成25年度新すくすくプランの進捗状況

1. 子育て・子育てを応援する制度の充実

平成26年3月31日現在

事業名	事業内容	現状 (H20年度)	目標値	平成25年度		担当課等
				実施状況	進捗率	
子育て相談・支援体制整備事業	<p>子育て相談・情報・支援の一体的な提供、切れ目ない支援を進めるため、市役所の組織見直しに努めます。</p> <p>福祉、保健、医療、学校教育、生涯学習、公民館、労働・農林商工業、男女共同参画、危機管理・交通安全・建設などの各分野が、市民と協働して取り組む子育て・子育て支援をさらに進めます。</p>		<p>○全庁的な子育て支援体制の見直し</p> <p>○関係機関との協働体制の整備</p>	<p>○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、児童虐待の早期発見・早期支援のために庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。また、構成機関を2機関拡大した。</p> <p>○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。</p> <p>○市役所の組織体制の見直しについて検討し、平成27年度に(仮称)こども家庭応援センターを開設する原案を作成した。</p>	50%	健康福祉部 教育委員会 産業経済部 企画部 総務部 市立病院 建設部 などの課等
		<p>○幼稚園と保育所の行政窓口の一本化</p> <p>○学校と児童館・児童センター・児童クラブの行政窓口の一本化</p>	継続実施	○継続実施	—	学校教育課 子育て支援課
	<p>また、家庭の相談、支援を切れ目なく一元的に行うため「子ども家庭応援センター(仮称)」の設置を検討します。</p>	<p>○家庭児童相談室設置(保健師、保育士、教員OB、心理士)</p> <p>○発達支援巡回指導機能の充実(発達支援保育士</p>	<p>○こども家庭応援センターの設置検討1か所</p> <p>○育児支援(相談・支援者)情報システム構築</p>	<p>○こども家庭応援センター(仮称)については、本庁舎の建設に伴うりんご庁舎の体制整備に併せて平成27年度開設を目指して検討中</p> <p>○育児支援情報システム維持継続</p>	50%	子育て支援課

		の配置)				
	さらに市民参加の子育ち・子育て活動を地域に広げるため、次世代育成支援対策協議会にワーキンググループを作り、計画の実現に向けた事業を、市民・行政が協働して取り組みます。		○次世代育成支援ワーキンググループの設置	○「みんなで子育て応援サポーター会議」活動継続	100%	子育て支援課
	また、日本語の理解が不十分な外国籍保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。	○母国語の話せる外国人相談窓口職員が、必要に応じて通訳・翻訳を実施。保育園、学校などの関係施設へ通訳者の派遣	○外国籍・障がいなど個別支援が必要な家庭に対する支援の検討	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口(子育て関係件数) ポルトガル語 53 件 中国語 54 件 タガログ語 24 件	—	学校教育課 男女共同参画課
結婚相談事業	結婚を希望する方が温かな家庭を築けるよう支援体制を強化します。	○社会福祉協議会での結婚相談	○体制の強化	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録 241 名、イベント 34 回開催、延べ 548 名参加(地区開催含む) カップル成立 96 組 結婚成立 17 名	100%	福祉課
子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童支援のため、要保護児童対策地域協議会に参画する、保健・福祉・医療・教育・警察など地域の子育て支援関係機関が協働して支援に取り組みます。	○児童虐待防止ネットワーク新規受付児 113 件	継続実施	○児童虐待防止ネットワーク新規受付児 178 件	—	子育て支援課
幼保小中連携事業	集団生活になじめない子どもや不登校児童対策として、幼保小中が連携して早い段階から子どもの状況把握や予防体制などに取り組みます。	○学区を中心にした連絡会の開催、情報交換	継続実施	○幼保小連携推進委員会…全体会 2 回開催 事例研究会・授業参観等実施	—	学校教育課 子育て支援課

ファミリーサポートセンター事業	協力会員の拡大、市民の認知を広げるなど充実を図り、市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」を高めます。	○ファミリーサポートセンター会員数 1,272 人 ○ファミリーサポートセンター活動件数 7,166 件	○負担軽減策の検討 ・低所得世帯に対する利用料金の助成 ・3才までの児童がいる家庭へのおためし利用料金の助成	○ファミリーサポートセンター会員数 634 人活動件数 1,731 件(高齢者・障害者生活支援分を除く) ○負担軽減策については、継続的に検討している。	0%	子育て支援課
	ファミリーサポートセンターの利用料金については、利用しやすい単価の設定や利用料金の負担軽減策を検討し、利便性を高めます。 また、子育てアドバイザーの養成を行い、協力会員の資質向上に努めます。	○子育てアドバイザー養成 44 名	○子育て支援アドバイザー養成 10 人/年	○子育て支援アドバイザー養成 14 人/年	140%	
養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援します。 これにより、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組みます。	○訪問家庭数 204 件 延べ 1,134 件 ○家庭児童相談件数 638 件	継続実施	○訪問家庭数 645 件 延べ 1,723 件 ○家庭児童相談延件数 764 件	—	子育て支援課
一時預かり事業	保護者が保育所等による一時預かり事業を積極的に利用していただけるよう、乳幼児健診・広報活動等で周知を行います。 これにより、保護者の育児の行き詰まりを解消し、新たな気持ちで家庭での育児ができるよう支援します。 また、保育所が行事日程などにより一時預りできない日でも、他の保育所等へ行けば一時預かりが受けられるようにします。	○受入施設数 35 か所	継続実施	○受入施設数 33 か所(保育所統廃合による減 △2 か所)	—	子育て支援課

幼稚園・ 保育所の 保護者負 担軽減事 業	子育て世代の負担軽減の ため、保育所保育料の軽 減を継続して行います。 また、国の就園奨励費補 助事業を活用し、幼稚園 保育料の軽減を行いま す。 更に、誰でも同時入所第2 子が半額となるよう加算補 助金を交付します。	○保育料軽減率 約 30%	継続実施	○保育料軽減率 34.26%(保 育料基準額の引き下げと多 子軽減の拡充)	—	子育て支援課
		○幼稚園保育料 保育所保育料と ほぼ同額になるよ うに補助		○保育所保育料とほぼ同額 になるよう補助を継続	—	
子ども手 当(児童 手当)支 給事業	少子化対策として子育て 世代の負担軽減として子 ども手当(児童手当)を支 給します。	○児童手当の支 給	○児童手当(子ども 手当)の支給	○児童手当支給延べ数: 165,404 人 児童手当支給金額: 1,851,020 千円	100%	子育て支援課
就学援助 事業	経済的理由によって、就 学困難と認められる児童 生徒の保護者に対して、 学用品・学校給食費等の 一部を援助します。	○対象者数 823 人/年	継続実施	○対象者数 843 人/年	—	学校教育課
奨学金貸 与事業	経済的理由により進学が 困難な若者に奨学金を貸 与して、教育の機会均等 を確保します。 また、当地域へのUターン を促進するため、償還期 間となった者が飯田市に 就職等により居住した場 合には、償還金の一部を 免除します。	○新規貸与決定 者(H21)合計 大学等 49 人 高校 2 人 ・飯田市 大学等 24 人 高校 1 人 ・龍峡育英会 大学等 10 人 高校 1 人 ・長志育英会 大学等 11 人 高校 0 人 ・松村育英会 大学等 4 人 高校 0 人	○貸与 50 人/年 免除 30 人/年	○新規貸与決定者(H25)合 計 大学等 57 人 高校 3 人 ・飯田市 大学等 24 人 高 校 3 人 ・龍峡育英会 大学等 13 人 ・長志育英会 大学等 13 人 ・松村育英会 大学等 7 人	120%	学校教育課

地域子育て支援拠点事業	<p>公共施設の空きスペースなどのほか、市民から提供していただく建物等を有効利用し、子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援します。</p> <p>人の子育てを見聞きし、相互に助け合いながら協働して子育てする中で「社会からの孤独感」を解消し「家庭・地域での育児の喜び」を実感できる環境をつくれます。</p> <p>家庭での子育てを密室型から地域子育て型に転換し、子育ての行き詰まりの防止につなげます。</p> <p>落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。</p>	<p>○設置数 8 か所 (橋南、座光寺、松尾、千代、伊賀良、竜丘、丸山、鼎)</p> <p>○利用者人数 24,439 人</p>	<p>○設置数小学校区に概ね 1 か所設置 19 か所以上</p> <p>・つどいの広場設置 中学校区に概ね 1 か所 10 か所</p> <p>・公共施設などを利用した出張型つどいのひろば設置 9 か所以上</p>	<p>○つどいの広場 設置数 8 か所(橋南、座光寺、松尾、千代、伊賀良、竜丘、丸山、鼎)</p> <p>○出張型つどいの広場 1 か所(山本)</p> <p>○利用者人数 34,215 人</p>	47%	子育て支援課
	<p>○休日開所日の増、開所時間の見直し</p>	<p>○継続的に検討している。</p>	0%			
乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業	<p>親の子育て学習の場として、乳幼児学級をすべての地区で実施します。</p> <p>乳幼児をもつ親や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて、地元の子育て家庭同士の交流を深めます。</p>	<p>○実施地区 全 20 地区</p>	<p>○内容の充実</p>	<p>全 20 地区で実施 主事会で保健師と目的の確認等情報交換を実施</p>	—	保健課 公民館

<p>すべての地区で0歳児の親子の参加促進を図り、「基本的な育児学習」や「地域の子育て支援サービスを知る」と同時に「相談できる専門スタッフが地元にいる安心感」「育児の楽しさ」を実感できる場としていきます。</p>	<p>○開催回数 800 回</p>	<p>○参加者の拡大</p>	<p>○0歳児学級:221回 延2,489組 (乳幼児学級全体:685回 延9,054組)</p>	<p>—</p>
<p>保健師、公民館、幼稚園・保育所等が連携をとり、それぞれの地区の実情に合わせた学級内容を展開します。 また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。</p>	<p>○参加者延人数 22,000人</p>		<p>○乳幼児学級等公民館の講座参加延数 20地区 計17,573人</p>	<p>—</p>

2. 子どもの発達と親子の健康の確保及び増進

事業名	事業内容	現状 (H20 年度)	目標値	平成 25 年度		担当課等
				実施状況	進捗率	
一貫した 発達支援 体制整備 事業	保健・医療・福祉・教育の専門職が乳幼児期から 18 歳まで一貫した発達支援を行うため「発達総合支援室(仮称)」及び部局を横断した専門職による「発達総合支援チーム(仮称)」の設置を検討し、医療機関、養護学校、高校、小中学校の特別支援学級等と協働して発達支援が一体的に行えるようにします。	—	○療育センターひまわりを子育て支援課へ所管換え	○こども発達センターひまわり(24.4.1 名称改正)の子育て支援課所管継続	100%	子育て支援課
			○発達総合支援室(仮称)及び、発達総合支援チーム(仮称)の設置検討	○乳幼児期からの一貫した発達支援に向け、地域健康ケア計画を推進 ○保育所・幼稚園での発達支援プログラム導入を継続実施 ○発達総合支援室・チームについては、(仮称)こども家庭応援センターに包括する原案を作成した。	50%	子育て支援課 保健課 学校教育課 福祉課 市立病院
				○乳幼児健診、遊びの広場事業の実施		保健課
				○児童福祉法 ・福祉型児童発達支援利用児童 52 人 ・放課後等デイサービス利用児童 155 人 ・計画相談利用児童 184 人 ・サービス事業所(児童発達支援6事業所、放課後等デイサービス 12 事業所、計画相談8事業所)		福祉課
	さらに、支援が必要な児童・家庭の情報は電算システムにより一元化し、乳幼児健診・乳幼児学級・保育所・幼稚園、学校などとの協働による児童・家庭支援が円滑に行えるようにします。		○児童・家庭支援情報システムの構築	○子ども家庭相談情報システム維持継続	100%	子育て支援課

安心して 出産でき る体制づ くり事業	引き続き産科問題懇談会 を中心に安心して出産で きる体制づくりに努力して いきます。	—	継続実施	○飯田市立病院の第3次 整備事業により、周産期セ ンターの施設拡充を行っ た。	—	市立病院 保健課
新生児～ 2か月児 訪問及び 乳幼児健 診等事業	生後2か月頃を目安に、 全乳児を対象に保健師が 訪問指導を実施、乳児の 発育状況を把握し母親の 育児不安の軽減をしま す。 乳幼児の疾病、発達の遅 れ・偏りなどの早期発見と 健やかな発達のため、各 種の乳幼児健診等につい て、健診スタッフ、内容を 充実させ、相談しやすい 環境づくりをすることで一 層高い受診率を目指しま す。 また、健診の未受診者に 対しては、必ず保健師の 個別訪問や電話相談など により、すべての乳幼児の 健康管理を行います。 さらに、健診日以外でも、 普段から地区保健師に気 軽に相談できるような信頼 関係づくりに努めます。	○生後2か月児全 戸訪問実施	○生後2か月児全 戸訪問実施 目標実施率 100% ○乳幼児健診の内 容充実	○生後2か月児全戸訪問 を実施 対象者 873 人中 862 人訪 問実施率 98.7% ○乳幼児健診内容の充 実、配布資料の見直し	99%	保健課
心身障が い児就学 指導事業	障がいのある児童生徒の 将来を見通し、その子の 教育的ニーズに応じた計 画的かつ適切な指導、必 要な支援を行うことなど特 別支援教育の質的向上を 図ります。	○就学指導委員 17 人	○就学相談委員、 特別支援教育支援 員の増員	○就学相談委員 19 人	117%	学校教育課
	①「就学相談委員会」	○就学相談延人 数 384 人 ○判断数 来入児 85 人、在 学児 192 人	○早期からの教育 支援体制の整備	○就学相談件数 229 件 ○判断数 来入児 65 人 在学児 164 人	—	

	②「特別支援教育支援員の配置および研修会」	○小中学校特別支援教育支援員数 20人	○幼保小中高一貫支援体制の確立	○小中学校特別支援教育支援員数 34人	170%	
	③「特別支援教育コーディネーター連絡会議」	○コーディネーター 29人 ○会議 2回/年	○関連機関・保護者、地域との連携	○コーディネーター 30人 ○会議 2回/年	—	
食育活動 推進事業	子ども・親を対象とした料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、地元食材の利用などにより、五感を使って食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○食育推進計画策定 ○食育推進大会 朝食カードの実施 ○ホームページ作成	○H24年度までの目標 ・朝食の欠食率の減少 ・保育所、小中学校における食農体験の推進 公立保育所、小中学校 100%・公共施設における地元農産物利用率の増加 公立保育所・幼稚園 60% 小中学校 40%	○食育推進大会 ○キッズキッチン開催(3園4回) ○食育協力店の認定(H25年度末 17店舗) ○ホームページ更新 ○3歳児学級にてミニキャロットの種配布 ○親子料理教室の開催	—	保健課
				○保育園、小中学校への食農体験の推進 モデル校7小学校、5保育園に対して講師、農地の斡旋、資材提供等の支援を実施 ○市田柿食育講座の実施 2回 ○公立保育所・幼稚園食農体験 100% 給食での地元農産物利用率 55.1% ○学校給食での地元農産物利用率 52.2%	—	農業課 子育て支援課 学校教育課
				○わが家の結びタイムの啓発 毎月第3日曜日	—	生涯学習・スポーツ課
				○離乳食講座 前期実施回数 10回、参加組数 217組 後期実施回数 9回、参加組数 107組	○離乳食講座参加者拡大	○離乳食講座 前期実施回数 12回、参加組数 200組 後期実施回数 10回、参加組数 152組
子ども医療費給付事業	子どもたち誰もが安心して医療が受けられるよう、医療機関に支払った自己負担額を助成します。	○受給対象小学6年生まで	○受給対象中学3年生まで	○受給対象: 中学3年まで 助成額: 167,825千円 15歳到達学年までの児童数: 13,989人	100%	保健課

妊婦健診 費助成事 業	母体の健康確保と胎児期からの子育て支援のため、妊婦健診費を助成します。	○受診券 14 枚超 超音波検査受診票 4枚交付	継続実施	○受診券基本健診 14 枚 追加検査5枚 超音波検査 4枚交付 利用者数 1,402 人	—	保健課
不妊治療 費助成事 業	不妊治療に掛かる高額な治療費の一部助成を行い、不妊に悩む夫婦を支援します。 制度については、市民への周知を図ります。	○助成件数 36 件 /年	継続実施	○助成件数 98 件/年	—	保健課
パパママ 教室事業	妊娠届の週数や妊婦健診の受診状況を把握し、親が11週までに母子健康手帳の交付を受けるよう周知をはかるとともに、妊婦健診やパパママ教室の受講を促進します。	○パパママ教室 実施回 15 回、参 加延人数 189 人 (妊婦 56 人、夫 42 人)	○パパママ教室、プレママ講座の参加者拡大	○パパママ教室 17 回、 参加延人数 212 人(妊婦 154 人、夫 58 人)	69%	保健課
	特にパパママ教室は、広報活動により対象者への周知を図るとともに、受講しやすい時間での開催や、魅力ある内容づくりに配慮します。 また、夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため、家族の健康教育に取り組みます。	○プレママ講座 実施回数 22 回参 加延人数 120 人		○パパママ教室に合併	—	
乳幼児学 級及び乳 幼児教育 支援事業	【再掲】					保健課 公民館

乳幼児ふれあい体験事業	<p>乳幼児健診の際には地元高校生と乳児とのふれあい体験を実施し、母子保健学習や、子どもと関わる喜びなどを体験する機会をつくります。</p> <p>また、小中学生のうちから、小さな子どもとの接し方を自然な形で学べる機会を拡大していけるよう、関係機関をつなぐ支援をします。</p>	<p>○高校5校、中学1校</p> <p>中学、高校合わせて14回実施</p>	<p>○乳幼児ふれあい体験</p> <p>全高校で実施</p>	<p>○高校3校、中学1校 参加生徒数65人 庁舎建設関係で健診会場が変更、回数が減少したことや高校のカリキュラムの変更により参加が減った</p>	—	<p>保健課</p> <p>学校教育課</p>
	<p>保健衛生教育については、引き続き養護教諭を中心に小学校から体系的に指導します。学童期から「家庭生活は夫婦が協力して行う」という自覚を育て、男女がお互いの性を尊重しあう教育を進めるとともに、次代の地域社会を支える一人として、この地域で家庭を持つ希望を育みます。</p>		<p>○乳幼児交流体験</p> <p>小中学校で実施</p>	<p>○保育園・幼稚園での職場体験学習</p> <p>中学校9校 264人</p> <p>保育園・幼稚園数 34園</p>	—	<p>生涯学習・スポーツ課</p>

3 子どもが健やかに成長するための環境整備

事業名	事業内容	現状 (H20 年度)	目標値	平成 25 年度		担当課等
				実施状況	進捗率	
放課後子どもプラン推進事業	放課後に帰宅しても家族がいない小学生の安心安全な居場所対策として、児童館・児童センター・児童クラブを運営します。 また「地域で子どもが健やかに育つ」ことを願い、その実現のため、学校開放の取り組みや学校施設等の有効利用と合わせて、地域と行政が協働して「放課後子ども教室設置運営事業」を拡充します。 放課後子ども教室の運営に関しては、地域の人たちがお互いに協力し合う中で、自分の持っている知識や技術を子どもたちに伝えることにより、地域で子どもたちを育む活動への参加を促進します。 そのため、地域でのコーディネーターや支援者を養成します。 ①放課後子ども教室設置運営事業 ②児童クラブ設置運営事業	①設置数3か所 (丸山、竜丘、下久堅) 登録児童数 丸山109人、竜丘54人、下久堅36人	①施設数6か所以上	①5校の継続実施	83%	学校教育課 公民館
		②設置数20か所 利用児童数845人 ・児童センター5施設、定員250名 ・児童館2施設、定員70名 ・児童クラブ13施設、定員525名	②施設数23か所 定員850名	②設置数23ヶ所、定員835人	99%	学校教育課
子どもたちが自らしようとする(むとす)活動、居場所づくり事業	学習・体験・遊びの場など、子どもたちの地域の居場所について意見を聞き、子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所づくりを実現できるよう応援します。	—	○モデル事業実施	○モデル事業「冒険遊び場」が本格実施されたため、立上げ支援を終了した。	100%	学校教育課 生涯学習・スポーツ課 公民館 子育て支援課

乳幼児ふれあい体験学習事業	【再掲】					保健課 学校教育課
地育力向上連携システム推進事業	『地育力』とは「飯田の資源を活かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力」のことで、地域の子どもたちを健やかに育むため、地域ぐるみで連携して子育てを支援していきます。 ① 体験活動	① 実施校 小中学校 19 校	継続実施	①体験活動実施校 小学校 5 校 131 人 中学校 1 校 87 人 高等学校 1 校 40 人 募集型農業宿泊体験 9 人	—	生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課
	飯田の自然・歴史・文化などを活かし、感動をもたらすようなほんものの体験を通じて「生きる力」や「社会をつくり、運営し、より良く作り変えていく資質や能力」を高めます。 ② キャリア教育	② 実施校 中学校 9 校		②キャリア教育実施校 小学校 11 校 中学校 9 校	—	

4 仕事と家庭生活の両立の推進

事業名	事業内容	現状 (H20 年度)	目標値	平成 25 年度		担当課等
				実施状況	進捗率	
病児・病後児保育事業	近隣に親族がいない家庭が増加しており、保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため、医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。	—	○実施施設1か所	○実施施設 1か所 利用実績 717 人(延べ)	100%	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行います。	—	○実施施設 1 か所	○市内 3 施設において事業継続	300%	子育て支援課
通常保育と幼稚園・保育所の施設整備事業	通常保育については、利用希望者数が定員を超えていないため、現在の施設数以内で対応します。 但し、地域的な需要量の格差については、公立保育園の民営化を進める中で、地域ごとの定員バランスをその都度検討します。 老朽化及び耐震改修等が必要な施設の改修は目標年次までに整備します。	○施設改修・改築施設7か所	○施設改修・改築施設5か所以上	○施設改修・改築施設 6 か所	120%	子育て支援課
3歳未満	共働き家庭の仕事と子育て	○乳児保育の実	○受け入れ枠の拡	○乳児保育の実施設数 20 か	—	子育て支援課

児保育事業	ての両立を支援するため、3歳未満児保育の受入れ枠を拡大します。	施設数 19 か所、実施率 54.3%	大	所 実施率 84.9%		
	柔軟かつ迅速な受入れ対応ができるよう努めます。	○未満児保育の実施数 28 か所 実施率 80.0%	○定員 890 人	○実施数 29 か所 実施率 80.6%	—	
長時間・延長保育事業	通常保育の保育時間は午前 8 時から午後 4 時です。	○定員 1,000 人	○定員 1,200 人	○定員 1,000 人	83%	子育て支援課
	一般的な長時間保育実施園では午前 7 時 30 分から午後 7 時まで実施しており、時間を延長した保育も実施しています。	○実施園 27 か所	○実施園 27 か所	○実施園 27 か所	100%	
休日保育事業	現在実施している休日保育の利用児童は、概ね年間 20 人程度であることから、現在の事業を維持しつつ、休日保育事業を広く周知する広報活動を積極的に進めます。	○実施園 1 か所	継続実施	○実施園 1 か所	—	子育て支援課
ひとり親自立支援事業	ひとり親家庭は増加傾向にあり、子育ての面でも困難が伴うため、就業支援や手当の支給により自立に向けた支援を実施していきます。	①母子家庭へ支給	①父子家庭への手当の支給拡大	○H26.3 末現在の受給者数 母子家庭 800 世帯、父子家庭 71 世帯、その他 2 世帯	100%	子育て支援課
	①児童扶養手当の支給					
	②母子家庭自立支援給付金事業	②ヘルパー資格取得 2 人	②継続実施	○なし	—	
	③高等技能訓練促進事業	③未実施	③ 5 人	○支給人数 3 人	60%	
④母子寡婦福祉資金の貸付	④希望者への貸付	④継続実施	○ 8 件 1,388,000 円	—		
放課後子どもプラン推進事業	【再掲】 ②児童クラブ設置運営事業					学校教育課

事業所による「ワーク・ライフ・バランス」推進事業	子育て世代の生活を見直し、仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を普及するため、事業所への啓発活動に努めるとともに、アドバイザーを派遣します。また、従業員が100人に満たない事業所にも特定事業主行動計画の策定を促進し、事業所が育児支援に取り組めるよう、事業所への支援活動に取り組みます。	○事業所の意識啓発(情報提供)	○経営者向け子育て支援セミナーの開催	○「市民つどい」を開催、ワーク・ライフ・バランス実践モデル事業所取組報告を行った。「市民つどい」参加者450名 ○南信労政事務所と連携して企業訪問4社 市単独訪問7社実施 ○ワーク・ライフ・バランスについて広報、ホームページ、オフトーク、いいだエフエム等の媒体を利用し啓発実施	100%	男女共同参画課
		○ワーク・ライフ・バランス優良事業所の表彰数2事業所	○ワーク・ライフ・バランス優良事業所の表彰H24 までの目標5事業所以上	○「ワーク・ライフ・バランス」優良事業所表彰 1事業所 ○表彰済事業所数累計 6事業所	100%	
		○市内で子育て支援環境構築の取り組みを行っている事業所の把握	○従業員100人を超える事業所で「事業主次世代育成行動計画」策定	○平成25年度末、計画書提出事業所は、101人以上の事業所で34事業所、100人以下の事業所で24事業所	—	産業振興支援課
		○従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」に取り組む事業所: 県が登録を推進する「社員の子育て応援宣言」登録企業3社	○事業所に対し「ワーク・ライフ・バランス」研修講師派遣 ○中小企業従業員対象の「ワーク・ライフ・バランス」研修講師派遣	○「事業所におけるワーク・ライフ・バランス推進事業」実践モデル事業所1社を依頼し、講師を派遣。約5ヶ月間事業所内で実践活動を行う。2月に開催された市民のつどいのなかで、取り組んでいる中間発表を実施し、市民周知を行った。	50%	産業振興支援課
			○お父さん応援講座講師派遣 ○事業所内保育等企業の実情に合わせた子育て支援の先駆的な取り組みを支援	○教育委員会と協働し、お父さん応援講座を開催した。	50%	子育て支援課

5 地域のみんで支えあう子育て・子育ての推進

事業名	事業内容	現状(H 20年度)	目標値	平成25年度		担当課等
				実施状況	進捗率	
親・市民・ 地域・事 業者等が 自ら子育 ち・子育て を応援し ようとする (むとす) 事業	親・市民・地域・事業者等 が、自ら子育て・子育てを 応援しようとする(むとす) 活動を支援するため、学 習会を開催します。学習 会で、事業の企画立案か ら実現に向けた事業計画 を作成してもらい、事業化 できそうなものを選定し、 モデル事業として事業立 ち上げ経費などの一部を 助成します。 また、事業所をはじめ様々 な教育施設・文化施設・福 祉施設、神社仏閣なども、 地域の構成員として参加 してもらい、戸外が子ども の健全な育ちの場となるよ う、地域が連携して取り組 みます。さらに、地域での 子育て・子育てを支援する ためのコーディネーターを 養成し、不登校・発達支援 など個別に支援が必要な 子どもにも配慮した地域の 居場所づくりを応援しま す。	—	○モデル事業実施	○地域子育て応援情報冊子 「みんなで子育てナビ」改訂 版印刷 1,300部	100%	子育て支援課
				—	—	産業振興支援 課 生涯学習・ス ポーツ課 公民館
				○不登校支援については 「NPO法人 フリーウィング」に より事業展開	—	学校教育課
家庭教育 支援事業 及び家庭 教育啓発 推進事業	学校・PTA・育成会等の 関係機関と連携し、子ども の教育の課題を地域ぐる みで解決するため、家庭 教育に関する学級・講座・ 講演会等を実施します。	○延参加者 数 3,000人	継続実施	○各公民館の家庭教育関連 講座への延参加者数 5,946 人 ○基本的な生活習慣が習得で きている小学生の割合 57.5%	—	公民館

	また、子どもの養育環境の向上のため、親の意識啓発を促し、子どもの生活習慣の定着を図るキャンペーン活動「わが家の結いタイム」を、学校・家庭・地域をあげて行います。	○基本的な生活習慣が習得できた小学生の割合 50.4%		○わが家の結いタイム ポスターコンクール実施 応募数 81 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,468 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回 ○みんなで子育てパワーアップ講座実施 全 6 回参加数 310 人	—	生涯学習・スポーツ課
地域の子育て応援情報発信事業	地域の事業者や子育て中の親などと協働し、子育て応援情報を収集し、ホームページや地域情報誌などを使って情報発信します。	—	○専門サイトの創設	○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続	100%	子育て支援課
			○情報発信回数 12 回/年以上	○専門サイト「子育てネット」による情報発信 62 回	100%	
ながの子育て家庭優待パスポート事業	県全体で取り組む「ながの子育て家庭優待パスポート事業」に参加し、子育て家庭の生活を地域全体で支える機運を高めます。	—	○協賛事業者数 100 事業所以上	○協賛事業者:198 店 ○カード交付枚数:19,688 枚	198%	商業・市街地活性課 子育て支援課
地域振興住宅整備事業	民間借家が少ない地域へ住宅を供給し、地域との協働で子育て世代等に入居してもらい、地域の維持、活性化を図ります。	○中山間地域への住宅供給	継続実施	○平成 25 年度までに 39 棟 40 戸の供給を行い、39 世帯 135 人が居住した。	—	地域計画課
やさしいまちづくり事業	子ども連れの親子の外出を支援するため、ベビーベッド付きの多目的トイレやベビーカーでの利用がしやすいよう歩道の整備・施設の段差のスロープ化などの整備を進めます。	○ベビーベッド付き多目的トイレ及び歩道・スロープなどの整備	継続実施	○H25 中央公園(吾妻)園路整備 L≒60m ○中心市街地の歩道整備(段差解消等) L≒464m	—	土木課
地育力向上連携システム推進事業	【再掲】					生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課
放課後子どもプラン	【再掲】					学校教育課

推進事業						
青少年 育成セン ター運営 事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成、青少年保護活動等を行うため青少年育成センターを運営します。 また飯田市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、センターに青少年育成推進委員を置きます。 青少年育成推進委員はセンター事務局と共に、地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの青少年健全育成活動を行い、青少年が健全に育つ環境整備に努めます。	○各地区における巡回活動 巡視回数6回	継続実施	○各地区、団体等との巡回 巡視活動回数 3回	—	生涯学習・スポーツ課
		○情報共有のための全体会 開催回数3回		○情報共有のための全体会 開催回数2回	—	
		○有害な地域環境実態調査 調査箇所 32か所		○有害な地域環境実態調査 箇所 55 箇所	—	
		○各地区担当との情報交換会及び研修会の開催 実施回数3回		○各地区、団体等との情報交換会実施回数2回	—	
		○推進委員のための研修会 実施回数2回		○推進委員のための研修会 実施回数 2 回	—	
○広報、HP、センター情報等での情報発信 発行回数2回	○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間) 情報発信1回	—				
おめでと う赤ちゃん	生まれてきた子どもを地域で尊び、地域で子育てを	○更生保護 女性会・市社	継続実施	○家庭訪問件数 845 件	—	子育て支援課

<p>ん訪問 活動事 業</p>	<p>応援していくため、生後4ヶ月ころに訪問します。必要に応じて、育児に不安のある家庭の発見と支援も行います。</p>	<p>会福祉協議会の用意したプレゼント等を持参して、民生児童委員さんが訪問</p>				
<p>地域で の子ども の見守り 活動推 進事業</p>	<p>地域では、まちづくり協議会生活安全委員会、飯田地区防犯協会連合会などが中心となって、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりを目標に、市、警察、福祉・教育関係機関やPTA、安心子どもの家、子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアが連携し、防犯活動に取り組んでいます。 今後、さらに、子どもたちが安心して地域で過ごせる環境づくりに向けて、子どもたちの見守りボランティア活動を地域へ拡大していくための普及啓発について、関係機関が協働して取り組んでいきます。 そして、警察・学校等の安心メールなどの活用により、地域での不審者情報等を共有し、犯罪等が起きないよう、地域全体で見守り活動を行っていきます。</p>	<p>○子どもを守る安心の家 1,025 軒 ○飯田5地区、龍江、座光寺、伊賀良地区の子ども見守り隊による下校時時間帯における防犯パトロールの実施 ○小中学校の安心メール登録 9,151 世帯 (H22.1.4 現在) ○公立保育所・幼稚園の安心メール登録2,214 世帯 (H22.1.4 現在)</p>	<p>○子ども見守り隊の拡大充実 ○地域の不審者情報等を警察、学校、家庭、地域で共有して、それぞれの立場で犯罪防止に活用</p>	<p>○まちづくり生活安全委員会防犯部会による登校、下校時・公園等の青パト警戒(年4回地域安全運動中724回) ○地域安全街頭啓発活動(8回) ○子どもを守る安心の家 1005 軒(H26.3 末) ○不審者対応訓練小中学校 14 校実施 ○飯田市安全大会 1 回 参加者数 400 人 ○小中学校の安心メール登録 10,449 世帯 ○保育所・幼稚園の安心メール登録 2,606 世帯(H26.3.31 現在)</p>	<p>— — —</p>	<p>危機管理・交通安全対策室 生涯学習・スポーツ課 学校教育課 子育て支援課</p>

【進捗率計算方法】

事業未着手・未実施 ⇒ 0%

一部着手・実施 ⇒ 着手実施事業数 / 計画事業数 × 100 または実績値 / 目標値 × 100

4 長寿支援課

4-1 要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月	
要支援1	第1号被保険者	652	649	639	633	623	625	623	614	618	619	621	619
	第2号被保険者	8	7	6	6	6	6	6	6	7	6	5	5
	計	660	656	645	639	629	631	629	620	625	625	626	624
要支援2	第1号被保険者	674	678	684	672	669	679	693	692	709	712	716	724
	第2号被保険者	11	10	10	10	11	11	10	9	10	11	12	9
	計	685	688	694	682	680	690	703	701	719	723	728	733
要介護1	第1号被保険者	1,146	1,143	1,138	1,148	1,157	1,153	1,151	1,171	1,158	1,175	1,173	1,164
	第2号被保険者	20	21	20	24	21	22	24	21	19	20	21	22
	計	1,166	1,164	1,158	1,172	1,178	1,175	1,175	1,192	1,177	1,195	1,194	1,186
要介護2	第1号被保険者	1,039	1,051	1,044	1,043	1,038	1,047	1,038	1,044	1,024	1,040	1,045	1,039
	第2号被保険者	18	16	17	16	18	17	17	17	17	15	14	14
	計	1,057	1,067	1,061	1,059	1,056	1,064	1,055	1,061	1,041	1,055	1,059	1,053
要介護3	第1号被保険者	756	767	783	782	779	777	793	784	786	759	766	789
	第2号被保険者	11	10	11	10	9	9	8	8	10	9	10	11
	計	767	777	794	792	788	786	801	792	796	768	776	800
要介護4	第1号被保険者	833	811	820	809	802	801	790	783	786	793	810	800
	第2号被保険者	10	12	14	14	14	13	13	13	10	11	11	11
	計	843	823	834	823	816	814	803	796	796	804	821	811
要介護5	第1号被保険者	754	765	759	750	747	753	760	771	764	760	765	766
	第2号被保険者	17	16	15	16	17	17	17	18	18	18	18	17
	計	771	781	774	766	764	770	777	789	782	778	783	783
合計	第1号被保険者(A)	5,854	5,864	5,867	5,837	5,815	5,835	5,848	5,859	5,845	5,858	5,896	5,901
	第2号被保険者	95	92	93	96	96	95	95	92	91	90	91	89
	計	5,949	5,956	5,960	5,933	5,911	5,930	5,943	5,951	5,936	5,948	5,987	5,990
第1号被保険者数(B)	30,548	30,548	30,609	30,630	30,653	30,728	30,787	30,852	30,911	31,001	31,054	31,130	
認定者割合(A)／(B)	19.16%	19.20%	19.17%	19.06%	18.97%	18.99%	19.00%	18.99%	18.91%	18.90%	18.99%	18.96%	

4-2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(H24～26年度)の介護保険計画に基づき事業開始年度に見直しをします。これにより平成24年度から下記の表のとおり介護保険料を改定しています。

なお、当市では低所得者対策として、保険料の所得段階に8段階(10区分)制を導入しています。これにより保険料基準額に比べて第1段階の軽減率が標準の0.5から0.35まで引き下げられ、低所得者の負担軽減が図られています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料	
第1段階	生活保護の受給者、または世帯員全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方	基準額×0.35	20,940円	
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50	29,940円	
第3段階	世帯員全員が市民税非課税	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.70	41,940円
		前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	44,940円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.95	56,940円
		前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	59,964円
第5段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.20	71,940円	
第6段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	74,940円	
第7段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.55	92,940円	
第8段階	本人が市民税課税で前年中の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.85	110,940円	

(2) 平成25年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特徴者数	普徴者数	内、併徴者数	調定額
第1段階	102	106	14	4,394,230
第2段階	3,226	441	175	104,042,680
第3段階	4,080	206	141	181,850,650
第4段階	10,967	699	507	660,727,847
第5段階	4,596	532	463	354,433,608
第6段階	3,052	397	278	245,118,637
第7段階	2,379	306	224	236,826,777
第8段階	860	153	97	105,502,726

※滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない。

徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額	収入額	収納率
特別徴収	1,756,340,305	1,756,340,305	100.00%
普通徴収	136,556,850	126,169,471	92.39%
滞納繰越分	22,533,111	7,206,891	31.98%
合計	1,915,430,266	1,889,716,667	98.66%

4-3 介護保険給付決定状況

1 介護給付費・予防給付費

(平成25年度分)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	28,805,900	47,680,820	125,152,093	167,052,340	189,504,575	284,970,778	356,096,630	1,199,263,136
通所サービス	89,201,449	201,964,184	496,788,605	558,841,769	452,023,014	361,932,249	205,720,590	2,366,471,860
短期入所サービス	1,146,140	3,394,011	52,684,803	110,602,170	157,155,634	176,630,850	142,154,050	643,767,658
福祉用具・住宅改修サービス	17,369,407	26,735,026	44,609,923	86,702,740	74,666,936	86,286,344	75,955,596	412,325,972
特定施設入居者生活介護	1,238,008	3,807,318	33,410,133	52,244,225	56,100,486	61,401,267	35,590,837	243,792,274
介護予防支援・居宅介護支援	24,051,960	28,986,720	124,455,589	109,373,809	86,954,524	72,456,356	54,553,400	500,832,358
地域密着型(介護予防)サービス	1,606,870	7,045,200	115,465,800	209,712,070	237,451,230	237,106,600	156,800,440	965,188,210
認知症対応型通所介護	0	1,081,360	41,139,720	48,684,340	61,161,410	55,478,620	46,069,150	253,614,600
小規模多機能型居宅介護	1,606,870	5,963,840	26,229,040	37,028,060	49,673,040	40,702,860	22,822,430	184,026,140
認知症対応型共同生活介護	0	0	46,085,770	121,597,750	106,518,310	80,712,730	53,135,010	408,049,570
地域密着型	0	0	2,011,270	2,401,920	10,193,440	19,053,860	15,630,150	49,290,640
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	9,905,030	41,158,530	19,143,700	70,207,260
施設介護サービス	0	0	157,001,660	357,374,427	621,868,718	1,130,172,797	1,636,490,943	3,902,908,545
介護老人福祉施設	0	0	34,551,050	131,532,420	282,577,258	607,240,936	924,180,230	1,980,081,894
介護老人保健施設	0	0	115,571,670	207,648,407	318,804,090	458,897,571	307,096,640	1,408,018,378
介護療養型医療施設	0	0	6,878,940	18,193,600	20,487,370	64,034,290	405,214,073	514,808,273
合 計	163,419,734	319,613,279	1,149,568,606	1,651,903,550	1,875,725,117	2,410,957,241	2,663,362,486	10,234,550,013
支給額								
訪問サービス	25,925,308	42,912,738	112,573,756	150,347,097	170,554,113	256,473,695	320,480,172	1,079,266,879
通所サービス	80,281,299	181,767,759	447,056,210	502,951,454	406,820,694	325,739,017	185,148,531	2,129,764,964
短期入所サービス	1,031,526	3,054,609	47,416,319	99,541,953	141,440,065	158,967,762	127,938,645	579,390,879
福祉用具・住宅改修サービス	15,632,462	24,061,516	40,147,323	78,032,458	67,200,239	77,657,708	68,360,034	371,091,740
特定施設入居者生活介護	1,114,205	3,426,586	30,008,708	47,019,797	50,490,436	55,261,137	32,031,734	219,352,603
介護予防支援・居宅介護支援	24,051,960	28,986,720	124,455,589	109,373,809	86,954,524	72,456,356	54,553,400	500,832,358
地域密着型(介護予防)サービス	1,446,183	6,340,680	103,855,722	188,740,863	213,706,104	213,395,938	141,120,396	868,605,886
認知症対応型通所介護	0.0	973,224	36,962,250	43,815,906	55,045,269	49,930,758	41,462,235	228,189,642
小規模多機能型居宅介護	1,446,183	5,367,456	23,606,136	33,325,254	44,705,736	36,632,574	20,540,187	165,623,526
認知症対応型共同生活介護	0	0	41,477,193	109,437,975	95,866,476	72,641,455	47,821,509	367,244,608
地域密着型	0	0	1,810,143	2,161,728	9,174,096	17,148,474	14,067,135	44,361,576
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	8,914,527	37,042,677	17,229,330	63,186,534
施設介護サービス	0	0	141,301,494	321,636,970	559,945,857	1,017,904,727	1,473,217,011	3,514,006,059
介護老人福祉施設	0	0	31,095,945	118,379,178	254,583,560	547,266,058	832,137,371	1,783,462,112
介護老人保健施設	0	0	104,014,503	186,883,552	286,923,664	413,007,808	276,386,976	1,267,216,503
介護療養型医療施設	0	0	6,191,046	16,374,240	18,438,633	57,630,861	364,692,664	463,327,444
合 計	149,482,943	290,550,608	1,046,815,121	1,497,644,401	1,697,112,032	2,177,856,340	2,402,849,923	9,262,311,368

※サービスの内訳

訪問サービス: 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス: 通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス: 福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

2 高額介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)	利用料の基準金額
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	0	0	世帯で 15,000円
世帯合算有	11	76,565	
世帯合算無	378	3,660,609	
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	8,880	105,628,256	
世帯合算有	575	4,487,427	世帯で 24,600円
世帯合算無	2,776	14,446,049	
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	1,193	6,253,948	世帯で 37,200円
世帯合算有	838	5,423,511	
世帯合算無			
合 計	14,651	139,976,365	

3 高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	673	17,027,301
高額合算医療・介護予防サービス等費	7	36,275
合 計	680	17,063,576

4 特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	9,487	219,043,302
居住費	4,101	91,739,760
合計	13,588	310,783,062

5 審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
169,733	60	10,183,980

4-4 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
<p>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>市民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ○ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○ 介護保険料を滞納していないこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><対象となる社会福祉法人等が提供するサービス及び事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ） 市社協、ホームヘルプかみさと、ほけっと、みなみ信州・一陽会・萱垣会・ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護（認知症対応型含む） <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">いいだデイサービスセンター <li style="width: 50%;">北方の風 <li style="width: 50%;">上郷デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンターあぐりかなえ <li style="width: 50%;">北部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター「メイプル」 <li style="width: 50%;">かなえデイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンターよりそい <li style="width: 50%;">かわじデイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター杜のおんがっかい <li style="width: 50%;">竜東デイサービスセンター <li style="width: 50%;">竜東知久平デイサービスセンター <li style="width: 50%;">西部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デイサービスセンター田中の家 <li style="width: 50%;">中部デイサービスセンター <li style="width: 50%;">デーサービスセンター四季 <li style="width: 50%;">デイサービスセンターおよりて <li style="width: 50%;">北方デイサービスセンター <li style="width: 50%;">千代デイサービスセンター <li style="width: 50%;">上村デイサービスセンター <li style="width: 50%;">南信濃上村デイサービスセンター ●小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて </div>	<p>サービスの利用料の25%・食費及び居住費（滞在費）について25%を減額（注1）</p>
<p>介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業</p> <p>通所系サービス利用の際の食事代負担軽減</p>	<p>○市民税世帯非課税者</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><対象となる通所系サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 </div>	

制度の種類	対象となる方				減額の内容
高額サービス費支給制度 介護保険サービスの利用者負担は、原則1割負担となっていますが、同一世帯で1ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員 市民税非課税		基準額 15,000円		1ヶ月の利用料が基準額を超えた部分を支給 (注2)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		基準額 15,000円		
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超		基準額 24,600円		
	・上記以外		基準額 37,200円		
高額医療合算介護サービス費支給制度 介護保険の利用者負担額と医療保険・長寿医療の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給	制度 所得区分	長寿医療 +介護保険 (限度額)	高齢受給者 がいる世帯 +介護保険 (限度額)	70歳未満が いる世帯 +介護保険 (限度額)	1年間の介護保険と医療保険・長寿医療の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給
	・現役並み所得者 ・上位所得者	67万円	67万円	126万円	
	・低所得者Ⅱ ・低所得者Ⅰ	31万円 19万円	31万円 19万円	34万円 34万円	
	・一般 (上記以外)	56万円	56万円	67万円	
介護費給付金支給事業 施設サービス、福祉用具購入、住宅改修以外のサービスが対象	① 次の要件をすべて満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居または、65歳以上の人のみの高齢者世帯であること ・ 収入が生活保護法の最低生活費未満 ・ 親族から支援が受けられないこと ・ 活用可能な資産が過大でないこと ・ 預貯金が1世帯100万円と世帯員1人につき50万円を加算した額に満たないこと ② 市長が特に認めた人				利用料のうち、実際に支払うことのできない額 (注3)

(注1) 利用者負担第1段階の方は50%を減額。生活保護受給者は、特養(入所・短期入所)の個室の居住費のみ100%を減額。

(注2) 介護費のみが対象になります

(注3) 施設入所にかかる費用、福祉用具購入費、住宅改修費は対象となりません。

※上記の減額制度は、平成26年4月以降の内容です。

制度の種類	対象となる方				減額の内容
	要件	部屋の種類	居住費限度額 (注1)	食費限度額 (注1)	
介護保険負担限度額認定制度 介護保険施設入所(入所及び短期入所)者の食費、居住費の軽減	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課税	多床室(相部屋)	0円	300円	
		従来型個室(特養等) (注2)	320円		
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	490円		
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
		多床室(相部屋)	320円		390円
	従来型個室(特養等)	420円			
	従来型個室(老健、療養等)	490円			
	ユニット型準個室	490円			
	ユニット型個室	820円			
	多床室(相部屋)	320円	650円		
	従来型個室(特養等)	820円			
従来型個室(老健、療養等)	1,310円				
ユニット型準個室	1,310円				
ユニット型個室	1,310円				
ユニット型個室	1,310円				

(注1) 限度額は1日あたりの金額。

(注2) 「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

(注3) 「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

※上記の減額制度は、平成26年4月以降の内容です。

4-5 高齢者等の在宅福祉サービス

平成 26 年 4 月現在

1. 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者がはり・灸・マッサージの施療を受ける場合に助成券を支給します。 1 回につき 1,500 円分、年 2 回まで利用できます。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） または、飯田市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給します。 1 回につき 500 円分、年 5 回まで利用できます。 但し、はり・灸・マッサージか、入浴か、どちらかを選んでいただきます。
利用者負担	治療 1 回につき 1,500 円を超えた分、または入浴 1 回につき 500 円を超えた分
25 年度実績	マッサージ利用者数：70 人 利用回数：108 回 入浴利用者数：224 人 利用回数：870 回

2. 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	寝たきりの状態の重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年 2 枚まで利用できます。
利用者負担	なし
25 年度実績	利用実人数：156 人 利用回数：271 回

3. 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障害者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1 回につき 1,000 円、年 6 回まで利用できます。 （飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。）
利用者負担	理美容代実費
25 年度実績	利用実人数：84 人 利用回数：259 回

4. 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。 （該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。 但し、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 人当たり、1 回につき 7 日以内の利用日数とし、年 3 回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。

利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
25年度実績	利用者数：190人 利用回数：388回

5. 緊急宿泊支援事業

対象者	要支援・要介護認定者、障害者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内容	要支援・要介護認定者、障害者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。但し、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用
25年度実績	登録人数：92人 利用実人数：21人 利用回数37回

6. 在宅介護支援金支給事業

対象者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障害者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障害児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）
25年度実績	受給者数：（高齢者）153人、（重度心身障害児者）24人

7. 介護用品購入券支給事業

対象者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
25年度実績	利用者数：12人

8. 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対象者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65歳以上の要支援・要介護認定者、身障1～3級の方、65歳未満の身障1～6級の方（4～6級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が8万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内容	63万円を上限に補助します。
利用者負担	自己負担1割（7万円を上限とする）
25年度実績	該当件数：1件

9. 高齢者等住宅リフォーム補助事業

対象者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない50歳以上の高齢者
内容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。 1戸の住宅で補助は1回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
25年度実績	助成件数：173件

10. 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対象者	市民税非課税世帯の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内容	食事1回につき100円の扶助
利用者負担	食事1回につき100円を超えた分
25年度実績	利用数：49,683回

11. 自立支援短期入所事業

対象者	二次予防対象高齢者等。一時的に入所養護が必要な方
内容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年7日以内。
利用者負担	利用1日につき 1,730円（3食分の食費等を含む）
25年度実績	延利用者数：1人 利用日数：12日

12. 成年後見制度等利用支援事業

対象者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
25年度実績	相談件数：12件 申立件数：2件

13. 介護通訳派遣事業

対象者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障害者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。 特定非営利活動法人中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオへ介護通訳派遣及び調整を委託します。
利用者負担	なし
25年度実績	派遣時間：21時間

14. 緊急通報システム運営事業

対象者	独居高齢者、身障1・2級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで

	受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
25 年度実績	新規設置：47 台 廃止：30 台 26 年度 3 月末設置数：304 台

15. 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
25 年度実績	新設：5 台 累計（平成元年から）：647 台

16. 介護保険外特別ホームヘルプ

対 象 者	要介護・要支援高齢者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方																		
内 容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方にヘルパーを派遣します。1 日 1 回以内。 内容：①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言 ⑦排泄介助																		
利用者負担	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">利用 1 回当たり</td> <td style="text-align: center;">身体介護</td> <td style="text-align: center;">生活介護</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">30 分未満</td> <td style="text-align: center;">45 分未満</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方：</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人等の減免の要件に該当する方：</td> <td style="text-align: center;">120 円</td> <td style="text-align: center;">90 円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯：</td> <td style="text-align: center;">500 円</td> <td style="text-align: center;">380 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯：</td> <td style="text-align: center;">250 円</td> <td style="text-align: center;">190 円</td> </tr> </table>	利用 1 回当たり	身体介護	生活介護		30 分未満	45 分未満	生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方：	0 円	0 円	社会福祉法人等の減免の要件に該当する方：	120 円	90 円	所得税課税世帯：	500 円	380 円	上記以外の世帯：	250 円	190 円
利用 1 回当たり	身体介護	生活介護																	
	30 分未満	45 分未満																	
生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方：	0 円	0 円																	
社会福祉法人等の減免の要件に該当する方：	120 円	90 円																	
所得税課税世帯：	500 円	380 円																	
上記以外の世帯：	250 円	190 円																	
25 年度実績	利用実人数：8 人 利用回数：家事援助 498 回、排泄介助 437 回																		

17. 介護保険外高齢者特別デイサービス

対 象 者	要介護者で介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できない方															
内 容	介護保険該当者で、介護保険の限度額内のサービスでは日常生活を維持できず、又、認知症の予防あるいは重度化の防止が見込めない方が、限度を超えてデイサービスセンター等へ通所します。週 1 回以内。															
利用者負担	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">利用 1 回当たり（食事代は除く）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の者：</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人等の減免の要件に該当する者：</td> <td style="text-align: center;">通所介護費の</td> <td style="text-align: center;">5 %</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯：</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">20 %</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯：</td> <td style="text-align: center;">同上</td> <td style="text-align: center;">10 %</td> </tr> </table>	利用 1 回当たり（食事代は除く）			生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の者：		0 円	社会福祉法人等の減免の要件に該当する者：	通所介護費の	5 %	所得税課税世帯：	同上	20 %	上記以外の世帯：	同上	10 %
利用 1 回当たり（食事代は除く）																
生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の者：		0 円														
社会福祉法人等の減免の要件に該当する者：	通所介護費の	5 %														
所得税課税世帯：	同上	20 %														
上記以外の世帯：	同上	10 %														
25 年度実績	利用実人数：3 人 利用回数：62 回															

18. 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して 100 日間の短期入所を認めています。（12 月～3 月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
25 年度実績	利用者数：2 人 利用日数：19 日

19. 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき1,000円、独居の見守り 45分未満 1,710円)
利用者負担	家族不在時 交通費を含む必要経費から補助金を除いた額 独居 介護保険同様の1,900円の1割
25年度実績	利用者数：10人 利用時間：211.50時間

20. 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分7,000円と、交換用バッテリー代2,100円を支援します。
利用者負担	機器の利用料として月540円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
25年度実績	利用者数：4人

21. 生活支援ホームヘルプ

対 象 者	独居・高齢者世帯等の二次予防事業対象者等		
内 容	二次予防事業対象者等で、独居等の家事支援が必要な方にホームヘルパーを派遣します。 事業内容：①生活必需品の買い物 ②炊事、調理 ③住居等の掃除・整理整頓 ④衣類の洗濯・補修 ⑤関係機関等との連絡 ⑥生活全般に関する相談・助言		
利用者負担	利用1回当たり	20～45分	45分以上
	生活保護世帯、市単独の減免規定に該当の方	0円	0円
	社会福祉法人等の減免の要件に該当する方	90円	110円
	所得税課税世帯	380円	460円
	上記以外の世帯	190円	230円
25年度実績	利用者：2人 66回		

22. 独居高齢者世帯配食サービス事業

対 象 者	二次予防事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある二次予防事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (500円～680円)
25年度実績	二次利用者数：9人 配食数：1,983食 認定利用者数：62人 配食数：10,866食

23. 介護予防事業：一次予防事業「はつらつ運動塾」

対 象 者	一次予防事業対象者
内 容	身近な施設で、筋力向上やバランスを中心とした運動教室を開催します。
利用者負担	実費 200円程度
25年度実績	4会場 7教室 66回 実参加者数：145人

24. 介護予防事業：二次予防事業「ほいほい呼ぼう教室」

対 象 者	二次予防事業対象者
内 容	生活機能の維持や向上のため、運動器の機能向上、認知症の予防、栄養改善、口腔機能の向上を図ります。 介護予防教室修了者を対象としたフォローアップ教室を開催します。
利用者負担	実費 200 円程度
25 年度実績	13 会場 26 教室 312 回 実参加者数：359 人

25. 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	デイサービスセンター 健康チェック、日常動作訓練、レクリエーション、入浴など、介護保険のデイサービスとほぼ同様のサービスを行います。 デイサービスセンター以外 健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 いずれも必要な方は送迎します。
実施施設	デイサービス : 上郷、いいだ、北部、竜東、かなえ、西部、中部、南信濃、千代、メイプル、NPO 花の木、くれよん 宅老所 : ひだまり、さろんあやめ、ふれあい街道ニイハオ 老人福祉センター：山本、南信濃 ふれあいセンター：上村 その他施設 : 姫宮憩いの家
利用者負担	利用1回につき 生きがいデイ利用分 400 円 生活保護世帯 0 円 昼食等 : 実費 (全員)
25 年度実績	利用者数：115 人 利用回数：1,735 回

26. 生きがいと健康づくり推進事業：「農愉快」

対 象 者	一次予防事業対象者
内 容	一次予防事業対象者 グループによる農業体験（野菜づくり）を通じて、運動機能の向上、認知症の予防、仲間づくりを行います。 全員活動日は年間 20 回
利用者負担	実費 200 円程度
25 年度実績	参加人数：21 人

27. 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、 重度心身障害児者（身体 1・2 級、及び療育 A・精神 1 級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	各地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。各地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、

	介護についての様々な相談を受けます。 又、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
25年度実績	参加人数：日帰り ふれあい相談事業 539人

28. 敬老祝賀事業

対象者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内容	88歳 (市)あいさつ状、1万円 (社協)祝品、敬老新聞 100歳 (市)あいさつ状、1万円、市長訪問 (社協)祝品、敬老新聞 (県)祝状、紙筒 (国)祝状、銀杯、紙筒 最高齢者(3名) (市)あいさつ状、5千円相当の祝品 (社協)祝品、敬老新聞
25年度実績	訪問者数：802人

4-6 地域包括支援センター

1. 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に4カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、介護支援専門員及び社会福祉士が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方が介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネージャーが円滑に業務が行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワーク作りを行います。

2. 地域包括支援センターと担当地区

いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	Tel 56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・上郷・座光寺		Fax 56-5505
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 28-2361
担当地区：鼎・伊賀良・山本		Fax 28-2362
かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・三穂・川路		Fax 27-5023
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel
担当地区：上村・南信濃		0260-34-1066
		Fax
		0260-34-2102

4-7 いいだシニアクラブと生きがい対策

1. いいだシニアクラブ連絡会の現況

平成26年7月1日現在

区分 地区名	会 員 数 別 高 齢 者 ク ラ ブ 数									合 計	会 員 数
	30人 未 満	30人 ～49人	50人 ～59人	60人 ～69人	70人 ～79人	80人 ～89人	90人 ～99人	100人 以 上			
丸 山	—	—	1	—	—	—	—	—	1	53	
座 光 寺	—	1	—	—	—	—	—	—	1	33	
松 尾	—	—	—	1	—1	—	—	2	4	442	
下 久 堅	—	—	—1	—	—1	1	1	—	4	315	
千 代	—	—	—1	—	—	—	—	—	1	58	
竜 丘	1	—	—1	—	4	—	—	—	6	382	
川 路	—	—	1	—	—	—	—	—	1	59	
県 庁	—	—1	1	1	—2	—	—	2	7	552	
上 郷	—	—	1	1	—	—	—	—	2	113	
上 村	—	—	—1	1	1	—	—	—	3	191	
南 信 濃	—	3	2	2	1	—	—	—	8	416	
計	1	5	10	6	10	1	1	4	38	2,614	

※休会クラブ（南信濃1クラブ）は集計に含まない。

2. いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（平成26年度計画）

事 業	内 容	
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会	6月18日	気の里ヘルスセンター栃の木（伊那市） 事例発表：いいだシニアクラブ連絡会ほか 講演「高齢者の健康管理」 各クラブ会長等代表参加 16人
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月2日	県飯田合同庁舎 講演と劇「特殊詐欺等消費者被害を防止するために」 事例発表、実技講習「端切れを使ったネックレス作り」 女性会員参加 25人
県老人クラブ連合会 大会	10月16日～17日	上田市文化交流芸術センター（上田市） 各種表彰（県老連加入促進優良クラブ賞7クラブ受賞） 主張発表、講演「昔話を考える」 各クラブ会長等代表参加 23人
視察研修	10月29日	上村・南信濃方面 遠山地域の祭り文化と伝承施設の見学、昼食交流会 地元の高齢者クラブ会員による説明で研修 各クラブ役員等参加予定 40人程度
いきいき活動研修会	11月26日	県公民館 高齢者のニーズとクラブ活動の方向についての討論、情報交換、囲碁ボール実技講習 各クラブ役員等対象参加予定 50人程度
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり事業	4月～3月	各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛活動	通年	高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯など高齢者仲間として訪問
その他		組織強化・活性化の取り組み 認知症に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域での奉仕活動や子どもの登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問

3. 生きがい対策

○生きがい教室の開催

高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業として平成元年度～2年度に国の補助を導入して「ハイカラ学校」を開校。高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場を提供するため、生きがい教室として、シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室、健康麻雀教室を開催しているほか、新規教室の立ち上げを支援している。

4-8 統計資料

1 市内高齢者人口

H26. 4. 1現在

地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位
1 橋北	3,208	1,529	47.7%	1,309	40.8%	812	25.3%	4
2 橋南	2,823	1,282	45.4%	1,070	37.9%	619	21.9%	6
3 羽場	5,006	1,868	37.3%	1,531	30.6%	804	16.1%	13
4 丸山	3,587	1,353	37.7%	1,097	30.6%	607	16.9%	13
5 東野	3,096	1,252	40.4%	1,029	33.2%	608	19.6%	11
6 座光寺	4,547	1,691	37.2%	1,318	29.0%	683	15.0%	15
7 松尾	12,645	3,848	30.4%	3,059	24.2%	1,679	13.3%	20
8 下久堅	3,109	1,292	41.6%	1,065	34.3%	605	19.5%	10
9 上久堅	1,422	722	50.8%	586	41.2%	350	24.6%	3
10 千代	1,809	868	48.0%	734	40.6%	451	24.9%	5
11 龍江	2,964	1,337	45.1%	1,115	37.6%	669	22.6%	8
12 竜丘	6,659	2,284	34.3%	1,799	27.0%	968	14.5%	18
13 川路	1,960	889	45.4%	738	37.7%	435	22.2%	7
14 三徳	1,523	675	44.3%	542	35.6%	338	22.2%	9
15 山本	4,868	1,949	40.0%	1,499	30.8%	785	16.1%	12
16 伊賀良	14,315	4,646	32.5%	3,604	25.2%	1,832	12.8%	19
17 伊賀良	13,302	4,669	35.1%	3,765	28.3%	2,073	15.6%	16
18 上郷	13,956	4,904	35.1%	3,934	28.2%	2,056	14.7%	17
19 上村	484	282	58.3%	248	51.2%	170	35.1%	2
20 南信濃	1,659	1,053	63.5%	914	55.1%	601	36.2%	1
全 市	102,942	38,393	37.3%	30,956	30.1%	17,145	16.7%	

飯田市	103,618	38,140	36.8%	30,309	29.3%	17,025	16.4%	H25.4.1
飯田市	103,538	38,241	36.9%	30,545	29.5%	17,037	16.5%	H25.10.1
長野県	2,120,406	761,049	35.9%	598,816	28.2%	319,407	15.1%	H25.10.1
全 国	125,704,000	41,378,000	32.9%	31,770,000	25.3%	15,553,000	12.4%	H25.10.1

・市、県は住民記録、全国は人口推計月報値を使用

2 介護保険要支援・要介護認定者

H26. 3. 31現在

地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
橋北	36	26	42	40	20	34	23	221
飯田荘・第二	0	0	2	3	11	35	48	99
橋南	24	30	46	42	26	20	20	208
羽場	33	36	57	53	40	33	34	286
丸山	23	30	28	41	20	26	27	195
東野	37	30	35	39	25	14	20	200
座光寺	21	26	50	35	31	24	24	211
松尾	55	76	114	104	81	47	44	521
きりしま邸苑	0	0	1	5	9	11	27	53
ゆめの郷	0	0	4	6	9	14	13	46
下久堅	30	17	56	43	25	24	24	219
上久堅	12	19	24	21	15	10	13	114
千代	14	29	23	18	16	11	13	124
龍江	28	27	40	29	26	17	15	182
ゆいの里	0	0	0	2	3	18	12	35
竜丘	28	49	69	50	40	34	28	298
川路	13	13	18	20	13	12	14	103
ハートビル川路	3	3	22	13	8	2	1	52
三徳	14	14	33	20	13	12	9	115
山本	32	21	50	58	40	30	22	253
ヴィラ緑風苑	3	3	7	0	1	0	0	14
伊賀良	70	87	117	87	78	66	52	557
かざこしの里	0	0	2	12	21	22	25	82
陽だまりの丘	0	0	0	1	4	17	13	35
県	64	84	148	121	77	73	62	629
信濃寮	0	3	6	5	6	11	1	32
上郷	62	73	140	123	74	82	57	611
ケアハウス上郷	2	3	5	0	0	3	0	13
上村	5	5	8	9	11	5	5	48
南信濃	14	28	28	34	19	21	15	159
遠山荘	0	0	1	3	5	12	15	36
住所地特例者	1	1	10	16	33	71	107	239
計	624	733	1,186	1,053	800	811	783	5,990

(参考H25.9.30) 631 690 1,175 1,064 786 814 770 5,930

※飯田荘・第二飯田荘・きりしま邸苑・ゆい・かざこしの里・陽だまりの丘・遠山荘・ゆめの郷・住所地特例者の合計が特養入所者。

3 独居高齢者・高齢者世帯数

H26.4.1

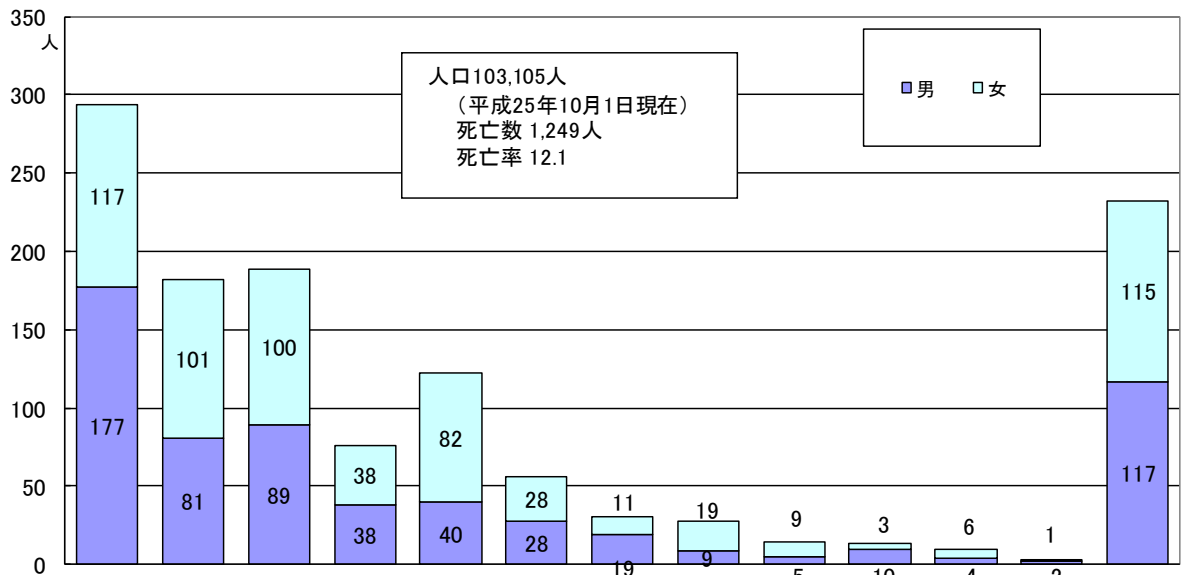
独居高齢者	高齢者世帯	養護老人ホーム
225	224	13
230	173	11
230	238	15
201	204	7
195	164	8
129	159	8
363	410	13
77	130	5
65	88	5
78	110	1
99	115	4
187	242	9
56	105	6
31	55	2
150	158	15
318	482	17
472	561	13
506	607	12
57	62	4
193	228	6
3,862	4,515	174
H25.4.1		
3,727	4,258	177

5 保健課

5-1 人口動態

年	人口	出生				合計特殊 出生率	死亡				自然 増加	備考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
13	107,461	547	542	1,089	10.1	1.66	533	469	1,002	9.3	87	人口 10.1 現在
14	107,220	538	528	1,066	9.9	1.65	507	450	957	8.9	109	〃
15	107,107	553	500	1,053	9.8	1.66	530	496	1,026	9.6	27	〃
16	106,835	537	476	1,013	9.5	1.62	559	462	1,021	9.6	△ 8	〃
17	108,624	506	449	955	8.8	1.52	579	539	1,118	10.3	△163	〃
18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	〃
19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃

◎死因別死亡統計(平成25年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	294	182	189	76	122	56	30	28	14	13	10	3	232
死亡率 (人口10万対)	285.1	176.5	183.3	73.7	118.3	54.3	29.1	27.2	13.6	12.6	9.7	2.9	225.0
死亡割合(%)	23.5%	14.6%	15.1%	6.1%	9.8%	4.5%	2.4%	2.2%	1.1%	1.0%	0.8%	0.2%	18.6%

資料: 県衛生年報

5-2 母子保健

1. 平成 25 年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20 歳未満	20 歳以上 25 歳未満	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 35 歳未満	35 歳以上 40 歳未満	40 歳以上
初妊婦数	384	17	59	134	116	45	13
経産婦数	513	3	28	135	204	123	20
総届出数	897	20	87	269	320	168	33

2. パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	妊婦の受講		夫の受講		妊婦内訳 (再掲)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	第 1 子	第 2 子以上
22	15	54	131	39	41	47	7
23	24	82	294	49	49	74	8
24	24	88	297	52	61	76	12
25	20	76	153	58	58	67	9

*23 年度からは、プレママ講座と一緒にした新たなパパママ教室とした。

3. 平成 25 年度 乳幼児訪問

実施数	①未熟児		②新生児 (①を除く)		③乳児 (①②を除く)		幼 児		母子 電話相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
	18	18	3	4	866	881	128	149	750

4. 先天性股関節脱臼検診状況

年 度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
受診数 (人)	男 449 女 460	男 454 女 402	男 451 女 444	男 440 女 423
受診率 (%)	97.4	94.8	98.2	97.2
要治療者	男 (人)	1	-	-
	女 (人)	3	1	6

5. 平成 25 年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数 (率)	フォロー児数 (率)
4 か月児健診	48	893	871	97.5	2 (0.2)	30 (3.4)
7 か月児相談	48	882	851	96.5	8 (0.9)	50 (5.9)
12 か月児相談	48	901	895	99.3	13 (1.5)	58 (6.5)
1 才 6 か月児健診	44	909	879	96.7	21 (2.4)	141 (16.0)

2才児相談	46	928	848	91.4	41 (6.1)	168 (19.8)
3才児健診	45	947	860	90.8	23 (2.7)	72 (8.4)

6. 遊びの広場

① 参加人数

② 25年度参加者の主訴

年度	参加人数	延人数	発達の遅れ	20
22	22 (継続 8、新規 14)	77	母親の育児不安、接し方	5
23	44 (継続 1、新規 43)	105	母乳相談、離乳食相談	3
24	36 (継続 10、新規 26)	98	体重の伸び	1
25	29 (継続 11、新規 18)	83		

7. 平成25年度 乳児ふれあい体験学習

	内 容	スタッフ
事前学習	母子保健事業について、安全な抱き方、元気な赤ちゃんを産み育てるために、質問について、当日の注意	学校教諭
体験学習	高校生：7か月児相談に参加 (25年7月から25年10月) 松尾公民館・伊賀良公民館・県保健センター 中学生：地区の乳幼児学級に参加	保健師 栄養士 学校教諭
まとめの学習	体験学習をもとに感想文をまとめる	学校教諭

実施校 4校 (下農、風越、飯田女子、遠山中) 4回 65名

8. 乳幼児学級 (平成25年度)

地区	教室名	対象年齢	実施回数	参加組数	延べ組数
橋北 橋南 東野 (3館合同)	0歳児学級	0歳	9	16	114
	1歳児学級	1歳	20	25	322
	2歳児学級	2歳	18	26	178
	3歳児学級	3歳	19	11	141
羽場	0、1歳児学級	0～1歳	19	32	266
羽場・丸山	2歳児学級	2歳	18	34	221
	3歳児学級	3歳	20	18	153
丸山	すくすく	0～1歳	18	21	177
伊賀良・ 山本・三穂	0歳児学級	0歳	10	58	181
伊賀良	1歳児学級	7か月頃～1歳	16	63	455
	2歳児学級	2歳	20	46	461
	3歳児学級	3歳	23	24	252
山本	なかよし広場	0～1歳	9	33	140
	ちびっ子広場	2～3歳	15	24	105
	合同講座	0～3歳	9	32	143

三穂	みほなかよし学級	0～3歳	12	28	121
	乳幼児の広場	0～3歳	41	24	209
鼎	0歳児学級	0歳	6	32	108
	1歳児学級(りんご学級)	1歳	12	25	161
	1歳児学級(いちご学級)	1歳	13	33	269
	2歳児学級(たんぼ学級)	2歳	17	43	373
	つくし学級	3歳	22	30	366
竜丘	0歳児学級	0歳	5	23	61
	1歳児学級(ふみよびよ)	1歳	13	34	218
	2歳児学級	2歳	15	26	170
	3歳児学級	3歳	12	34	213
川路	すくすく学級	0～3歳	12	16	91
松尾	0歳児学級	0歳	6	52	172
	1歳児学級Aチーム	1歳(4～9月生)	11	38	175
	1歳児学級Bチーム	1歳(10～3月生)	11	43	273
	いちごクラブ	2歳	13	61	386
	どんぐりクラブ	3歳	12	34	216
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	23	20	150
下久堅	ぽっかぽかいちご	0～1歳	10	31	102
	ぽっかぽかあひる	2～3歳	11	22	75
千代	ちよっ子クラブ	0～3歳	20	16	132
龍江	0・1歳児学級(りす)	0～1歳	11	11	89
	2・3歳児学級(ぞう)	2～3歳	12	16	107
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	18	36	312
	2歳児学級	2歳	19	22	236
	3歳児学級	3歳	19	11	145
上郷	0歳児学級	0歳	5	34	91
	1歳児学級	1歳	18	43	238
	2歳児学級	2歳	13	50	278
	3歳児学級	3歳	11	26	169
上村	ひよこちゃんの日	0～3歳	8	5	19
南信濃	すこやか学級	0～3歳	11	9	20
合計	25年度		685	1,391	9,054
	24年度		704	1,245	8,306
	23年度		771	1,303	9,157
	22年度		745	1,375	9,560
	21年度		752	1,450	9,021

スタッフ・講師

保育士・保健師・公民館・栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書
・ボランティア・運動指導士等

5-3 成人保健

1. 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
胃検診	2,230	2,430	2,545	5,687	4,425	4,091
子宮頸がん検診	822	1,912	1,750	2,387	2,015	1,831
乳房検診	1,305	3,088	2,677	4,748	4,103	4,226
肺がん検診	8,128	7,694	7,310	8,121	8,359	8,023
大腸がん検診	3,510	3,818	3,945	9,268	8,508	8,552

*子宮頸がん検診、乳房検診、大腸がん検診は、がん検診推進事業を含む。

(1) 子宮がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精密検査結果					未受診
			がん	軽度異形成	頸管炎	その他	異常なし	
H21	1,912	23(1.2)	-	1	1	21	-	-
H22	1,750	29(1.7)	2	7	-	13	6	1
H23	2,387	56(2.3)	-	21	-	28	2	5
H24	2,015	44(2.2)	-	18	-	13	2	11
H25	1,831	46(2.5)	-	19	4	17	1	5

*21～25年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳房検診

ア 乳房検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H21	458	15(3.3)	1	2	1	11	-	-	-
H22	409	18(4.4)	-	2	2	1	3	7	3
H23	1,781	56(3.1)	-	12	7	7	4	11	15
H24	1,513	53(3.5)	-	5	5	16	4	10	13
H25	1,629	38(2.3)	-	1	12	11	1	5	8

*23年度からエコー単独検診。

イ マンモグラフィ検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 要精検率 (%)	精密検査結果							未受診
			がん	乳腺症	乳腺のう胞	乳腺腫瘍	乳腺線維腺腫	その他	異常なし	
H21	2,627	99(3.8)	4	17	6	12	2	9	14	35
H22	2,268	71(3.1)	3	9	9	5	-	20	12	13
H23	2,967	96(3.2)	3	12	-	-	2	21	22	36
H24	2,590	95(3.7)	6	9	6	-	4	10	33	27
H25	2,597	106(4.1)	3	16	14	-	6	15	46	6

*21～25年度 がん検診推進事業クーポン受診者を含む。 精密検査結果はH26年9月現在値

*平成23年度より偶数年齢を対象

(3) 肺がん検診

ア. ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H 2 1	339	36(10.6)	-	-	27	2	7
H 2 2	528	30(5.7)	1	-	18	2	9
H 2 3	1,658	92(5.5)	3	11	47	4	27
H 2 4	2,605	184(7.1)	1	1	136	25	21
H 2 5	2,546	112(4.4)	6	1	73	11	21

*平成24年度より対象年齢が40～74歳になる。

精密検査結果はH26年9月現在値

*平成23年度より偶数年齢を対象。

イ レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H 2 1	7,355	146(2.0)	3	72	52	-	19
H 2 2	6,782	123(1.8)	8	56	36	-	22
H 2 3	6,463	111(1.7)	3	46	39	-	23
H 2 4	5,754	91(1.6)	6	45	20	-	20
H 2 5	5,477	97(1.8)	5	45	24	-	23

*平成17年度より65歳以上の方を対象に、結核検診と併用して全市で実施。

(4) 大腸がん検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	ポリープ	大腸憩室	肛門疾患	その他	異常なし	
H 2 1	3,818	367(9.6)	7	110	17	29	15	100	90
H 2 2	3,945	381(9.7)	8	100	17	27	6	84	139
H 2 3	9,268	855(9.2)	14	223			83	158	377
H 2 4	8,508	711(8.4)	6	123			82	84	416
H 2 5	8,552	672(7.9)	17	181			87	135	252

(5) 胃検診

年度	受診者 (人)	要精検数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H 2 1	2,430	323(13.3)	3	240	41	-	39
H 2 2	2,545	329(12.9)	1	229	35	-	64
H 2 3	5,687	784(13.8)	10	552	73	-	149
H 2 4	4,425	581(13.1)	5	416	42	-	118
H 2 5	4,091	422(10.3)	1	315	17	-	89

(6) がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診

年齢	対象者数	受診数	受診率	クーポン券なしでの受診
20歳	468	43	9.2%	-
25歳	434	88	20.3%	-
30歳	515	127	24.7%	-
35歳	593	175	29.5%	-
40歳	717	190	26.5%	-
合計	2,727	623	22.8%	-

イ 乳がん検診 (マンモグラフィ検診)

年齢	対象者数	受診数	受診率	クーポン券なしでの受診
40歳	717	231	32.2%	-
45歳	665	191	28.7%	-
50歳	650	233	35.8%	-
55歳	655	179	27.3%	-
60歳	679	256	37.7%	-
合計	3,366	1,090	32.4%	-

ウ 大腸がん検診

年齢	対象者数	受診数	受診率	クーポン券なしでの受診
40歳	1,394	273	19.6%	-
45歳	1,323	258	19.5%	-
50歳	1,303	250	19.2%	-
55歳	1,262	255	20.2%	-
60歳	1,356	352	26.0%	-
合計	6,638	1,388	20.9%	-

*がん検診推進事業の数字は、子宮頸がん検診・マンモグラフィ検診・大腸がん検診の再掲となる。

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	内訳 (B+C 精密検査)			
H25	40歳	1,395	441 (16.2%)	集団検診	320	A	211人	B+C	109人 (34.6%)
	45歳	1,322		個別検診		121	A	94人	B+C

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

平成 20 年 4 月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、医療保険者は 40～74 歳の加入者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査「特定健康診査」を実施することが義務付けられた。

ア 受診状況 平成 24 年度

	平成 24 年度
対象者数	17,513
受診者数 計	6,174
(集団健診割合)	(60.6%)
(個別診診割合)	(39.4%)
受診率	35.3%

平成 24 年度特定健診実施率は 35.3%で、目標の 65%には達しなかった。

イ 特定保健指導実施状況

特定保健指導は、特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し規定された内容および方法により継続支援を行い、6ヶ月後実施評価を実施する。

	積極的支援	動機付け支援	特定保健指導 計
対象者数	164	434	598
終了者数	117	359	476
実施率 (%)	71.3	82.7	79.6

終了者：特定保健指導実施方法に規定された内容および方法により6ヵ月後の実績評価まで完了した者

実施率 = 終了者 / 対象者

平成 24 年度の特定保健指導実施率は 79.6%で目標の 45%を上回った。

2. 健康教育

(1) 実施回数と参加人数

	集団健康教育						計
	一般	歯周疾患	骨粗鬆症	慢性閉塞性疾患 COPD	病態別	薬	
開催回数	434	72	96	-	96	4	702
参加延人員	8,737	1,638	1,922	-	1,970	58	14,325

個別健康教育の実施状況

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託	市町村 実施	医療機 関委託
高血圧	260		260		34		34	
脂質異常症	574		574		56		56	
糖尿病	322		322		23		23	
喫煙	4		4					
計	1,160	-	1,160	-	113	-	113	-

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア. 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19年開始）

イ. 対象者：65歳以上の一般市民

ウ. 内容：ずくバンドによる筋力づくり運動 自主活動グループ

オ. 参加状況

地区	実施回数	実人員	参加延べ人数
橋北	46	11	257
橋南	48	10	183
羽場	42	47	423
丸山	90	33	984
東野	44	22	217
伊賀良	22	18	142
山本	47	8	213
三穂	19	6	29
鼎	42	25	
竜丘			
川路	21	10	159
松尾	49	18	537
下久堅	43	11	167

上久堅	24	13	194
千代	34	12	157
龍江	48	31	780
上郷			
座光寺	45	16	351
計	664	261	4,983

(3) ウォーキング講座

ア. 実施地区：座光寺、橋南、羽場、東野、龍江、川路、山本、鼎、南信濃

イ. 内 容：安全に、効果的なウォーキングの方法についての話と実技
健康運動指導士による指導
アンケート調査

ウ. スタッフ：健康運動指導士、保健師、スポーツ推進委員、地域の公民館委員、健康福祉委員 等

エ. 参加状況 293人

参加者数	座光寺	橋南	羽場	東野	龍江
	25	27	35	58	28
	川路	山本	鼎	南信濃	
	28	36	36	45	

(4) 男性運動教室

ア. 対象者：すっきりボディ 40～65歳の男性
腰痛予防 40～70歳の男性

イ. 実施会場・内容

伊賀良公民館 5回、松尾公民館 6回 実施

健康チェック

ストップメタボ・ボディ改造のみ 活動量計による活動消費量・歩数測定

保健師の話（血圧について、食事について、血液ドロドロ実験）

健康運動指導士の話（健康と運動について、家庭でできる運動の紹介 等）

アンケート調査

講座名	すっきりボディ	腰痛予防
会場	伊賀良公民館	松尾公民館
内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康チェック（血圧・体重） 活動量計による活動消費量・歩数測定 ストレッチや椅子に座ってできる簡単な運動を通して、硬くなった筋肉や関節をほぐす。 ミニ健康講座 アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 健康チェック（血圧・体重） 腰痛予防、腰痛の軽減がはかれる 体操や自宅でもできる体操を行い、運動を生活に取り入れるきっかけをつくる。 ミニ健康講座 アンケート調査

ウ. スタッフ：健康運動指導士、保健師、栄養士

エ. 参加状況（1回でも参加した人）

講座名	すっきりボディ	腰痛予防
実人員	22	21
延べ人数	93	107
1回平均人数	18.6	17.8

(5) 男性健康教室

ア. 対象者：飯田市消防団 第4分団（座光寺地区消防団）
第8分団（三穂地区消防団）

イ. 会場・内容

初回と最後に、体重・血圧・腹囲測定を行う。

地区	座光寺	三穂
会場	麻績の館・光寺公民館	三穂公民館
第1回目	食事（バイキング）、カロリー計算、 基準のご飯量 メタボリックシンドロームについて	食事（バイキング）、カロリー計算、 基準ご飯量 メタボリックシンドロームについて
第2回目	運動	運動
第3回目	高血圧について 歯の話 塩分当てクイズ 油と砂糖の食品展示	歯の話 飲み物カロリー当てクイズ 油と砂糖の食品展示 血液ドロドロ実験

ウ. 参加状況

	第4分団	第8分団
実人員	25	22
延べ人数	64	46
1回平均人数	21.3	15.3

エ. スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

(6) 健康教室

ア. 会場：松尾公民館

イ. 内容

1回	開講式 自己紹介 グループワーク 第2次食育推進計画について
2回	食品表示について 楽しく動こう【運動】
3回	あなたの食事はどうですか？【料理バイキング】 健診結果から
4回	野菜を摂りましょう【調理実習】 バランス食について
5回	油を減らそう【調理実習】 コレステロール・糖のしくみについて

6回	塩分を減らそう【調理実習】 高血圧について
7回	修了式 歯の健康について グループワーク 食のボランティア活動について

ウ. 参加状況

実人員	延べ人数	終了者数
19人	130人	19人

(7) 広報活動

- ア. いいだFM「さわやか健康」月1回
市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介
放送日：毎月第3月曜日 「かごこし歳時記内」
- イ. 南信州新聞「健康いいだ21・できることからはじめました」年12回
健康づくりに取り組む市民の紹介
- ウ. 信州日報「くらしのたね」月1回
保健師・栄養士・歯科衛生士の視点から健康についての情報提供と知識の普及
- エ. 健康いいだ21 ホームページ
市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ

(8) 「健康いいだ21 フェスティバル2013」 生活と健康まつりとして開催

- ア. 開催月日：平成25年10月5日(土)
- イ. 場 所： 県公民館、県文化センター
- ウ. 参加延べ人数：1,500人

3. 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談）

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高 血 圧	255	2,703
	脂 質 異 常 症	-	-
	糖 尿 病	6	6
	歯 周 疾 患	25	674
	骨 粗 鬆 症	6	168
	女 性 の 健 康	1	38
	病 態 別 (肥満、心臓病等)	3	26
総 合 健 康 相 談		123	1,553
計		419	5,168

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 217日
相談延人員 17,620人

4. 訪問指導事業

(1) 訪問指導実施状況（母子保健を除く）

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39歳以下	3	6
	40～64歳	152	186
	65歳以上	99	119
	計	254	311
個別健康教育対象者	39歳以下	2	24
	40～64歳	91	92
	65歳以上	11	14
	計	104	130
閉じこもり予防	39歳以下	1	5
	40～64歳	10	36
	65歳以上	27	46
	計	38	87
介護家族者	39歳以下	3	15
	40～64歳	8	12
	65歳以上	21	35
	計	32	62
寝たきり者	39歳以下	-	-
	40～64歳	1	7
	65歳以上	9	15
	計	10	22
認知症の者	64歳以下	2	10
	65歳以上	24	67
	計	26	77
その他	39歳以下	15	17
	40～64歳	784	847
	65歳以上	80	94
	計	879	958
合 計	計	1,343	1,647

5-4 介護予防事業

1. いきいきリハビリ事業

【目的】

身近な場所でいきいきリハビリを定期的に行うことにより、老化等による心身機能の低下を
防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症などの要介護状態を
予防し、健康の保持増進を図る。

*高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）

*高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）

*支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談

健康についての学習（転倒予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔ケア）

体操、ゲーム・レクリエーション、歌唱、手芸工作、調理実習、季節の行事、

保育園児等との世代間交流

(1) 平成25年度実施状況

地区	会場名	年間回数	参加者実人員							実人員の年齢構成						
			計	男性	女性	新規参加	参加延べ数	参加数 1回平均	介護保険認 定者(再掲)	64 歳 以下	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳 以上
1	橋北公民館	12	10		10	2	72	6.0	-		1	1	3	1	1	3
2	小伝馬町1丁目自治会館	10	8		8	1	55	5.5	1		1		5	1	1	
3	橋東中央通公民館	11	19		19	4	130	11.8	1			7	9	3		
4	橋北浜井町自治会館	11	12		12	4	102	9.3	2			2	4	4	2	
5	橋北大王路自治会館	12	6		6	-	43	3.6	5					2	4	
6	橋北江戸浜町公民館	11	12		12	2	86	7.8	-			3	4	4	1	
7	橋南保健センター	44	14		14	1	360	8.2	3			2	3	3	5	1
8	橋南御蔵公会堂	20	9		9	-	131	6.6	1			1	1	4	1	2
9	橋南りんご庁舎	21	13		13	1	212	10.1	2		1	2	3	5	1	1
10	羽場正永町2丁目集会所	12	18		18	1	174	14.5	2		1	4	5	8		
11	羽場第一公会堂	11	14		14	-	78	7.1	-		1	2	2	5	3	1
12	羽場羽場公民館	11	13		13	1	120	10.9	2				4	4	4	1
13	丸山今宮2丁目集会場	11	18		18	5	107	9.7	-		4	4	1	5	4	
14	丸山丸山2丁目集会場	10	18	2	16	-	86	8.6	3		1	3	5	6	2	1
15	丸山丸山4丁目集会場	20	15		15	1	250	12.5	1		1	4	5	4	1	
16	東野東野自治会館	22	13		13	-	190	9.0	12				3	6	3	1
17	東野東野公民館	18	14		14	5	174	9.7	2		2		4	5	3	

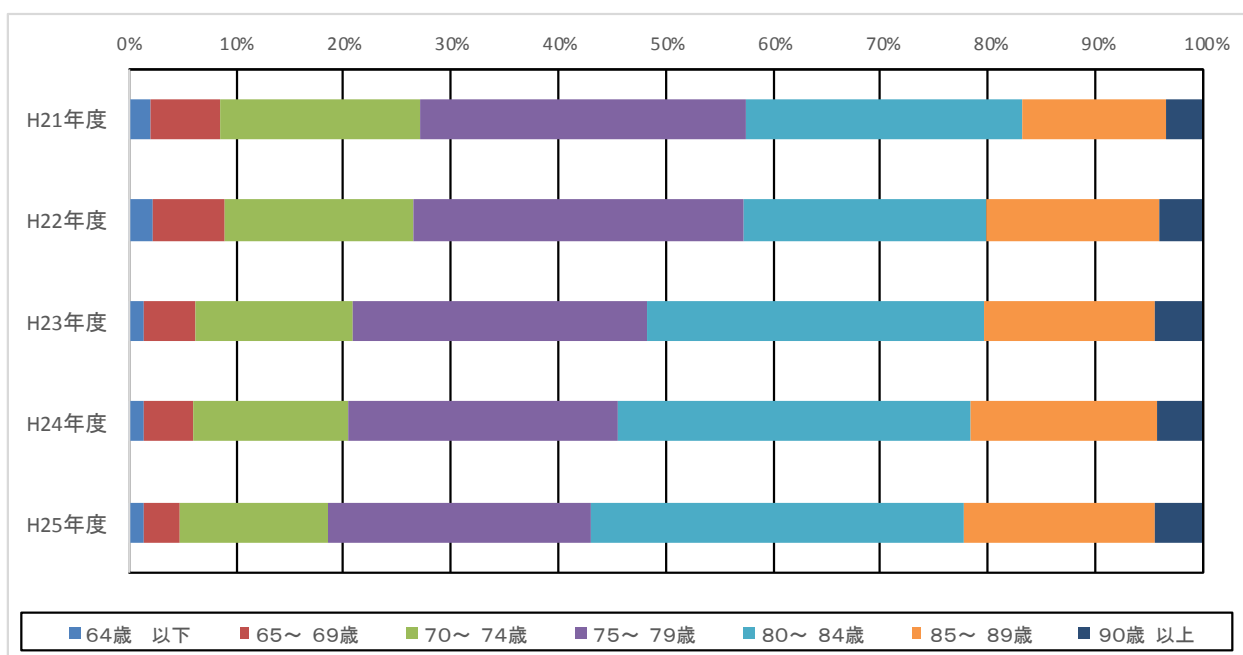
18	鼎	一色公民館	12	15		15	2	170	14.2	-		3	4	5	2	1	
19		切石会館	21	13		13	-	150	10.0	1			3	1	9		
20		上茶屋公民館	20	12		12	1	143	10.2	1		1		2	4	5	
21		中平公民館	21	14		14	1	230	12.1	1				4	6	4	
22		下山福祉センター	22	20		20	-	129	11.7	2		1	3	8	3	4	1
23		西鼎公民館	24	9		9	-	80	6.7	-			1	1	5	2	
24		東鼎公民館	22	20	1	19	-	127	12.7	3		1		1	12	4	2
25		名古熊公民館	12	19		19	2	141	11.8	-			1	4	8	4	2
26	伊賀良	大瀬木コミュニティセンター	18	15		15	2	206	11.4	-			2	1	9	3	
27		中村会館	23	21		21	2	345	15.7	1			2	9	8	2	
28		北方会館	9	30		30	9	185	20.6	1		1	2	11	12	3	1
29		育良町記念会館	10	17		17	3	94	9.4	-		1	2	5	6	2	1
30		下殿岡集会所	18	17		17	1	191	10.6	-		1	2	10	3	1	
31		上殿岡集会所	12	14		14	6	134	11.2	1			1	2	6	4	1
32	西の原集会所	18	13		13	4	202	11.2	2			4	2	4	3		
33	山本	山本公民館	12	8		8	-	69	5.8	2				1	4	3	
34		大明神集会所	11	6		6	-	56	5.1	-	1		1	2		2	
35		久米会館	22	17		17	-	300	13.6	1		1	2	3	6	4	1
36		箱川郷づくり研修センター	20	11		11	1	156	7.8	1			2	2	6	1	
37	松尾	常盤台集会所	19	41	5	36	5	783	41.2	3		2	11	11	7	8	2
38		八幡公会堂	12	10		10	1	90	8.2	-			3	2	4	1	
39		毛賀公民館	15	23	6	17	2	228	15.2	-			2	3	7	8	3
40		松尾公民館	20	24		24	6	335	16.8	2			2	8	10	4	
41		代田公民館	13	36	5	31	7	360	27.7	2		1	10	7	10	5	3
42		久井集会場	19	18	4	14	1	187	11.7	7				1	9	5	3
43		上溝集会所	21	22	1	21	5	366	17.4	1		1	2	6	6	7	
44		清水コミュニティ消防センター	11	29	7	22	2	232	23.2	3			5	5	12	5	2
45		新井コミュニティ消防センター	19	18	4	14	5	310	16.3	1		1	2	7	6	2	
46	下久堅	下久堅公民館	16	7		7	1	83	5.2	-			1	2	4		
47		虎岩交流センター	15	6		6	-	79	5.3	1			4		2		
48		下虎岩公民館	17	15	2	13	2	184	10.8	-				5	8	2	
49		柿野沢区民センター	15	13		13	4	142	9.4	2			2	3	5	2	1
50		南原区民センター	18	13		13	1	165	9.2	-			2	3	5	3	
51	上久堅	越久保センター	20	20	8	12	2	255	12.6	1	1		1	4	9	4	1
52		小野子下集会所	13	7		7	-	73	5.6	-				3	3	1	
53		原平集落センター	17	10		10	-	160	9.4	-			2	3	5		
54		大鹿区民センター	12	8		8	-	80	6.7	3				2	3	3	
55		下平公会堂	20	7		7	-	72	4.2	1			1	3	3		
56	千代	野池公民館	17	23	1	22	1	306	18.0	3		3	1	10	7	1	1
57		下村公会堂	17	26	2	24	4	219	12.8	2	4	1	4	5	9	3	
58		千代公民館	20	35	1	34	7	315	15.8	2	3	6	11	9		5	1
59		大郡農事集会所	11	21		21	5	133	12.1	-	6	2	8	1	4		
60		米峰・毛呂窪ふれあいセンター	12	22	2	20	2	179	14.9	3	1	3	5	2	6	5	

61		芋平公民館	11	5		5	-	51	4.6	-			1		4		
62		法山振興センター	19	32	11	21	4	345	18.2	2	2	1	8	7	9	5	
63	龍江	1区公民館	23	14		14	-	233	10.1	-			2	1	5	3	3
64		龍江公民館	21	15		15	-	156	7.4	1			1	4	5	4	1
65		3区公民館	20	9		9	-	158	8.0	1			1		6	2	
66		尾科集会所	10	11		11	-	92	9.2	-			4	3	4		
67	竜丘	時又ふれあいセンター	12	17		17	3	148	12.3	2			2	7	6	2	
68		上川路公民館	11	19		19	-	144	13.1	1				4	5	8	2
69		駄科区民センター	11	24		24	-	198	18.0	1			5	8	6	4	1
70		駄科集落センター	11	15	1	14	2	112	10.2	2				5	4	5	1
71		長野原区民センター	11	28	1	27	2	170	15.5	1	1		5	6	12	4	
72		竜丘公民館	12	41	2	39	4	409	34.1	2		3	7	10	17	3	1
73	川路	2・3区公民館	11	16		16	-	105	9.5	-		1	5	7	3		
74		川路公民館	10	10		10	2	57	5.7	1				3	3	4	
75		6区コミュニティセンター	12	24	6	18	5	216	18.0	-	1	2	8	5	7	1	
76		竜峡会館	12	9	2	7	1	82	6.8	1				2	3	3	1
77		8区公民館	11	22	2	20	2	148	13.5	1			2	4	12	4	
78	三穂	北伊豆木(第2集会所)	11	5		5	-	53	4.8	2				1	2	2	
79		第5集会所	11	10		10	-	98	8.9	1			1	1	6	2	
80		立石第11集会所	12	9		9	1	73	6.1	1				3	3	3	
81		悠愛館(下瀬)	11	7	4	3	1	59	5.4	2				1	2	4	
82	上郷	黒田研修センター	20	12		12	1	193	9.7	-				4	5	3	
83		下東消防コミュニティセンター	11	7		7	1	84	7.6	-			2	2	1	2	
84		御殿山コミュニティセンター	12	18		18	-	151	12.6	1			1	5	7	4	1
85		多世代交流プラザ	12	13		13	3	115	9.6	-			2	5	5	1	
86		上黒田集落センター	16	11		11	1	129	8.1	2			1	1	6	2	1
87		南条集落センター	12	14		14	1	133	11.1	-			3	5	5	1	
88		楽寿会	11	12	5	7	-	89	8.1	1				2	5	4	1
89		城東3号公園	10	13		13	-	95	9.5	-			1	4	6	1	1
90		別府上コミュニティセンター	19	11		11	-	160	8.4	1			3	1	3	1	3
91		丹保研修センター	11	23		23	-	183	16.6	-			1	9	9	3	1
92	北条振興センター	20	11		11	-	173	8.7	1			1	4	3	2	1	
93	飯沼南自治会館	20	15		15	-	249	12.5	1		1		5	6	2	1	
94	座光寺	2区会所	11	9		9	1	72	6.5	1			1		6	2	
95		恒川・清水会所	21	10		10	-	130	6.1	1			1	1	3	3	2
96		北市場会所	11	6		6	1	52	4.7	1				2	2	1	1
97		原・宮崎会所	20	13		13	1	160	8.0	1			2	3	5	3	
98		宮の前会所	22	14		14	3	212	9.6	2		1	1	4	2	5	1
99		大堤集会所	22	14	1	13	1	222	10.0	-			3	5	3	3	
		合計	1,537	1,539	86	1,453	166	16,523	10.8	126	20	52	212	379	534	272	70

(2) 参加状況の推移

	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者数(再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
平成 21 年度	104	1,762	1,817	19,770	11.2	105	36	118	339	551	469	243	61
平成 22 年度	101	1,693	1,710	18,525	10.9	117	35	108	285	493	466	258	65
平成 23 年度	100	1,685	1,647	19,339	11.5	125	23	79	240	453	517	260	75
平成 24 年度	100	1,643	1,551	17,427	10.6	122	21	73	222	392	507	271	65
平成 25 年度	99	1,537	1,539	16,523	10.8	126	20	52	212	379	534	272	70

(3) 参加者の年齢構成の推移



参加者は高齢化しており、後期高齢者が81.5%を占めている。
参加者の8.2%は介護保険の認定を受けている。

2. 健脚大学フォロー教室

【目的】体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る。

【対象】概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

(1) 実施状況

	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H21 年	5	118	148	1,852	15.7
H22 年	5	118	134	1,904	16.1
H23 年	5	112	142	1,983	17.7
H24 年	5	112	171	2,055	18.3
H25 年	5	108	152	2,079	19.3

(2) 参加者アンケート結果

回答数：111人

教室参加により効果を感じているもの。(複数回答)

項目	人数	割合
筋力が維持・向上した	82	73.9%
体力がついた	72	64.9%
関節の痛みが減った	46	41.4%
その他	7	6.3%
効果を感じられない	1	1.0%

健脚大学に参加して、何らかの効果があつたと答えた方は、111人中全員で99.1%であつた。

5-5 精神保健

1. 精神訪問指導

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
精神保健	209	230	145	195	170

2. こころの相談窓口

* 実施日 毎月第2・4月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）

* 会場 市役所保健センター

* 相談員 南信地域活動支援センター 精神保健福祉士

①実施回数 18回

②相談延べ人数 26人

3. こころの健康づくり

自殺対策緊急強化基金を活用した自殺対策

① ホームページの作成

② 広報・啓発活動

・ 自殺予防週間（9月）

広報いいだへの記事掲載

のぼり旗の掲示

・ 自殺対策強化月間（3月）

パンフレット「かけがえのない『いのち』みんなで守ろう」の各戸配布

民生児童委員会等でゲートキーパーについて健康教育の実施

のぼり旗の掲示

FMいいだ

5-6 栄養指導

1. 母子保健

対象者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
パパママ教室		4	28			妊娠中の食生活について
離乳食講座	初期	12	200			乳児の発達にあわせた離乳食の形態、作り方、与え方の実習と具体的な離乳食指導
	後期	10	152			
乳児	4か月児	48	867	48	393	離乳食の開始と進め方
	7か月児	48	866	48	385	離乳食中期の正しい在り方・1日に食べたい量と発達段階にあわせた固さ3回食にむけて
	12か月児	48	855	48	418	1日の目安量・実物展示グループワークからの疑問
幼児	1歳6か月児	44	879	44	470	幼児食についておやつとの与え方・嘔吐ことの大切さ
	2歳児			46	846	個別相談虫歯予防とあごの発達をふまえたおやつ工夫
	3歳児	45	860	45	406	食育への意識づけ
乳 幼 児		54	710			乳幼児学級食事とおやつ指導
学童・生徒 小学生 中学生 高校生		1	30			食事づくり体験を通し食への関心を高める 正しい食習慣を実践できるようにふれあい体験学習
そ の 他		5	138			その他 乳幼児食指導・乳幼児訪問 PTA、ぱくぱくキッチン
合 計		319	5,585	279	2,918	

2. 生活習慣病予防及び健康増進

対 象 者	集団指導		個別指導		内 容
	回数	延人数	回数	延人数	
健 康 教 室 (継 続)	回 7	人 130	回	人	栄養・運動・休養の学習
男 性 健 康 教 室	6	110			消防団への生活習慣病予防のための食事を中心とした学習
特 定 保 健 指 導			525	525	特定健診時に食事調査を行い結果報告
健 康 増 進 教 室 (講座・単発の事業)	75	1,113			栄養・運動・休養 食生活全般 高齢者・男性他
まちづくり委員会 健康福祉委員会等	3	47			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員	351	12,029			伝達講習会、地区活動
そ の 他			2	2	訪問指導 健康相談
合 計	442	13,429	527	527	

5-7 歯科保健

1. 母子歯科保健

対象者	回数	延人数	内 容
妊 婦	4	28	妊娠中の歯科保健、歯科検診のすすめ
1 歳 児	48	895	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの実習、上顎前歯唇面のむし歯予防
1歳6か月児	43	879	カリオスタット検査とその説明、卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫
対象者	回数	延人数	内 容
2 歳 児	44	848	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3 歳 児	45	860	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、6歳臼歯の重要性とむし歯予防、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖への注意
小 学 校 歯科保健指導	13	2069	むし歯、歯周病予防のための歯の健康講話、ブラッシング指導
その他	22	200	乳幼児学級・療養センター等でのブラッシング指導、乳幼児訪問指導・保育園での歯科保健指導
合 計	219	5779	

歯科検診結果

	該当児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1人当り むし歯本数 (本)	受診児 1人当り むし歯本 数(本)
1歳6か月	909	879	96.7	18	2.1	40	2.2	0.05
3歳児	947	860	90.8	169	19.7	660	3.9	0.8

2. 成人歯科保健

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	12	195	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象にサリバスター検査、歯科相談、ブラッシング指導
各種健康教室等	32	1429	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、歯周疾患の原因と対策、効果的なブラッシング実習、定期歯科検診の重要性、
合 計	44	1624	

3. 高齢者歯科保健

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	25	302	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	5	85	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能向上の必要性・歯周病予防
合 計	30	387	

5-8 結核予防

1. 一般住民定期健康診断受診状況

	対象者数	受診者数	受診率
21年度	23,851	7,355	30.1
22年度	23,367	6,782	29.0
23年度	29,523	6,463	21.9
24年度	29,671	5,754	19.4
25年度	29,762	5,477	18.4

※平成17年度より結核予防法の改正により検診対象年齢が65歳以上となった。

2. 平成25年度健診結果

(1) 間接撮影結果

受診者数	異常を認めず (%)	要精密検査となったものとなったもの (%)
5,477人	5,381人 (98.2)	96人 (1.8)

(2) 精密検査結果

肺がん	5人
肺がんの疑い	2人
その他の疾患	42人
異常なし	24人
未受診	23人

3. 結核登録患者数及び新発生状況 (平成25年)

(1) 結核登録患者数の推移

年	21年	22年	23年	24年	25年
登録患者数	23人	27人	23人	19人	14人
新登録者数 (一部再掲)	17人	13人	7人	9人	11人

(2) 新登録患者の年代別・性別区分 (平成25年1月1日～12月31日)

年齢	新登録者		
	男	女	計
0～9歳	人	人	人
10～19歳			
20～29歳	1		1
30～39歳			
40～49歳			
50～59歳		1	1
60～69歳			
70歳以上	5	4	9
計	6	5	11

(3) 結核登録患者活動区分（平成 25 年）

	肺 結 核				肺外結核 活動性	不活動性 結 核	活動性 不 明	総 数
	登録時喀痰塗抹陽性		登録時そ の他の結 核菌陽性	登録時 菌陰性 その他				
	初回治療	再治療						
人数	2		1		3	7	1	14

5-9 献血

(1) 飯田市献血実績

(単位：人)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
飯伊献血実績	3,246	3,215	2,839	2,837	2,813

飯 田 市 実 績	2,467	2,554	2,194	2,193	2,124
200ml 献血者 (構成比)	644 26.1%	539 21.1%	398 18.1%	410 18.7%	307 14.5%
400ml 献血者 (構成比)	1,823 73.9%	2,015 78.9%	1,796 81.9%	1,783 81.3%	1,817 85.5%

※ 現在、成分献血は移動献血車では実施せず、県内では長野献血ルーム（TOiGO）・松本献血ルーム（サントビューネ）・長野県赤十字血液センター諏訪出張所の3箇所のみで実施している。

5-10 健康福祉委員等活動

1. 組織の概要

平成 19 年 3 月までは、飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が、市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 629 人が活動している。

〈各地区健康福祉委員等人数〉

ブロック	A		B		C		D		E	
地区	橋北	12人	三穂	21人	竜丘	32人	松尾	36人	座光寺	40人
	橋南	41	山本	24	川路	7	下久堅	18	上郷	94
	羽場	15	伊賀良	88	鼎	85	上久堅	7	上村	8
	丸山	14					千代	33	南信濃	15
	東野	17					龍江	22		

2. 健康福祉委員等研修会

各地区の代表者連絡会を開催し、統一して取り組む課題について研修会を行っている。

全市	平成 25 年 6 月 10 日	飯田市健康福祉委員等研修会 県文化センター 講演 ～あなたは認知症予防していますか～ 認知症になった波平 講師 日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員 渡辺 哲雄 先生	参加者 305 人
	平成 25 年 9 月 26 日	長野県保健補導員等研究大会 県松本文化会館 ・事例研究発表 2 題 ・寸劇 1 題 講演 リンパで免疫を高め健康づくり 講師 信州大学医学部教授 大橋 俊夫 氏	38 人
各地区	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市統一課題 1 運動をきっかけとした健康づくり 2 糖尿病予防について ・ その他各地区に応じた内容 	

5-11 食生活改善推進活動

1. 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2. 飯田市食生活改善推進協議会

16 支部から 2 名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた 21 の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

合同研修会	平成 25 年 6 月 4 日	講演「10 歳若返る!!心と体のリフレッシュ方法」 講師 健康運動指導士 牧内 隆雄 先生 健康体操「よろこびを忘れずに」 講師 健康運動指導士 村沢由美子 先生	参加者 89 名
飯田市伝達講習会①	平成 25 年 6 月 4 日	・「糖尿病予防について考えよう」 ・旬の食材を使ったメニュー	30 名
飯田市伝達講習会②	平成 25 年 7 月 10 日	・「こうや豆腐について」 ・こうや豆腐を使ったメニュー	30 名
飯田市伝達講習会③	平成 25 年 10 月 16 日	・「健康は健口から」 ・乳製品を使ったメニュー	28 名
飯田市伝達講習会④	平成 26 年 2 月 14 日	・「長野県の健康長寿について」 ・季節の野菜を使った和風献立	27 名
県推進大会 (岡谷市文化会館)	平成 25 年 9 月 13 日	・第 45 回長野県食生活改善推進大会	46 名

3. 活動内容

活 動 内 容	回数	普及対象者数 (人)	参加会員延数(人)
伝達講習会	68	789	719
地区活動	46	870	525
7 か月相談試食補助	48	886	48
子ども・親子料理教室	61	1,071	215
いきいき教室・高齢者教室	43	337	40

文化祭（準備含む）	29	5,040	164
分館事業 各種教室・団体料理教室 その他（フォーラム等）	56	3,036	206
合計	351	12,029	1,742

5-12 救急医療対策事業

1. 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制					
在宅当番医制事業 (第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）					
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後3時					
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分					
	〔眼科当番〕					
休日夜間急患診療所運営事業 (第1次救急医療体制)	診療科目 内科・小児科 診療日 休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） および 午前9時～午後5時 診療時間 夜間（年間） 午後7時～午後10時30分					
病院群輪番制 病院運営事業 (第2次救急医療体制)	診療科目 内科・外科					
	病院群輪番制協定病院名					
	<table border="0"> <tr> <td>飯田市立病院</td> <td>輝山会記念病院</td> </tr> <tr> <td>飯田病院</td> <td>慶友整形外科病院</td> </tr> <tr> <td>健和会病院</td> <td>市瀬整形外科</td> </tr> </table>	飯田市立病院	輝山会記念病院	飯田病院	慶友整形外科病院	健和会病院
飯田市立病院	輝山会記念病院					
飯田病院	慶友整形外科病院					
健和会病院	市瀬整形外科					
<table border="0"> <tr> <td> 郡 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>下伊那赤十字病院</td> <td>下伊那厚生病院</td> </tr> </table>	郡		下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院		
郡						
下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院					
休日夜間テレフォ ンセンター	紹介時間 24時間体制 (午後10時30分から翌朝8時30分までは、音声案内)					

2. 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月

（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

区分		年度				
		21	22	23	24	25
休日	診療日数	73	72	72	74	74
	利用者数	1,972	1,565	1,690	1,758	1,703
	1日平均	27.0	21.7	23.5	23.8	23.0
夜間	診療日数	365	365	366	365	365
	利用者数	5,573	4,884	5,282	4,978	4,373
	1日平均	15.3	13.4	14.4	13.6	12.0

5-13 保健センターの概要

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター	上村保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534 番地	飯田市鼎上山 1890 番地 1	飯田市上郷飯沼 3092-9	飯田市上村 742-3
規模	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	318.70	2,399.34		490.00
床面積 1 階	300.97	433.32		241.89
2 階	303.75	(庁舎と併設)		258.99
3 階	276.22			
延床面積	880.94	433.32		500.88
開館	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 59 年 5 月 10 日	昭和 58 年 4 月 1 日
建設費	134, 563 千円	436, 410 千円	158, 813 千円	45, 666 千円
財源内訳				
国庫補助金	32, 228 千円	18, 390 千円	21, 415 千円	12, 402 千円
県費補助金	8, 000 千円	8, 000 千円	8, 000 千円	5, 910 千円
起債	66, 600 千円	192, 400 千円	102, 100 千円	19, 572 千円
一般財源	27, 735 千円	217, 620 千円	27, 298 千円	7, 782 千円
合計	134, 563 千円	436, 410 千円	158, 813 千円	45, 666 千円

5-14 予防接種

平成 25 年度実施状況

		ワクチン種類		通知発送者数 (a) (人)	a の接種者数 (人)	接種率 (%)	a 以外の 接種者数(人)	
集団接種	学校	ジフテリア 破傷風 (二種混合)	二期 (小6)	1,080	1,058	98.0	2	
		B C G		931	620	66.6	234	
個別接種	乳幼児	ジフテリア 百日せき 破傷風 (三種混合)	一期	初回	0	0		30
				追加	731	675		92.3
		ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ (四種混合)	一期	初回	2,793	2,069	74.1	625
				追加	169	84	49.7	6
		ポリオ (不活化ワクチン)	一期	初回	0	0		351
				追加	1,479	1,003		67.8
		日本脳炎	一期	初回	1,868	1,570	84.0	524
				追加	929	698	75.1	601
		麻しん風しん (MR) 混合	一期	903	798	88.4	75	
			二期	993	917	92.3	1	
		ヒブ感染症	初回	2,793	2,260	80.9	494	
			追加	892	779	87.3	585	
		小児の肺炎 球菌感染症	初回	2,793	2,257	80.8	495	
			追加	892	792	88.8	133	
児童	日本脳炎	二期		667		0		
		ヒトパピローマウイルス感染症		1,575	245	15.6	27	
		高齢者へのインフルエンザ		31,110	20,404	65.6	0	

※平成 20 年度実施分より、接種率の算出方法を変更。

5-15 後期高齢者医療制度

1. 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

後期高齢者医療のポイント

医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。

すべての被保険者に保険料を負担していただきます。

保険料の額は前年の世帯の所得に応じて決定されます。

保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。

資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。

窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

保険料のしくみ

保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

平成25年度の保険料額

均等割額 38,239円	+	所得割額 前年中の総所得金額等－ 基礎控除額（33万円）	×	所得割率 7.29%	=	1人当たりの 保険料
-----------------	---	------------------------------------	---	---------------	---	---------------

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって次のように軽減されます。

- 8.5割軽減 → 33万円を超えない世帯（世帯内の被保険者が年金収入のみで、それぞれが80万円以下の場合）は9割軽減
- 5割軽減 → 33万円＋24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）を超えない世帯
- 2割軽減 → 33万円＋35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、当分の間「均等割額」が9割軽減され、所得割額負担はありません。

2. 高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	計	伸 率	対人口 比	75 歳 以上	65 歳以上 75 歳 未満国民年金 法施行令別表 該当	受給者数	伸 率	対人口 比
20 年度	16,691	-1.0	15.3	16,084	607	301,405	0.8	13.9
21 年度	16,895	1.2	15.6	16,341	554	306,556	1.7	14.2
22 年度	17,021	0.7	15.8	16,542	479	311,637	1.7	14.5
23 年度	17,148	0.7	16.0	16,727	421	316,130	1.4	14.8
24 年度	17,241	0.5	16.2	16,851	390	320,453	1.4	15.0
25 年度	17,349	0.6	16.8	16,983	366	323,876	1.0	15.4

3. 後期高齢者医療の状況（平成 25 年度）

（1）医療費

	総医療費 (千円)	医療給付費 (千円)	再掲(千円)					
			うち 7 割分	うち 9 割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費
飯田市	14,263,500	13,147,038	667,051	12,479,986	12,836,065	28,598	177,430	98,833
長野県	258,923,556	238,382,358	10,016,748	228,365,609	233,198,081	773,667	2,286,623	1,979,501

	葬祭費		対象人員 (人)	1 人当り 医療費 (円)
	金額	件数(件)		
飯田市	48,650	973	17,394	822,151
長野県	941,200	18,824	322,876	799,453

（2）飯田市の保険料収納状況

①現年度分

特別徴収（年金天引き）				普通徴収（口座振替・現金納付）			
調定額	収入額	未納額	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率
576,590	576,590	0	100.00	318,024	312,029	2,303	99.27

単位：千円、%

合 計			
調定額	収入額	未納額	収納率
890,922	888,619	2,303	99.74

②過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）				
調定額	収入額	不納欠損額	未納額	収納率
5,431	3,104	1,503	824	57.15

5-16 医療給付事業

1. 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども医療費給付のみ所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書ごとに 500 円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の 申請と交付	所 得 制 限		負担 区分	一部 負担
		本 人	配偶者・ 扶養義務者等		
子ども					
入院 0歳～小学校3年 外来 0歳～小学校就学前	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 小学校4年～中学校3年 外来 小学校1年～中学校3年		なし	なし	市 100	
障害者					
身障手帳 1・2・3級	福祉課 障害福祉係	特別障害者 手当準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
療育手帳 A1・A2・B1					
65歳以上国民年金法 施行令別表該当	保健課 医療給付係	所得税非課 税者	特別障害者 手当準拠 (所得税非 課税者除 く)	市 100	あり
精神保健福祉手帳 1級(通院のみ)	福祉課 障害福祉係				
精神保健福祉手帳 2級(精神通院のみ)					
精神通院(精神保健福祉手帳 1、2級を除く)		特別障害者 手当準拠			
母子家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養手 当準拠(一 部支給)	児童扶養手 当 準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手 当準拠			
父母のない子		児童扶養手 当準拠			

* 一部負担「あり」の負担額は、1レセプトあたり 500 円

2. 福祉医療制度に対する所得制限一覧 (H25. 4. 1 現在)

(1) 障害者に対する所得制限

特別障害者手当 (障害者本人に支給)	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

(2) 母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

児童扶養手当 (母子家庭の母 等に支給)	扶養親族等数	本人（母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所得額	所得額
	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

(3) 障害者に対する所得制限（身障手帳3級本人を除く）

特別障害者手当 (障害者本人に支給)	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

児童扶養手当 (母子家庭の母等に支給)	扶養親族等数	本人（母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	
		所得額	所得額
	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3. 子ども医療費給付金

(1) 給付実績（決算ベース）

単位：給付額 円、対象者 人

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
給付額	166,277,429	176,939,696	180,016,545	169,567,200	167,825,451
県費	43,412,000	43,988,000	43,805,000	41,362,000	41,393,000
市費	122,865,429	132,951,696	136,211,545	128,205,200	126,432,451
対象者	12,168	14,549	14,487	14,267	14,113
備考		中学校3年生まで に拡大			

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48.4.1 2歳未満児（所得制限なし、1,000円の一部負担金）
- S49.4.1 3歳未満児（所得制限なし、一部負担金を廃止）
- S58.7.1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入（10日以上入院については所得制限なし）
ただし、10日未満の入院は市単で実施
- H8.7.1 所得制限を撤廃
- H9.5.1 申請手続簡素化開始
- H11.4.1 4歳未満児（所得制限なし） 3歳児は市単 予算額2,300万円
- H12.4.1 4歳児（所得制限あり） 4歳児は市単 予算額450万円
- H13.4.1 新たに5歳児・就学前児（所得制限あり） 市単 予算額200万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
（所得税非課税世帯）
- H14.10.1 3歳未満児 負担割合2割に変更
- H15.7.1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当の限度額を導入
 - ・0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・4歳～小学校就学前児 外来 児童手当+所得税非課税（市単）
- H17.8.1
 - ・0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
 - ・4歳～就学前児 外来 児童手当
- H18.4.1
 - ・0歳～就学前児 所得制限廃止
- H20.4.1
 - ・0歳～中学校就学前児
- H21.10.1
 - ・県制度変更 受給者負担金300円→500円（飯田市は300円据置）
- H22.4.1
 - ・県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大（外来は据置）
- H22.4.1
 - ・0歳～中学校卒業年度まで（平成22年4月診療分から適用）
- H22.10.1
 - ・制度変更 受給者負担金500円（平成22年10月診療分から適用）

4. 平成 25 年度給付状況

(1) 重度心身障害者

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
重心 県単	87,367,867	18,418	1,089	99.6	98.1
市単	5,663,624	2,965	268	189.2	116.0
県単 65歳以上国民年金別表該当	161,378,566	46,736	2,684	97.2	99.0
合計	254,410,057	68,119	4,041	99.1	99.7

(2) 子ども

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
県単 就学前の入・外 小1～小3の入院	82,815,715	53,843	14,113	101.8	98.9
市単 小1～小3の外来 小1～中3の入・外	85,670,586	58,129		97.0	
合計	169,486,301	111,972	14,113	99.3	98.9

(3) 母子等

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
県単	33,618,972	17,201	2,316	100.0	95.3

(4) 父子

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
県単	2,490,030	1,151	189	108.8	100.0

(5) 総合計

	医療費給付費	支払件数	受給者数 年度末日	対前年度比	
				給付額	受給者
	円	件	人	%	%
総合計	459,005,360	198,443	20,659	99.3	98.6

5-17 国民健康保険

1. 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、世界的な経済危機の影響等によって急速に雇用情勢が悪化する中、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況に陥っている。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、他の医療保険に加入できない高齢者や保険税負担能力の比較的低い人が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」と医療費適正化の総合的な推進策として「特定健診・特定保健指導」などが開始された。現在は社会保障改革として国民健康保険に対する財政支援の拡充と都道府県を保険者とする方策について、国において検討されている。

飯田市国民健康保険では厳しい財政状況の中で、平成26年度の国民健康保険税について、医療分、後期高齢者支援金分、介護分のおん分率を平均5.3%引き上げる改定を行った。

2. 保険給付等の状況

(1) 療養の給付(被保険者一部負担の残りは国保が負担)

①被保険者の一部負担金は、年齢などに応じた負担割合(病院窓口等の負担割合)

70歳以上 75歳未満の 現役並み所得者	3割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと1割または2割負担の人でも一律3割負担。申請により認められると差額分を後で支給。
昭和19年4月1日以前の生まれで 75歳未満	1割	
昭和19年4月2日以降の生まれで 75歳未満	2割	
義務教育修学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前)	2割	
上記以外	3割	

②70歳以上の人の場合の自己負担限度額(1カ月に負担する限度額がある)

所得区分	自己負担額	
	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者	44,400円	80,100円 +医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% (過去12カ月以内にBの自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

*低所得者Ⅰ、Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になる。(申請・交付)(外来診療・薬局でも使用可能)

*70歳以上の人は、外来(個人単位)の限度額を適用後に世帯単位で自己負担限度額を適用する。入院の場合は、限度額までの負担。

(2) 療養費の支給

①入院時食事療養費(被保険者一部負担の残りは国保が負担)

入院中の1食の食事代にかかる費用のうち一定の額を負担。

一 般 (下記以外)		1食 260円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食 210円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	長期該当 1食 160円
低所得者Ⅰ		1食 100円

住民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。(申請により交付)。申請月の初日より認定証を発行。
長期該当認定には申請が必要。

②申請による支給

次のような場合は、いったん全額自己負担。その後申請し、審査で決定すればあとで保険者負担分(年齢等による負担割合)である7割から9割を支給。

- ・不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けた。
- ・旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けた。
- ・骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた。
- ・海外渡航中に治療を受けたとき。(治療目的で渡航した場合を除く。)
(医師が認めた場合だけの適用)
- ・手術などで輸血に用いた生血代。(親族から血液を提供された場合を除く。)
- ・コルセットなどの補装具代。
- ・はり、灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

③高額療養費の支給

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をして認められれば限度額を超えた分を支給する。

ア. 70歳未満の高額療養費

- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算する。
- ・入院・外来の場合は別計算。また、同じ医療機関でも歯科は別計算。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

●平成26年12月31日まで

区分	平成18年10月1日から	1～3回目までの限度額	4回目以降の限度額
A	上位所得者	150,000円 (医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	83,400円
B	一 般	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	44,400円
C	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

* 上位所得者…国保税算定の基礎となる総所得金額が600万円以上の世帯。

○平成 27 年 1 月 1 日から

区分		平成 27 年 1 月 1 日から	3 回目まで	4 回目以降
ア	上位所得者	国保税課税所得が 901 万円を超える	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた ときは、超えた分の 1%を加算)	140,100 円
イ		国保税課税所得が 600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた ときは、超えた分の 1%を加算)	93,000 円
ウ	一般	国保税課税所得が 210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 (医療費が 267,000 を超えたと きは、超えた分の 1%を加算)	44,400 円
エ		国保税課税所得が 210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯		35,400 円	24,600 円

○世帯合算：ひとつの世帯内で同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。

○多数該当：過去 12 カ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が 4 回以上になれば、多数該当として、4 回目以降の限度額を適用する。

○事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代の減額の対象となる。（①参照）

イ．70 歳以上の高額療養費

- ・外来は個人単位で計算し、入院を含む場合は世帯単位で計算する。
- ・病院、診療所、診療科の区別はなく、少額の自己負担、調剤薬局の自己負担も含めて合算する。

- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

70 歳以上	自己負担限度額（世帯単位）		
	外 来		
一般	12,000 円	44,400 円	
現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円	4 回目以降の限度額
		(医療費が 267,000 円を超えたときは、超えた分の 1%を加算)	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

○現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。

○低所得者Ⅱとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人に当たる。

○低所得者Ⅰとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人にあたる。

○外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ. 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳未満と以上に分け、70 歳以上の外来（個人単位）をまず計算する。その後、入院を含んだ場合は世帯単位の限度額で計算し、これに 70 歳未満の医療費（21,000 円以上の自己負担額）を合算して 70 歳未満の国保世帯全体の限度額にあてはめる。

エ. 高額の治療を長期間続ける場合

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」を病院の窓口へ提出すれば、毎月の自己負担限度額は 10,000 円（上位所得者は 20,000 円）となる。

④高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できる。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年額）に支給基準額（500 円）を加えた額を超えたときは、その超えた分が支給される。

○自己負担の限度額（年額 <毎年 8 月～翌年 7 月>）

●平成 26 年 7 月 31 日まで

70 歳未満		70 歳以上 75 歳未満	
上位所得者	126 万円 (168 万円)	現役並み所得者	67 万円 (89 万円)
一般	67 万円 (89 万円)	一般	56 万円 (75 万円)
住民税非課税世帯	34 万円 (45 万円)	低所得者Ⅱ	31 万円 (41 万円)
		低所得者Ⅰ	19 万円 (25 万円)

*（ ）内の金額は、平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月までの間の金額

○平成 26 年 8 月 1 日から

70 歳未満			70 歳以上 75 歳未満		
上位所得者	ア	176 万円	現役並み所得者	Ⅳ	67 万円
	イ	135 万円			
一般	ウ	67 万円	一般	Ⅲ	56 万円
	エ	63 万円			
住民税非課税世帯	オ	34 万円	低所得者Ⅱ	Ⅱ	31 万円
			低所得者Ⅰ	Ⅰ	19 万円

⑤移送費の支給

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑥訪問看護療養費の支給（被保険者一部負担の残りは国保が負担）

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

① 出産育児一時金の支給 420,000 円

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費の支給 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

(4) 国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやし
み・経済上の理由による妊娠中絶

② 業務上のケガや病気

これは、雇用主が負担すべきものであり、労災保険の対象となる。

③ 国保の給付が制限される時

故意の犯罪行為や故意の事故。
けんかや泥酔などによる傷病。
医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3. 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の合算額で課税される。（介護納付金課税額については 40 歳から 64 歳までの方）

(2) 国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。

② 資産割額 固定資産税額を基に算出する。

③ 均等割額 被保険者 1 人あたりにかかる税率。

④ 平等割額 被保険者の 1 世帯あたりにかかる税率。

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.25%	2.95%	2.60%
資産割	10.00%	—	—
均等割	14,800 円	9,500 円	7,500 円
平等割	21,000 円	—	6,800 円

・賦課限度額は、医療分 510,000 円、支援金分 160,000 円、介護分 140,000 円。

(3) 軽減措置

①低所得者に対する軽減措置

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。（所得の申告がない場合は軽減の適用外）

総所得金額	軽減率
33万円以下のとき	7割
(24万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	5割
(45万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33万円以下のとき	2割

②特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯で、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。（①と併用）

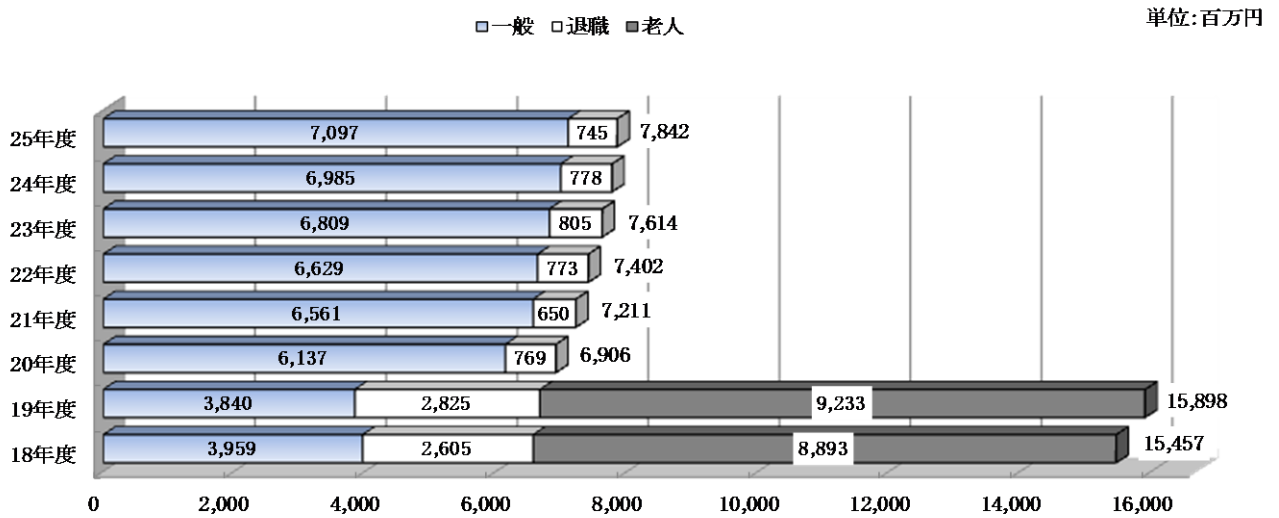
世帯区分	軽減率
特定世帯	二分の一
特定継続世帯	四分の一

4. 被保険者等の状況

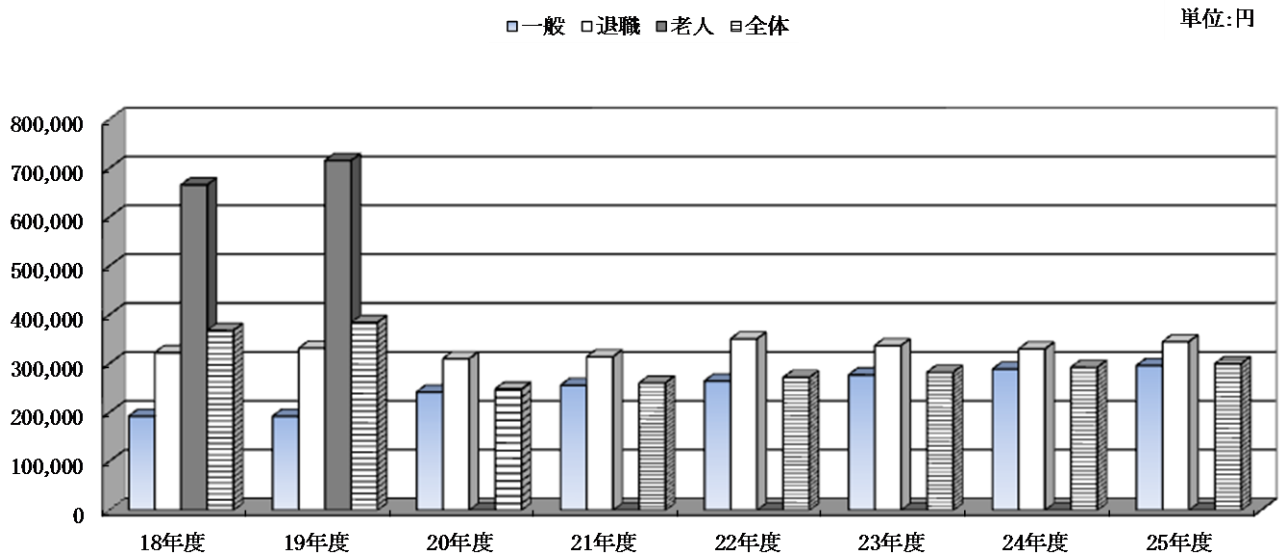
年度	世帯数			（年度平均） 全市人口	（年度平均） 国保被保険者	加入率 %	老人（再掲）		退職被保険者等（再掲）		介護第2号被保険者（再掲）	
	（年度平均） 全市	（年度平均） 国保世帯	加入率 %				（年度平均） 被保険者	割合 %	該当	（年度平均） 被保険者	割合 %	該当
17	36,682	21,357	58.2	106,770	42,159	39.5	13,829	32.8	7,331	17.4	11,154	26.5
18	37,458	21,501	57.4	107,570	41,991	39.0	13,350	31.8	8,072	19.2	10,816	25.8
19	37,639	21,501	57.1	106,971	41,356	38.7	12,895	31.2	8,512	20.6	10,320	25.0
20	37,797	15,830	41.9	106,480	27,831	26.1	—	—	2,479	8.9	10,003	35.9
21	37,819	15,307	40.5	105,782	27,711	26.2	—	—	2,069	7.5	9,934	35.8
22	37,931	15,023	39.6	105,255	27,246	25.9	—	—	2,204	8.1	9,862	36.2
23	38,097	15,126	39.7	104,738	26,956	25.7	—	—	2,387	8.9	9,893	36.7
24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	—	—	2,357	8.9	9,606	36.2

25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	—	—	2,160	8.3	9,154	35.0
----	--------	--------	------	---------	--------	------	---	---	-------	-----	-------	------

5. 総医療費の推移



6. 一人当たり医療費



7. 一人当たり医療費の伸び率

区分 年度	全体		一般		退職		老人	
	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)	単位(円)	対前年度 伸率(%)
18年度	368,092	2.7	192,468	7.0	322,682	0.7	666,141	2.5
19年度	384,414	4.4	192,473	0.0	331,847	2.8	716,052	7.5
20年度	248,133	△ 35.5	242,073	25.8	310,100	△ 6.6	0	△ 100.0
21年度	260,250	4.9	255,887	5.7	314,326	1.4	0	—
22年度	271,680	4.4	264,710	3.4	350,877	11.6	0	—
23年度	282,460	4.0	277,145	4.7	337,172	△ 3.9	0	—

24年度	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1	0	—
25年度	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1	0	—

8. 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

① 老人以外（一般+退職）

年度	入院			入院外			歯科			計		
	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)
18	18.3	16.3	77,180	684.4	1.7	84,821	127.1	2.5	18,227	829.9	2.1	180,228
19	17.3	16.2	75,235	710.9	1.6	87,854	126.3	2.5	18,001	854.5	2.1	181,090
20	17.5	15.5	80,561	726.5	1.6	92,257	134.4	2.5	19,370	878.4	2.0	192,187
21	17.8	15.6	89,499	729.2	1.6	93,651	132.9	2.5	18,697	879.9	2.0	201,847
22	18.3	15.2	94,072	730.7	1.6	100,326	135.0	2.4	18,723	884.0	2.0	213,121
23	18.6	15.1	96,199	768.5	1.6	105,298	142.1	2.4	18,744	929.2	2.0	220,241
24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060

② 老人

年度	入院			入院外			歯科			計		
	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)
18	62.4	16.7	275,365	1,411.0	1.9	224,418	119.7	2.6	20,685	1,593.1	2.6	520,468
19	64.8	17.3	310,023	1,415.1	1.9	231,336	118.2	2.6	21,272	1,598.1	2.6	562,631
20												
21												
22												
23												
24												
25												

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者支援金(千円)	前期高齢者納付金(千円)	老人保健医療費拠出金(千円)	介護納付金(千円)
	件数(件)	給付額(千円)	件数(件)	給付額(千円)	件数(件)	給付額(千円)				
18	340,227	4,791,929	15,624	96,417	6,052	452,394			1,506,743	544,853
19	351,412	4,901,784	15,623	99,416	6,535	448,569			1,420,919	513,382
20	356,257	4,941,378	16,257	99,931	8,023	530,553	1,111,251	1,337	206,580	479,317
21	357,556	5,146,699	16,803	104,408	8,367	584,968	1,207,601	3,287	86,593	445,191
22	355,778	5,290,497	16,598	99,906	9,220	647,224	1,101,649	1,779	20,418	462,806
23	370,765	5,453,414	15,951	98,246	9,260	658,267	1,221,737	3,503	—	518,273
24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	—	543,380
25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	—	561,456

9. 平成 25 年度保健事業

事業名	内 容
1 特 定 健 康 診 査 等 事 業	<p>(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を平成 29 年度までに 25%減少することを目標として実施。</p> <p>① 対 象 者 40～74 歳の国保被保険者 18,445 人 (H25.04.01 現在)</p> <p>② 助 成 額</p> <p>ア 集団健診 (40～64 歳) 5,770 円 (自己負担額 2,000 円) 40 歳時及び非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>イ 個別健診 (65～74 歳) 5,585 円 (自己負担額 2,500 円) 非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>③ 受診者数 6,098 人</p> <p>(2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。</p> <p>① 情 報 提 供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。</p> <p>② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1 回以上の面接による支援と 6 カ月経過後に面接等で実績評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 435 人 ・6 カ月後評価終了者 354 人 <p>③ 積 極 的 支 援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後 3 カ月以上の継続的な支援を行い、6 カ月経過後に面接等で実績評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 192 人 ・6 カ月後評価終了者 148 人
2 歯 科 健 診 事 業	<p>(1) 歯科健診費用助成</p> <p>① 対 象 者 20 歳～50 歳、62 歳の国保被保険者</p> <p>② 助 成 額 5,300 円 (自己負担額 1,000 円)</p> <p>② 受診者数 49 人</p>

<p>3 健康 フェ ステ イバ ル等</p>	<p>(1) 健康いいだ 21 フェスティバル 健康で明るいまちづくりを進める一環として、市民が直接見たり、体験したりすることを通じて、自らの健康に対する意識を高めることを目的に、健康いいだ 21 フェスティバルを「生活と健康まつり 2013」にあわせ開催。</p> <p>① 期 日 10月5日(土) ② 会 場 県文化センター、県公民館 ③ 内 容 ア 各種展示(生活習慣病予防・こころの健康) イ 体験コーナー ・体組成チェック ウ 食育推進大会、食育コーナー 各種展示</p> <p>(2) 第27回飯田やまびこマーチ事業支援 期日 4月27日(土)～28日(日)</p>
<p>4 エ関普 イす及 ズる啓 予知発 防識事 にの業</p>	<p>成人式記念誌に、飯田市国民健康保険からのPRとしてエイズ予防に関する記事を掲載。</p>
<p>5 医 療 費 適 正 化 事 業</p>	<p>レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。</p> <p>(1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検) (2) 医療費通知 2回(4、5、6月診療分)(7、8、9月診療分) (3) 医療費分析 病類統計(5月診療分)、国保連リスト・健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動</p>
<p>計</p>	<p>51,296 千円</p>

6 飯田市社会福祉協議会

6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1. 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2. 所在地

飯田市栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとびあ飯田）

3. 運営

(1) 組織及び議決機関（平成 26 年 7 月 1 日現在）

① 執行及び議決機関

- ア. 会長 1 名 イ. 副会長 3 名 ウ. 常務理事 1 名
エ. 監事 3 名 オ. 理事 15 名（会長、副会長、常務理事を含む）
カ. 評議員 31 名

② 部会、委員会の設置

ア. 専門部会 社協の活動推進を図るため、専門的な調査、研究を行う。
（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）

- イ. 生活福祉資金調査委員会 ウ. 善意銀行運営委員会
エ. 結婚相談委員会 オ. ボランティアセンター運営委員会

③ 職員体制 286 名（常勤職員のみ。他に登録ヘルパー等 258 名）

- ア. 社協総括 常務理事 1 名
イ. 総務課
（ア）事務局 職員 8 名
ウ. 地域福祉課
（ア）事務局 職員 14 名
（イ）いいだ地域包括支援センター 職員 11 名
（ウ）かわじ地域包括支援センター 職員 7 名
（エ）かなえ地域包括支援センター 職員 6 名
（オ）南信濃地域包括支援センター 職員 2 名
エ. 介護福祉課
（ア）事務局 職員 3 名
（イ）ヘルパーステーション 職員 35 名
（ウ）デイサービスセンター
・上郷デイサービスセンター 職員 19 名
・竜東デイサービスセンター 職員 14 名
・竜東知久平デイサービスセンター 職員 4 名
・北部デイサービスセンター 職員 11 名
・いいだデイサービスセンター 職員 8 名
・南信濃デイサービスセンター 職員 4 名
（エ）訪問入浴サービス 職員 3 名
（オ）介護相談センター 職員 13 名
オ. 特別養護老人ホーム飯田荘 職員 49 名
カ. 特別養護老人ホーム第二飯田荘 職員 36 名
キ. 特別養護老人ホーム遠山荘 職員 36 名
ク. いいだ成年後見支援センター 職員 2 名

(2) 事業 (平成 25 年度実績)

① 地域福祉部門

	事業区分	主な事業内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動推進事業	・地域福祉活動推進研修会の開催
	②地域福祉活動コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域福祉活動計画の策定	・10 地区で支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者リフレッシュ事業 (1泊 実施なし) ・家庭介護者ふれあい相談事業 (日帰り 448 名参加)
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 17,416 食
	⑦有償移送サービス事業	・高齢者・障がい者等歩行困難な要援護者に対する移動を援助する事業 10 地区で実施 年間 5,176 回
	⑧小地域福祉活動事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援 (ふれあいサロン、地域福祉活動研修、子育て支援、有償サービス立上げ支援等)
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立を目的に介護と育児援助を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 1,278 名 延べ 5,420 回
	⑩母子・父子事業	・文集「ははこ草」発行支援 ・1 日バス旅行、いきいき講座支援
	⑪身体障害者福祉推進事業	・障害者関係団体活動助成 ・「福祉のつどい」「障害者スポーツ大会」「身障協運動会」等支援
	⑫ふれあい福祉センター運営事業	・見守り支え合い事業推進 ・二次予防対象者介護予防事業、フォローアップ事業
相談・貸付事業	①特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 231 件 ・相談員 1 名 (専任相談員)
	②法律相談事業	・相談延べ件数 104 件 ・相談員 15 名 (弁護士会の協力による)
	③結婚相談事業	・相談延べ件数 151 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④貸付事業	・生活福祉資金 5 件 672,000 円 ・生活つなぎ資金 36 件 1,085,000 円 ・善意銀行(払出し 6,765,920 円、預託 17,853,470 円)
共同募金配分事業	①地区配分事業	・地区の各種地域福祉事業への配分 ・公園の遊具修繕配分
	②歳末激励地域福祉配分事業	・特別支援学級や社会福祉施設等への激励金
	③私立保育園配分金	・市内私立保育園 7 園に対して 50,000 円を限度に配分
	④障害者共同作業所配分金	・市内精神障害者施設等 7 施設に対して 50,000 円を限度に配分
	⑤市社会福祉協議会事業	・NPO、ボランティア団体活動支援 ・配食、移送サービス事業 ・敬老の日事業等 (歳末激励事業からの配分を含む)

② ボランティア部門

福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ310名 ・高校生を対象として春休みに東日本大震災被災地支援活動を実施 参加者17名
	②福祉活動実践校事業	・小学校9校、中学校3校、高校0校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障害）、高齢者疑似体験、ボランティア講話に延べ136名の講師を派遣
ボランティア活動推進に関する事業	①ボランティアグループ活動支援	・31のボランティアグループ等の活動に対して助成
	②ボランティア養成事業	・点訳、朗読、要約筆記、手話奉仕員、傾聴ボランティア養成の各講座を実施 受講者109名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成講座修了者フォローアップ講座	・被災時のボランティア需給調整役となるコーディネーターの養成講座修了者のフォローアップ
	④声の広報・点字広報等提供事業	・「広報いいだ」等の情報を視覚障害者向けに朗読（カセットテープ、CD収録）、点訳をし、提供する。
	⑤ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・ボランティア相談のコーディネート 年間205件 ・備品、車両の貸出
	⑥当事者支援事業	・障害者料理教室 月2教室 10名
	⑦介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座修了者6名

【 関係団体等の支援 】

区 分	主な支援内容
飯田市身体障害者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長野県支部飯田地区（わたの実会）	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

【 赤い羽根共同募金実績（平成25年度の募金額） 】

募金種別	目標額（円）	実績額（円）	実績率（%）	備 考
戸別募金	11,420,000	11,445,960	100.23	目安額1戸650円
法人募金	3,080,000	3,105,100	100.82	市内約1,125社
街頭募金	700,000	819,630	117.09	赤十字奉仕団等の奉仕で実施
学校・職域・その他の募金	200,000	217,429	108.71	市内小学校、中学校、高校、市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	300,000	412,277	137.43	歳末たすけあい、各団体・個人等
合 計	15,700,000	16,000,696	101.92	

③ 飯田市福祉会館（さんとびあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障害者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成8年12月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、（社福）長野県知的障害者育成会Lサポート「あいあい」、NPO法人飯伊圏域障害者総合支援センター「ほっと すまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

平成25年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数	福祉会館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
347日	4,407	35,923	364	36,287
前年度比	94.3%	83.9%	58.7%	83.9%

7 保健・社会福祉施設等一覽

7-1 市内保健福祉施設

1. 保健センター

(H26.4.1現在)

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
飯 田 市 保 健 セ ン タ ー	大久保町 2534	市		22-4511
県 保 健 セ ン タ ー	県中平 1890-1	〃		22-7100
上 郷 保 健 セ ン タ ー	上郷飯沼 3092-9 飯田市上郷公民館内	〃		24-7744
上 村 保 健 セ ン タ ー	上村 754-2	〃		0260-36-2211

2. 診療所（市立分のみ）

休 日 夜 間 急 患 診 療 所	東中央通 5-96	市		23-3636
千 代 診 療 所	千代 932-5	〃		59-2014
上 久 堅 診 療 所	上久堅 7513-5	〃		29-7015
三 穂 診 療 所	伊豆木 4321-1	〃		27-4139
上 村 診 療 所	上村 844-2	〃		0260-36-2050
上 村 歯 科 診 療 所	上村 846	〃		0260-36-2089

3. 授産施設

今 宮 福 祉 企 業 セ ン タ ー	今宮町 4 丁目 5608-9	市	30	22-3536
上 久 堅 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上久堅 7513-1	〃	20	29-7026
県 福 祉 企 業 セ ン タ ー	県中平 1961	〃	30	22-2901
上 郷 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上郷飯沼 1743-1	〃	30	22-4039
上 村 福 祉 企 業 セ ン タ ー	上村 605	〃	15	0260-36-2069
南 信 濃 福 祉 企 業 セ ン タ ー	南信濃和田 1541	〃	30	0260-34-2246

4. 老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員		電話番号
			入所	ショート	
信 濃 寮	県一色 551	(社福)萱垣会	80		22-1338
ハートヒル川路	川路 3457-1	(社福)ゆいの里	100	2	27-2208

(2) 軽費老人ホーム

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
ヴィラ 緑 風 苑	山本 6719	(社福)綿半野原 積善会	50	25-3960
ケアハウス かみさと	上郷飯沼 477-1	(社福)八反田	30	53-7728

(3) 老人福祉センター

名 称	所 在 地	設 置 主 体	電 話 番 号
山本老人福祉センター	箱川 22-1	市	25-2277
南信濃老人福祉センター	南信濃和田 2326-2	〃	0260-34-2249

(4) 介護予防拠点施設

ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014	市	22-0091 (松尾自治振興センター)
飯田市かさまつのさと	大瀬木 1106-1	〃	25-4222
上村ふれあいセンター	上村 844-2	〃	0260-36-2835

(5) 地域包括支援センター

名 称	所 在 地	担 当 地 区	電話番号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、 座光寺、上郷	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406-31	鼎、伊賀良、山本	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	松尾、下久堅、上久堅、千代、 龍江、竜丘、川路、三穂	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	上村、南信濃	0260-34-1066

(6) ほりばた長寿支援センター

名 称	所 在 地	摘 要	電話番号
ほりばた長寿支援センター (長寿支援課)	銀座 3-7 堀端ビル 2 階	地域包括支援センターとの連絡調整、 介護予防事業、高齢者虐待の通報・相 談窓口、成年後見制度の相談窓口等	56-1587

5. 児童福祉施設

(1) 乳児院

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電話番号
風 越 乳 児 院	丸山町 4-7490-1	(社福) 飯田風越 福 社 会	10	22-4127

(2) 母子生活支援施設

飯 田 市 北 方 寮	北方	市	18	22-2788
-------------	----	---	----	---------

(3) 児童養護施設

風 越 寮	丸山町 4-7537-10	(社福) 飯田風越 福祉会	50	22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町 305-6	(社福) 長姫福祉会	30	22-3875

(4) 児童発達支援事業 (重心)

飯田市こども発達センター ひまわり	松尾新井 5933-2	市	5	23-6097
----------------------	-------------	---	---	---------

(5) 保育所

名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員	電話番号
丸 山 保 育 園	今宮町 2-113-2	市	80	22-2077
座 光 寺 保 育 園	座光寺 1716	〃	150	22-1147
松 尾 東 保 育 園	松尾寺所 5645-1	〃	150	52-2289
下 久 堅 保 育 園	下久堅知久平 940-2	〃	120	29-8055
上 久 堅 保 育 園	上久堅 7606	〃	45	29-7053
龍 江 保 育 園	龍江 4680	〃	90	27-3681
竜 丘 保 育 園	桐林 378	〃	110	26-8417
川 路 保 育 園	川路 3467-2	〃	45	27-3202
三 穂 保 育 園	伊豆木 5451-14	〃	45	27-3774
山 本 保 育 園	山本 3340-2	〃	90	25-2440
中 村 保 育 園	中村 1840-1	〃	90	25-7217
殿 岡 保 育 園	下殿岡 1020	〃	110	25-3707
鼎 東 保 育 園	鼎下山 538-2	〃	60	22-3878
鼎 み つ ば 保 育 園	鼎名古熊 2339	〃	150	53-3277
上 郷 東 保 育 園	上郷飯沼 784-1	〃	150	22-2440
上 郷 西 保 育 園	上郷黒田 1488	〃	150	22-2441
上 村 保 育 園	上村 856-18	〃	30	0260-36-2143
和 田 保 育 園	南信濃和田 2596	〃	45	0260-34-2306
飯 田 仏 教 保 育 園	箕瀬町 1-2453	(社福) たちばな会	220	24-0402
飯 田 中 央 保 育 園	中央通り 2-9	(社福) 白 鳥 会	220	22-4134
飯 田 子 供 の 園 保 育 園	馬場町 3-501	(社福) 子 供 の 園	60	22-1389
時 又 保 育 園	時又 329	(社福) 松 美 会	150	26-9208
風 越 保 育 園	丸山町 2-6728	(社福) 和 順 福 社 会	140	22-2389
伊 賀 良 保 育 園	大瀬木 1103	(社福) 笠 松 会	150	25-7123
育 良 保 育 園	北方 130	(社福) 白 鳥 会	140	23-5873
慈 光 保 育 園	宮の前 4410-1	(社福) 慈 光 福 社 会	45	23-1390
さ くら 保 育 園	山本 600-1	(社福) 洗 心 会	60	28-1050
さ くら 保 育 園 久 米 分 園	久米 858-10	〃	20	25-3801
羽 場 保 育 園	白山通り 3-351-2	(社福) 和 順 福 社 会	70	23-1388
明 星 保 育 園	鼎切石 3928	(社福) 明 星 会	120	24-8020
高 松 保 育 園	上郷黒田 236	(社福) 伊 那 福 社 会	90	22-4095
あ す な ろ 保 育 園	育良町 3-15-2	(社福) あ す な ろ 会	30	23-4656
千 代 保 育 園	千代 932-5	(社福) 千代しゃくなげの会	45	59-2144
千 代 保 育 園 千 栄 分 園	千栄 1526-7	〃	15	59-2005
慈 光 松 尾 保 育 園	松尾城 3796-3	(社福) 慈 光 福 社 会	250	22-2244
〔保育園合計 (公立 18 園、私立 15 園、私立分園 2 園)〕			3, 535	

*平成 18 年 3 月 31 日、鼎西保育園を閉園。

*平成 18 年 4 月 1 日、千代保育園を社会福祉法人千代しゃくなげの会に経営移管。(千代保育園千代分園)

*平成 22 年 3 月 31 日、松尾保育園を閉園。

*平成 22 年 4 月 1 日、(社福) 慈光福祉会 慈光松尾保育園を開園。

*平成 25 年 3 月 31 日、上郷南保育園、上郷北保育園を閉園。

(6) 認定こども園 一覧表

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
慈光めぐみ保育園	伝馬町2丁目31	(学校)高松学園	20	24-0415
サンタクララ保育園	松尾代田1420-1	(学校)マリア学園	18	22-2916
入舟保育園	宮ノ上4730	(学校)信濃キリスト教学園	20	24-5350
勅使河原学園保育園	上郷黒田1880-1	(学校)勅使河原学園	50	22-7720
〔私立4園〕			108	

6. 幼稚園

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
県幼稚園	鼎下茶屋2242	市	120	23-2341
慈光幼稚園	伝馬町2丁目31	(学校)高松学園	240	24-0415
ルーテル幼稚園	仲ノ町1丁目7	(宗教)日本福音ルーテル教会	60	22-2213
聖クララ幼稚園	松尾代田1420-1	(学校)マリア学園	138	22-2916
入舟幼稚園	宮ノ上4730	(学校)信濃キリスト教学園	90	24-5350
勅使河原学園幼稚園	上郷黒田1880-1	(学校)勅使河原学園	90	22-7720
〔幼稚園合計(公立1園、私立5園)〕			738	

7. その他の子育て支援施設等

(1) 児童福祉センター・児童館・児童クラブ

施設名	所在地	設置主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町2-113-1	市	50	52-3463
座光寺児童センター	座光寺1726-1	〃	50	53-2530
竜丘児童センター	桐林2451-1	〃	50	26-8614
山本児童センター	山本竹佐693	〃	50	25-8835
県児童センター	鼎中平2451-9	〃	50	52-0910
高松児童館	上郷黒田238-1	〃	30	52-3485
別府児童館	上郷別府1195	〃	非登録制	24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町1丁目3503	〃	25	22-8656
橋南児童クラブ	追手町1丁目25-1	〃	25	52-6135
松尾第1第2児童クラブ	松尾城4014	〃	100	52-6050
松尾第3児童クラブ	松尾城3800-1	〃	40	52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平118-1	〃	30	29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅7606	〃	10	29-7001
龍江児童クラブ	龍江3539	〃	25	27-4544
川路児童クラブ	川路3457-1	〃	20	27-5160
三穂児童クラブ	伊豆木3778	〃	20	27-2166
伊賀良第1第2児童クラブ	大瀬木1106-1	〃	100	25-4222
切石児童クラブ	鼎切石4635-1	〃	30	53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼3118	〃	40	52-5544

鼎 児 童 ク ラ ブ	鼎中平 1958-3	〃	30	23-2162
アイキッズスクエア	北方 130	(社福) 白鳥会	30	23-5873
千代学童クラブ	千代 932-5	(社福) 千代しゃくなげの会		59-2144

(2) つどいの広場

名 称	所 在 地	設 置 主 体	規 模	電 話 番 号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008	市	10	23-9666
子育てサロン おしゃべりサラダ	本町 1 丁目 15 本町蔵	おしゃべりサラダ	10	49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 時又保育園併設	(社福) 松 美 会	10	26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 育良保育園併設	(社福) 白 鳥 会	10	23-5873
ひだまりサロン	鼎名古屋 597-1 名古屋老人憩いの家	(NPO) ひだまり	10	52-2239
くまさんのおうち	千代 932-5 千代公民館内	(社福) 千代しゃくなげの会	10	59-2144
わいわいひろば	松尾代田 610 飯田女子短期大学	学校法人 高松学園	10	22-0070 内線 193
おしゃべりポトフ	山本 3378 山本公民館 大会議室	おしゃべりサラダ	10	49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5501-1 (かざこし子どもの森公園内)	環境文化教育機構株式会社	10	59-8080
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241-1 飯田市上郷地域休養施設	(公社) 飯田広域シルバ ー人材センター	10	22-8690
KanKan リトルジャイアント	飯田市龍江 7087 あざれあ	感環自然村	10	49-8132

- *平成 19 年 6 月 12 日、アイキッズスクエアいくらを開設。
- *平成 20 年 4 月 1 日、カンガルークラブを開設。
- *平成 20 年 4 月 1 日、なかよし広場ぞうさんを開設。
- *平成 22 年 7 月 12 日、わいわいひろばを開設。
- *平成 23 年 5 月 13 日、おしゃべりポトフを開設。
- *平成 25 年 7 月 9 日、親子であそぼ♪森っこを開設。
- *平成 26 年 10 月 17 日、ゆるり飯沼を開設
- *平成 26 年 11 月 6 日、KanKan リトルジャイアントを開設

7-2 介護保険事業者一覧

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

(H26.4.1現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	53-2035
飯田市社協かわじヘルパーステーション	川路 3467 番地 2	27-5025
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	22-5260
ヘルパーステーション「りんご」	大通り 1 丁目 19 番地 1 南ビル 2 F	52-1651
おさひめ介護福祉事業部	追手町 1 丁目 44 番地	22-2940
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
飯田サポート・ヘルパーステーション	高羽町 1 丁目 4 番 12	24-8758
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	22-3622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1535
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号	53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 1 3 8 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 581 番地	56-8130
社会福祉法人みなみ信州指定訪問介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	27-2208
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
北方の虹	北方 2210 番地 1	48-0117
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	22-1338
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
訪問介護サービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	24-5800
ヘルパーステーションみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
ヘルパーステーションかわの	豊丘村河野 1669 番地 3	34-3636
阿智村社協指定訪問介護事業所	阿智村春日 3291 番地 4	45-2113
訪問介護ステーションみらい	松川町上片桐 2621-6	37-1033

2. 訪問入浴介護

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	21-6212
飯田市社協訪問入浴サービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194
ニチイケアセンター鼎	高羽町 1 丁目 4 番地 7	56-0261
あんきの森訪問入浴	毛賀 1139 番地 1	53-3010
アースサポート飯田	飯田市鼎名古熊 2518 番地 1	21-2311
ニチイケアセンター伊那	伊那市上新田 2767 番地 1	77-3411
あったか伊那	伊那市御園 1293 番地 5	77-2131

3. 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田病院訪問看護ステーションたんぼぼ	大通 1 丁目 15 番地 (飯田病院)	22-8620
訪問看護ステーション健和会	鼎中平 1936 番地 (健和会病院)	21-4525
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地 (飯田市立病院)	21-1299
輝山会訪問看護ステーション	毛賀 1707 番地 (輝山会記念病院)	26-6677
ふたば訪問看護ステーション	座光寺 3595	59-7627
訪問看護ステーションふれあい	高森町吉田 481 番地 13	35-1277
円会訪問看護ステーション	高森町牛牧 2468 番地 4	35-7550
南部訪問看護ステーションさくら	阿南町北條 2009 番地 1	0260-31-1003

4. 訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	電話番号
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	24-6655
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3115
飯田市立病院	八幡町 438 番地	21-1255
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511

5. 通所介護 (デイサービス)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	53-7571
デイサービスセンター「メイプル」	大通 1-30-2	56-8735
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	53-8155
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	22-8194

下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	22-3555
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
健和会デイサービスセンター	鼎西鼎 581 番地	56-4643
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1537
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	48-5678
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	25-0180
くれよんデイサービスセンター	座光寺 5807 番地	56-9056
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	25-7953
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	28-1331
いいだケアセンター	北方 1270 番地 4	25-1008
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	26-8820
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	26-3410
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	27-4102
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	27-5105
宅老所ふれあい街道ニイハオ	鼎切石 4080 番地 1	24-2180
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	48-6069
ツクイ飯田白山	白山町三丁目東 12 番地 9	59-8510
リハビリ専門デイサービス殿岡のりんご	下殿岡 1584 番地 1	48-6970
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	52-5123
竜東知久平デイサービスセンター	下久堅知久平 781 番地	29-6117
宅幼老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	22-4758
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8782
わか葉	松尾寺所 7041 番地	53-4330
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	22-8010
宅老所「ぬくもり」	山本 6722 番地 151	28-2280
宅老所きらら	山本 592 番地 2	55-3169
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	52-5511
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	48-0121
デイサービスセンター田中の家	龍江 3283 番地 1	27-4610
ワンダフルデイ	羽場町 2 丁目 10 番地 4	52-5654
ほほえみ家族	羽場町 2 丁目 13 番地 16	49-8722
万民ディサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	59-1150
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	48-6510
デイサービスぼけっと	喬木村 15816 番地 1 の 2	33-7077

宅老所しおや	喬木村 534 番地 1	33-7055
宅幼老所びすけっとさくら亭	高森町下市田 2235 番地 6	35-9202
介護ホームそら	阿智村伍和 3158 番地 1	45-2310
阿智村社協デイサービスセンター第二幸寿苑	阿智村春日 3291 番地 4	45-2111
リハビリデイサービスあすなろ	阿智村駒場 1075-4	43-3327
ケアコミュニティこころ	松川町上片桐 3373 番地 1	37-1172
デイサービスセンターさくら	松川町上片桐 3385 番地 1	37-1151
宅老所きずな	豊丘村神稲 352 番地	34-2555
どんつくデイサービスセンター	豊丘村大字河野 431 番地	48-6677

6. 通所リハビリテーション (デイケア)

名 称	所 在 地	電話番号
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
飯田市上郷老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
健和会病院	鼎中平 1936 番地	23-3116
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
かやの木診療所	中村 76 番地 1 号	25-8112
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870

7. 福祉用具貸与

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
綿半インテック飯田	松尾寺所 7223 番地	22-6336
社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
協和医科器械株式会社 ベネッセレ飯田	三日市場 406 番地 1	28-2877
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
じどうしゃ屋セニアカー介護用品のお店	松尾上溝 2943 番地 1	24-1118
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島 3158 番地 3	49-8214

8. 特定福祉用具販売

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	23-5722
綿半インテック飯田	松尾寺所 7223 番地	22-6336
社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
介護のかふね	育良町 2 丁目 24 番 2 号	25-7738
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	53-1488
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	26-8661
協和医科器械株式会社 ベネッセレ飯田	三日市場 406 番地 1	28-2877
ダイワ設備株式会社	丸山町 1 丁目 6995 番地 2	22-2382
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	26-7558
おうえん福祉用具	高森町上市田 244 番地 12	35-1590
株式会社ライフケア	下伊那郡松川町元大島 3158 番地 3	49-8214

9. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

名 称	所 在 地	電話番号
グループホーム「わたぼうし」	羽場権現 1618 番地	24-2315
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	050-5561-1592
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	23-4552
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	23-1174
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	26-1047
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	28-8110
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
飯田ケアハートガーデニンググループホーム 北方の郷	北方 1558 番地	28-2551
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	49-5152
グループホームあぐり山本	竹佐 653 番地 1	28-1173
グループホーム大門	大門町 22 番地	48-0877
グループホームたまゆら	飯田市北方 2613 番地 13	25-0203

10. 特定施設入居者生活介護

名 称	所 在 地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551	22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	27-2208
養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 299 番地	32-2075
養護盲老人ホーム光の園	下條村陸沢 7103 番地	27-2246
介護付有料老人ホームコスモス松川	松川町元大島 3255-5	48-6602
介護付有料老人ホームたまゆら(地域密着型)	北方 2688 番地 2	28-1416
わくわくホーム(地域密着型)	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335

11. 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

名 称	所 在 地	電話番号
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	28-2885
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	53-3010
わか葉	松尾寺所 7041 番地	24-6757
ショートステイ姫宮	飯田市上郷黒田 2895 番地 1	21-7735

12. 小規模多機能型居住介護

名 称	所 在 地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	21-0530
北方の空	北方 2210 番地 1	48-0118
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	53-4355

13. 認知対応型通所介護

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	29-8189
宅老所おおせぎ	大瀬木 1108 番地	25-0246
デイサービスセンターあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	27-4600
デイサービスセンターよりそい	三日市場 2100 番地	25-0320
宅老所 姫宮	上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセンター明美 1 階	21-7735
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	24-8001
グループホームわだの家(共用型)	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
グループホームあぐり山本(共用型)	飯田市竹佐 653 番地 1	28-1173

14. 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市社協介護相談センター	東栄町 3171 番地 1	53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市社協竜東介護相談センター	下久堅知久平 123 番地	29-8299
居宅介護支援「飯田病院」	大通 1 丁目 15 番地	22-5150
居宅介護支援「アップル」	羽場権現 1618 番地	21-1168
ケアサポート「かえで」	大通 1 丁目 30 番地 2	56-8736
飯田市立病院在宅介護支援センター	八幡町 438 番地	21-1206
やわたまちかど福祉相談所	八幡町 2103 番地	48-5643
飯田市上郷在宅介護支援センター	上郷黒田 341 番地	24-3122
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	53-3008
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	53-3800

飯田市かなえ在宅介護支援センター	鼎一色 551 番地	53-9411
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護支援事業所	鼎中平 2009 番地 5	56-8525
健和会病院在宅総合支援センター	鼎中平 1936 番地	23-3268
健和会特定在宅総合支援センター	鼎西鼎 581 番地	56-8113
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
飯伊居宅介護支援事業所	鼎切石 4358 番地 1	56-4311
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	56-0261
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	53-4335
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	28-1532
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	26-8111
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	56-2660
居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2099 番地 2	25-0029
いいだケアサポート	北方 1270 番地 4	25-1008
えがお居宅介護支援事業所	三日市場 406 番地 1	28-2757
おいなんよ	桜町 1 丁目 9 番地 1	23-1803
川路介護相談センターあやめ	川路 2682 番地	27-4102
介護相談センターゆい	龍江 7159 番地 1	27-2929
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	24-8758
あんきの森居宅介護支援事業所	毛賀 1139 番地 1	53-3010
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	56-9288
下瀬しあわせ村居宅介護支援事業所	下瀬 242 番地 5	27-5105
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
介護のかふね居宅支援事業所	育良町 2 丁目 24 番 2 号	48-0428
居宅介護支援ひだまり	駄科 1046 番地 3	26-8641

15. 介護予防支援事業所

名 称	所 在 地	電話番号
いいだ地域包括支援センター	銀座 3 番地 7 堀端ビル 2 階	56-1595
かなえ地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	28-2361
かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	27-6052
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066

16. 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3114 番地 1	23-7888
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	53-6677
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	26-8700
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	28-2260
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	27-4600
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホームあさぎりの郷	高森町吉田 481 番地 1	34-3630
特別養護老人ホーム喬木荘	喬木村 3286 番地 1	33-4433
特別養護老人ホーム赤石寮	阿南町新野 28 番地 4	0260-24-2316
特別養護老人ホーム阿南荘	阿南町北條 2411 番地	0260-22-2171
特別養護老人ホーム阿智荘	阿智村智里 491 番地 41	43-2891
特別養護老人ホーム松川荘	松川町元大島 2965 番地 1	36-5200
特別養護老人ホーム第二光の園	下條村睦沢 7098 番地 8	0260-27-2271
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村平岡 773 番地 1	0260-32-3356
特別養護老人ホームやすおか荘	泰阜村 7565 番地 3	0260-25-2331
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910-1	52-4657
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	48-0806

17. 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人龍川会西沢病院	本町 4 丁目 5 番地	24-3800
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	22-0532
橋上医院	阿智村駒場 359 番地 1	43-2118
下伊那厚生病院	高森町吉田 481 番地 13	35-7511
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159 番地 1	36-2255

18. 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電話番号
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	21-1165
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	53-6048
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	26-8111
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	48-5588
円会センテナリアン	高森町牛牧 2468 番地 4	34-2525
長野県阿南介護老人保健施設	阿南町北條 2009 番地 1	0260-22-3800
介護老人保健施設アルテンハイム会地の郷	阿智村駒場 124 番地 1	43-4848
介護老人保健施設はやしの杜	豊丘村神稲 4176 番地	35-1870

7-3 障害福祉サービス事業者一覧

1. 居宅介護

(H26.6.30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
キープ	上郷飯沼 3512-22	52-1640
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	高羽町 1-4-7 白鳥ビル 1 階	56-0261
ハートケアあんきの森	毛賀 1139-1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1-19-1 南ビル 2 階	52-1651
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	大通 2-221-3	21-6212
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	鼎中平 2276-8	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171-1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24-2	25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807	56-9056

2. 重度訪問介護

(H26.6.30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
キープ	上郷飯沼 3512-22	52-1640
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	高羽町 1-4-7 白鳥ビル 1 階	56-0261
ハートケアあんきの森	毛賀 1139-1	53-3010
ヘルパーステーション「りんご」	大通 1-19-1 南ビル 2 階	52-1651
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 後藤ビル 2-A 号室	48-5453
健和会ヘルパーステーション	鼎西鼎 568	56-8130
社会福祉法人ぽけっと	白山通り 1-310-1	21-6212
社会福祉法人みなみ信州居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171-1	53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15	22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24-2	25-7738

3. 行動援護

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
キープ	上郷飯沼 3512-22	52-1640
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807	56-9056

4. 生活介護

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904-1	26-8820
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108-1	53-2294
くれよんキャンパス (スペース Now)	宮ノ上 3923-1	24-0904
明星学園	駄科 2191-1	26-9456
第二明星学園	駄科 2191-1	26-9456
南原苑	下久堅南原 8 0 3—1	28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803 番地 1	28-8066
キープ飯田上郷飯沼事業所	上郷飯沼 3374-1	52-1640

5. 短期入所

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250	26-9456
第二明星学園	駄科 2191-1	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
社会福祉法人 楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2-2561-4	56-8730
あさ寝坊	宮ノ上 3923-1	24-0904

6. 同行援護

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298-1	21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号室	53-5851
ニチイケアセンター鼎	高羽町 1-4-7 白鳥ビル 1 階	56-0261
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	27-7622
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477-1	53-7728
キープ飯田事業所	上郷飯沼 3512-22	52-1640

7. 自立訓練

(26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
(生活訓練) くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923-1	24-0904
(宿泊訓練) くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923-1	24-0904
(生活訓練) いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
(生活訓練) はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561-4	56-8731
(宿泊訓練) はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561-4	56-8731

8. 就労移行支援

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
くれよんキャンパス (あっ晴れ)	宮ノ上 3923-1	24-0904
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
ピカソ	座光寺 5806	52-1591
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8120
ドリーム	大瀬木 4338-2	48-5671

9. 就労継続支援A型

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
アップル工房イダ リネン事業部	上郷飯沼 2241-1	56-1155
アップル工房イダ 農産事業部	座光寺 1419-1	56-1155
ハート	大瀬木 4338-2	48-5671
ホット	長姫町 5 番地 長坂ビル 2 F	49-8448
ジョブサポートいいた	上郷黒田 6347	48-5933

10. 就労継続支援B型

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 L サポート 久堅農園	下久堅柿野沢 3333	29-8776
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108-1	29-8776
いずみの家	今宮町 4-5609-2	52-2458
障害福祉サービス事業所あゆみ	下久堅南原 803-10	28-8120

11. 施設入所支援

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
明星学園	駄科 2250	26-9456
第二明星学園	駄科 2250	26-9456
南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066

12. 相談支援事業

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
社会福祉法人 楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2-2561-4	56-8730
飯伊圏域障害者総合支援センター	東栄町 3108-1	24-3182
明日晴天にな〜れ	宮ノ上 3923-1	24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933-2	23-6097
キープ相談支援事業所	上郷飯沼 3512-22	52-1640
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1-15	22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2-59	53-5503
スケッチ BOOK	松尾上溝 3322-1	21-0416
指定障害者多機能型福祉施設 L サポート	東栄町 3108-1	53-2294
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803-10	28-8120

南原苑	下久堅南原 803-1	28-8066
(社福) 長野県知的障害者育成会 久堅農園	下久堅柿野沢 3333	29-8744
(株) ぴゅあ ぴゅあ はびねす	上郷黒田 3325	49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250	29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250	26-9456
スキップ まちかど 福祉相談所	上郷別府 3304-3	48-5643

13. 共同生活援助、共同生活介護

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ケアホーム 北方	北方 49-2	24-9817
ケアホーム 南原	下久堅南原 995-4	29-6537
ケアホーム さくらの郷	江戸浜町 3690-3	22-8808
ケアホーム みち草荘	鼎下山 523	52-6446
ケアホーム 風の丘丸山ホーム	丸山町 4-5683-5	23-1105
木の葉のささやき	下瀬 242-6	27-5105
久堅農園柿野沢	下久堅柿野沢 3333	29-8776
久堅農園ほたる	下久堅柿野沢 3180	29-6588
ひまわり荘	宮の上 3887-1	23-4135
すみれ荘	旭町 274-2	24-0531
かつら荘	箕瀬町 3-2520	52-5223
はなのき荘	丸山町 3-5955	23-7855
やまゆり荘	丸山町 1-6567-4	52-1039
有明寮	高羽町 2-5-1	22-4977
有誠寮	北方 2139-5	25-9033
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179-1	52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271	53-0920
アシスティ さつき	大通 1-38	22-5201
さくらそう	鼎一色 31-2	23-0910
新賀ハイツ	下殿岡 1469-1	25-7185
ケアホーム ふうりん	山本 627-1	26-9508
マイホーム	座光寺 5153-13	48-0056

14. 移動支援

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2-221-3	24-7622
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056-3	52-1591
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護事業所	鼎中平 2009-5	56-8525
キープ飯田事業所	上郷飯沼 3512-22	52-1640
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763-1	53-3800
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346-1 メゾン高松 102 号	53-5851

15. 地域活動支援センター

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556	0260-34-2461
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2-2561-4	56-8731
七和の里	龍江 9062-3	27-4442
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2-59	53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 242	27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131-9	26-9508

16. 日中一時支援事業

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851-8	21-5070
ぴゅあ はうす	上郷黒田 3325	49-8307
障がい児サポートセンターピース	白山町 3 南 1-61	49-3211
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1-8-4	53-5503
キープこども財団	上郷飯沼 3512-22	52-1640

17. 訪問入浴

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
ぼけっと	白山町 1-310-1	21-6212
ハートケアあんきの森	毛賀 1139-1	53-3010
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327-11	22-8194
ニチイケアセンター鼎	鼎名古熊 2295-1 平ビル 1-2 号	56-0261

18. 児童発達支援・放課後等デイサービス

(H26. 6. 30 現在)

名 称	所 在 地	電話番号
飯田市こども発達支援センターひまわり	松尾新井 5933-2	23-6097
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851-8	21-5070
キープデイサービス 飯田事業所	上郷飯沼 3512-22	52-1640
キープデイサービス 松尾事業所	松尾代田 753-1	52-1640
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1-8-4	53-5503
キープデイサービス こども発達支援センター	鼎上山 3771-12	48-0336
障がい児サポートセンターピース	白山町 3 南 1-6-1	49-3211
じよんのびハウス	上郷黒田 296-1	23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322-1	59-8014
ぴゅあ はうす	上郷黒田 3325	49-8307
キープ飯田上郷飯沼事業所	上郷飯沼 3374-1	52-1640

保健福祉事業の概要 平成 26 年

平成 27 年 3 月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係